

横濱市震災誌
(未定稿) 第四册

KY369
4B
27

横浜市立図書館

0002994127

横濱市震災誌

(未定稿)

第四冊

KY369

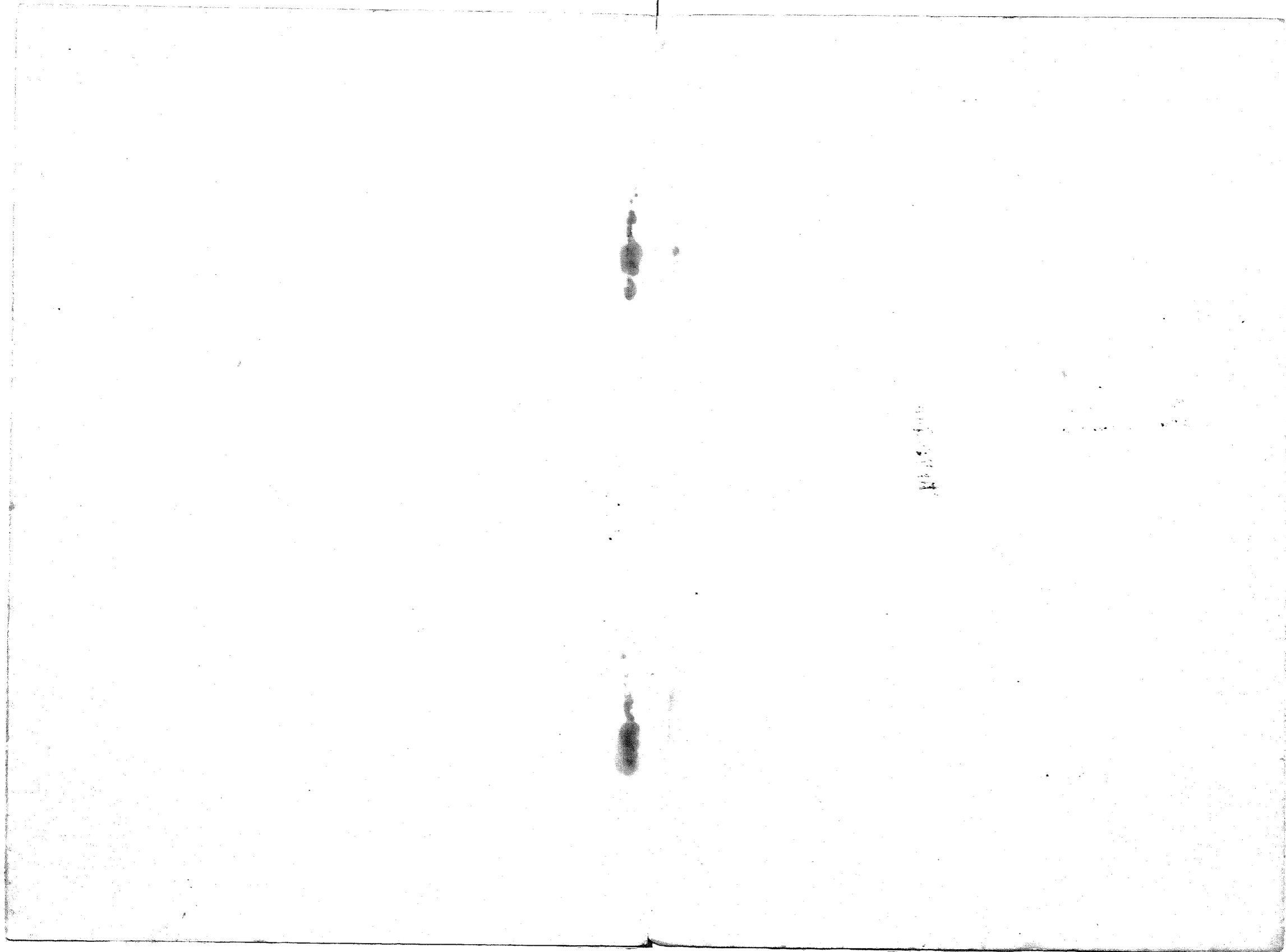
4B

27

横浜市立図書館



0002994127



KY367
4B
27

横濱市震災誌

第四册

横濱市役所

横濱市震災誌第四册目次

第四編 救援と救護

第一章 戒嚴令公布と警備及救護

第一節 神奈川方面警備と諸活動

参考 一 神奈川警備隊の現況旬報

旬報第一	二
(イ) 一般の情況	二
(ロ) 横濱地方治安維持上の特異の點	三
(ハ) 民心の推移及現況	四
(ニ) 罹災民救護の状況	四
(ホ) 避難民の漸減状況	五
(ヘ) 配給の狀態	六
(ト) 宣傳に就て	七
(チ) 交通整理の狀態	七
(リ) 山の手及山下町附近外人の状況	八
(ヌ) 外國外交官の概況	九
(ル) 外國官衙の概況	〇
(ヲ) 布告	三
(ワ) 工兵作業状況	三

目

次

二 旬報第二

(イ) 一般の状況	二四	(ト) 縣市當局の状況	二九
(ロ) 警備	二五	(チ) 罹災民の状況	二九
(ハ) 服務の狀態	二六	(リ) 傷病者救護の状況	三〇
(ニ) 地方外人との關係	二六	(ヌ) 鮮人一般の状況	三三
(ホ) 交通及水道	二七	(ル) 在郷軍人の状況	三五
(ヘ) 通信及照明	二六		

三 旬報第三

(イ) 一般の状況	三三	(ト) 外國人に關する事項	三三
(ロ) 警備	三三	(チ) 活動寫眞撮影に關する件	三三
(ハ) 交通	三四	(リ) 英國避難者追悼會状況	三三
(ニ) 衛生	三四	(ヌ) 主義者の行動	三三
(ホ) 罹災民の状況	三四	(ル) 在郷軍人活動の状況	三三
(ヘ) 鮮人の状況	三四	(ヲ) 其他	三五

四 横濱附近警備地區の現況

緒言

震災當時の概況追想	三五	横濱海陸連絡狀況	三五
軍隊の來著と地方官民	三五	復活の外觀的状況	三五
復舊の順序と不統一	三五		

五 旬報第四

(イ) 一般の状況	三六	(ト) 外國人に關する件	三六
(ロ) 警備	三六	(チ) 檢舉に關する件	三六
(ハ) 交通通信	三六	(リ) 衛生	三六
(ニ) 鐵道	三六	(ヌ) 電燈水道	三六
(ホ) 電車	三六	(ル) 雜件	三六
(ヘ) 罹災民の状況	三六		

六 旬報第五

(イ) 一般状況	三六	(ハ) 交通及通信	三七
(ロ) 警備	三六	(ニ) 罹災民・給水等の状況に就て	三七

(ホ) 鮮人の状況	七五	(チ) 馬衛生	七六
(ヘ) 救護に関する件	七五	(リ) 經理	七六
(ト) 衛生	七六		

七 旬報第六

(イ) 一般の状況	七七	(ホ) 支那人の状況	七八
(ロ) 警備	七七	(ヘ) 鮮人の状況	七八
(ハ) 交通及通信	七八	(ト) 外國に関する事項	七八
(ニ) 軍隊撤退後注意を要する事項	八〇		

附録 横濱駐在米國領事よりの感謝狀

八 神奈川方面警備隊司令部の會報	八四
------------------	----

參考 二 陸軍の醫療救護

(イ) 神奈川方面の状況	八五	(ホ) 第十五師團第二救護班の行動	八九
(ロ) 第一師團救護班の行動	八六	(ヘ) 第十六師團衛生隊の行動	八九
(ハ) 第四師團救護班の行動	八六	(ト) 歩兵第百一聯隊第七中隊の救療作業	八九
(ニ) 第十師團救護班の行動	八九	(チ) 歩兵第五十七聯隊の救療作業	八九

參考 三 陸軍工兵諸隊の作業援助と其他の活動

第二節 憲兵隊の活動	一〇九
第一項 概況	一〇九
第二項 憲兵業務の概要	一〇九
第三項 憲兵隊の増員	一一五
第四項 憲兵分隊の常置	一一五
第三節 海上の警備と艦隊船舶の諸救援	一二六
第一項 各艦隊の行動	一二八
第二項 避難民輸送	一二三
第三項 救護品輸送陸揚に関する行動	一二七
第四節 航空隊の救援活動	一四一

參考

一 陸軍航空學校飛行記録	一五三	三 飛行機上偵察の震災狀況(柴田中尉)	一五五
二 陸軍航空學校下志津分校飛行記録(番)	一四四	同上(小澤曹長)	一五九
第五節 横須賀航空部の救援行動	一六一		

第二章 政府の救援

第一節 概説……………一六三

第二節 警備部震災當時に於ける警察官吏及消防官吏の行動……………一六九

第三節 震災地域に於ける當初の警備……………一七〇

第四節 警備諸機關との聯結……………一七一

第五節 戒嚴令の撤廢及其後に於ける警備並に一般情勢……………一七五

第六節 物資部事務狀況……………一七七

第三章 本市救護施設の狀況

第一節 配給……………一八三

一 緒言……………一八三

二 食糧衣類の配給……………一八四

臨時配給部に於ける供給……………一九三

配給に關する隨時の報道……………一九七

第二節 給水……………二〇六

第三節 救護品陸揚……………二一〇

第四節 收容……………二二五

第五節 衛生

一 總説……………二四二

二 傷病者の調査收容……………二四七

第六節 保護

一 迷兒と孤獨者……………二五三

二 避難者の證明……………二五四

公報の發行……………二五四

死體取片付……………二五七

第七節 震災以後公營事業

一 市營簡易食堂……………二六三

二 浴場……………二六三

三 市營質舖……………二六四

四 市營住宅……………二六四

五 住宅組合……………二六五

六 小資金融……………二六六

公設市場……………二六六

中央卸賣市場……………二七〇

鮮魚及鹽干魚市場……………二七〇

(イ) 港町市場……………二七〇

(ロ) 神奈川市場……………二七一

中央卸賣市場蔬菜部……………二七三

第八節 外人救護概況

在留外國人に對する本縣の救護……………二七六

第九節 橫濱公園内に於ける救護事務

……………二八三

一 衛生 三六四

二 救恤 三六四

第十節 諸救援に關する通信聯絡 三九二

第四章 全國各府縣及公私社會事業團體の救援救護

第一節 他府縣警察官の應援救護 三三六

第二節 本市に配置せられたる各府縣都市救護班 三三八

一 九月十三日調 三六一

二 九月二十九日調 三六二

第三節 帝國在郷軍人會甲府支部及其他府縣支部の救援 三四三

第四節 日本赤十字社の救護 三四八

第一項 臨時病院 三四八

一 根岸臨時病院 三五二

二 東神奈川臨時病院 三五六

第二項 岡野町恩賜財團濟生會病院へ應援救護 三六六

第五節 各府縣の赤十字社救護班狀況 三六七

第五章 海岸方面の諸救援

第一節 東洋汽船株式會社の救援

一 これや丸 三七七

二 大洋丸 三七七

三 明洋丸 三七七

四 春洋丸 三七七

五 安洋丸 香洋丸 福洋丸 三七七

六 震災直後同社の致されたる通信狀況 三七七

七 同社ポートキャブレン等の執りたる應急救援行動 三七七

第二節 日本郵船會社及近海郵船會社の救援

一 緒言 三八二

二 同社横濱支店の救援 三八四

三 震火災當時横濱在泊當社船にて救療せし傷病者數 三九八

四 三島丸に官廳事務所を置きたる期間 四〇〇

五 横濱に於て震災當時一般民衆の救援に従事したる者の氏名 四〇〇

六 就業復舊の顛末 四〇一

第三節 震災當時横濱港碇泊日本郵船株式會社各船の救援狀況

第四節 日本郵船株式會社神戸支店及大阪支店の採りたる救援業績

参考(イ) 日本郵船會社近海郵船會社船便輸送の上海上り支那人避難者數調表 四〇六

(ロ) 日本郵船會社神戸出帆各船搭載震災救恤品明細表 四〇七

- (ハ) 近海郵船會社神戸出帆各船搭載震災救恤品明細表…………… 四一〇
- (ニ) 名古屋四日市出帆日本郵船會社船救恤品積取表…………… 四一一
- (ホ) 日本郵船會社名古屋出帆各船搭載震災救恤品明細表…………… 四一三
- (ヘ) 神戸郵船屬員俱樂部避難者收容人員明細表…………… 四一五

第五節 大阪商船株式會社の救援…………… 四一八

- 一 バリイ丸…………… 四二〇
- 二 ロンドン丸…………… 四二三
- 三 湖南丸…………… 四三三
- 四 シカゴ丸…………… 四三三
- 五 ハルビン丸…………… 四三三
- 六 扇海丸…………… 四三四
- 七 アラスカ丸…………… 四三四
- 八 アンデス丸…………… 四三四
- 九 北京丸…………… 四三五

第六節 其他碇泊諸船の救援行動…………… 四三八

- 一〇 銀山丸…………… 四二五
- 一一 長沙丸…………… 四二六
- 一二 アルタイ丸…………… 四二六
- 一三 名瀨丸…………… 四二六
- 一四 アリゾナ丸 カナダ丸 マニラ丸…………… 四二六
- 一五 ハバナ丸…………… 四二六
- 一六 第二大運丸…………… 四二六
- 一七 富士川丸…………… 四二七
- 一八 救護班の活動…………… 四二七

第六章 諸外國の應援と艦隊の救援…………… 四二九

第一節 英國支那艦隊の救援…………… 四三〇

第二節 米國亞細亞艦隊の救援…………… 四三一

- 一 一般狀況…………… 四三一
- 二 米國救援團寄贈病院…………… 四三五
- 設立經過の概要…………… 四五一
- 天幕病院の繼承竝に病院材料の整理…………… 四三七

第三節 佛國艦隊の救援…………… 四三九

第四節 伊國艦隊の救援…………… 四三九

第五節 外國汽船の救援…………… 四四〇

- 一 英國汽船ペングロウ號及…………… 四四一
- 蘭國汽船チサラック號及…………… 四四一
- ペンリオック號…………… 四四〇
- チレボット號…………… 四四一

参考 外國軍艦の救援に關する諸報…………… 四四二

第五編 震災直後に於ける本市復興の諸相…………… 四四四

第一章 概 説…………… 四四四

第二章 港擴張の爲めに開催されたる市民大會……………四五六

第三章 港灣復興問題の諸講演……………四七四

一 横濱港擴張工事に關する私見……………内務省技師 安藝杏一氏談……………四七四

二 横濱港灣擴張工事私見……………大藏次官 西野 元氏談……………四七四

三 帝都關門としての横濱……………經濟學博士 寺島成信氏演……………四七五

四 横濱の復興……………法學博士 渡邊鐵造氏演……………四七六

五 京濱運河及東京築港問題の諸説……………海軍中將 山路 一善氏……………四七六

六 山路中將の築港論を訂す……………復興院技師 落合 林吉氏……………四八三

七 京濱運河速成は横濱復興途上の急務……………工學博士 石川源二氏談……………四八七

航路標識管理所工務課長

第四章 横濱港復興に關する宣言書の一……………四九〇

横濱市震災誌第四册目次終

横濱市震災誌 第四册

横濱市役所編

第四編 救援と救護

第一章 戒嚴令公布と警備及救護

未曾有の變災により、人心は非常なる恐怖に襲はれ、混亂から混亂へと、留め度もなく暗黒界に導かれ往くのであつた。此に至つて世は全く無秩序と爲り、加ふるに交通々信の杜絶と相伴つて、流言浮説は恰も燎原の火の如く、疾くも四方に散布せられ、爲めに漸次騷擾の勃起を見やうとする向があつた。災害地一帯斯の如き實狀であつたので、之に對して政府は、九月二日勅令第三百九十八號及同第三百九十九號に據り、東京市及荏原豊多摩北豊島南足立南葛飾の五郡に戒嚴令第九條第十四條の規定を適用され、次いで三日勅令第四百號によつて、關東戒嚴令部條例が公布され、其の區域を東京府及神奈川縣に擴張し、陸軍大將福田雅太郎氏は戒嚴司令官に親補されるに至つたのである。

戒嚴令公布と警備及救護

本市は震災第一日の夜、根岸方面に於て既に暴動浮説が生れて翌二日から全市近郷限なく暴狀を呈し、暴民による多數の殺害を見、大なる不祥事を惹起するに至つたのである。されば本令が布かるるに及んで、神奈川方面へ軍隊來着の報に接した時、市民の歡喜は何に譬へんやうも無かつたのである。其後は戒嚴軍隊の警備と、應急救護の諸施設の充實に伴ひ、一般の情勢は逐日平靜に赴いたけれど、九月上旬を過ぎた頃は、まだ警備上大なる憂慮の兆を認めるものが有つた。

九月十二日、震災救護に關する大詔は煥發せられ、九月十八日、陸軍大臣は陸軍一般に對し訓示する所があつた。

九月二十日、陸軍大將山梨半造氏は、福田大將に代つて戒嚴司令官に親補された。

九月中旬になつては、地方各機關の活動が漸次旺んになつてきたので、今まで分散配置になつてゐた軍隊を逐次集結して、警備の持久に適するやうにし、九月下旬以後、地方師團派遣部隊の一部を歸還せしむるに至つたのである。けれども震災直後の騷擾以來、警備機關に於ける治安の維持が頗る懸念されたので、陸軍當局は九月下旬、戒嚴地域内に憲兵及補助憲兵約二千名の増加を策し、之れが整理に着手した。

九月下旬の兵力撤去にも拘らず、戒嚴地域内の情勢は益々平靜で、僅に單純な警察事故の發生を見るの外、何等警備上憂慮すべき事態の發生も見なかつた。此に於て陸軍當局は、十月上旬に於て、更に一部の兵力を撤去し、次で十月中旬に入りて、先きに警備増加中であつた憲兵及補助憲兵約二千名の増加配置が出来たので、十月下旬を以て、地方派遣部隊の全部をして、戒嚴司令部の指揮を脱し、原所屬に歸復させたのである。而して十月二十五日には、最も安靜なる千葉及埼玉兩縣下に於ける戒嚴令一部の適用を解止された。

十一月に入つては、戒嚴地域の縮小に伴ひ、戒嚴軍隊は東京衛戍地及横濱附近のみを直接警備し、其他の地域に於ては、憲兵を以て警備を兼掌せしむるの外、情況の視察により、萬一の場合に用ふべき戒嚴施行必要を認めなくなつたので、十一月十五日、勅令第四百七十九號に據り、戒嚴令一部の適用を廢止するに至つたのである。

告諭と訓示

福田戒嚴司令官の告諭

「今回の被害に就き、救護を容易にし、治安を維持するため、東京府及神奈川縣に戒嚴を令せられたが、此度之を千葉縣及埼玉縣に擴張せられた。此擴張は別に恐るべき事柄が新に起つた爲

ではない。罹災者が次第に此地方に入り込むに従ひ、色々の虚報流言が行はれ、人心を不安にすることがあるので、取締ると、必要の場合には、軍隊を以て治安を維持し、救護にも従事するに便なるためである。他地方は決して流言に迷はざることなく、避難民は地方民に對し、不都合の行動を執ることなく、何れも地方官公吏警察官に信頼して、平時の如く落付いて居つて、軍隊の厄介になる様なことをしてはいけない。

二、戒嚴の令せられても、直接の取締は地方警察官が之に任ずるのであることを忘れてはならぬ。

九月七日

戒嚴地域今後の警備方針

(大正十二年九月十七日)

戒嚴司令官は、兵力に依る地方の直接警備は、震災直後の混亂状態に應じ、臨機實施せるものにして、永續すべきものにあらざるに鑑み、民心の鎮靜秩序の恢復に伴ひ、警備の實行を逐次地方諸機關に移し、現在の配置を緊縮するに決し、十三日隷下各軍隊に命令する所ありたり。

戒嚴地域今後の警備方針に就て (關東戒嚴司令部員談)

別項の如く、戒嚴司令官は現在の配備を漸次緊縮する方針を定められたが、之は決して現在各地に配備せる軍隊を、今直に撤去するの意ではない。即ち現在では災害直後の状況に應じて、過度に

兵力を分散して配給し居り、此儘に推移して、戒嚴令撤去の際に至り、急遽一齊に兵備を撤するは、却つて紛亂の再發を來す虞があるので、地方復興の狀態に順應し、地方警察其他の諸機關と緊密なる連繫の下に、逐次配備を緊縮し、兵力に依る個々物件直接の警備を持續し、戒嚴令撤去の期を待たんとするものである。従つて將來各警備軍隊の一部に於ては、或は移動交代を行ひ、或は從來請求に依りて配置せる個人所有の物件建物等の警戒兵を撤去することあるべきも、全然警備を撤去するのではなく、警戒の方法を持久に適する如く改めたに過ぎないのであるから、呉れ呉れも誤解なきを望む。

戒嚴令下諸隊に與ふる訓示

戒嚴を令せられてより正に二旬、戒嚴諸隊不眠不休の努力に依り、混沌たりし罹災地の狀勢は、漸く鎮靜に復し、秩序回復其緒につき、民心亦堵に安んずるに至れり。

此時に方り、不肖半造新に大命を拜して、戒嚴司令官の職に就く。深く諸隊連日の勞苦を多とすと共に、一層士氣を振張し、嚴に節制を保持し、軍民戮力、精勵倦まず、以て戒嚴の目的を達し、有終の美を完うせんことを望まずんばあらず。各員宜しく自重奮勵、以て軍の聲譽を發揮し、國民負託の重任に背かざらんことを期すべし。

大正十二年九月二十日

關東戒嚴司令官 山 梨 半 造

第一節 神奈川方面警備と諸活動

六

本市全滅して、民心不安の折我が横濱に第一線に派遣された奥平少將の統率する軍隊は、不眠不休、恰も戦陣に立つて馳趨するが如く、不安裡に悲沈した市民に活氣を與へた。左に到着の飛報その儘を掲げて、當時を想起しやう。

九月四日午前十時戒嚴令公布さる。

司令官 奥平少將

兵力約一千名

情報 新山下町 根岸一部

五十七聯隊 池田少佐のゆる一大隊、四日午後八時四十分、膠州丸にて二百二十名上陸。山

手方面を警戒すること。

一更に池田大隊の兵力は、午後三時陸上より到着の筈。

一陸戦隊は電車線隊とす。

右本部へ報告す。

一片の紙切れに、鉛筆の走書きで、横濱市へ軍隊來着を報道して來たのである。其後更に山手方面の軍隊配置を報じ來た次報は、左の如くである。

大隊本部 根岸小學校。

中隊本部 北方。

同 根岸小學校附近。

小隊本部 瀧頭。

同 本牧。

分隊 蒔田堀内坂下監獄前善行寺立野。

騎兵 競馬場附近。

必要の場合は、右の各所に連絡せられたし。其他詳細は大隊本部に打合せありたし。

かくして、到着早々警備と救護の任務に當つたが、何しろ丸焼となつた焦土には、縣市當局も着々平生の如く順調なる連絡は缺けてををつたのであつた。然るに九月七日午後八時、打續く災害後の混亂も、漸く沈靜の兆を見、更に秩序の回復と救護の諸活動に殆んど寢食を忘れて、日夜に奮闘を續けた。軍隊と政府諸員並に縣市當局と各部の聯絡や、諸般事務の打合せ等の爲に、司令官が發議して、七日午後八時會議を始めた。救護事務局委員、各部長市長、陸軍側の司令官參謀、關東司令部參謀等が出席し、最初參謀長から、軍況の一斑と情報を齎らし、更に今後の方策に於ける軍隊の位置及配置を定めた。そ

の大體を一般に周知せしむる筈ではあるが、そは更に改めて發表することとして、とにかく一般民衆に滞りなく知らしむるに、青年團等の宣傳丈けでは徹底せざる嫌あると斷案し、且つ曰く「目下の軍隊は高座鎌倉の二郡には柴山統率のもの、又馬入川を境とし、小田原方面に同數、更に多摩川の北方に第一師團の部隊は散在し、南方三浦郡と横須賀方面とは其の屯在隊及海兵を以てし、蒔田から茅ヶ崎までは、最近別隊が來る豫定であるから、夫れを當つることとし、これらの連絡は明日より電話に因ることとなつてゐる。然るに警備隊は橋樹都筑久良岐の三郡と横濱とを管轄してゐるにも係らず、尙ほ未だ人心の動搖は止まず、其の拗執なる方面は程ヶ谷の周圍と南太田町の方面であるが、殊に北方鶴見方面は、浮説の内容頗る大袈裟なものが多い。浮説中鮮人等の悪行ありと云ふもの、相互に掠奪を行ふと云ふものの二種であるが、外見竹槍等を持參し、武裝せるものは次第に減少した。要するに戒嚴令布かれて、茲に民心の不安も減じたものであらう云々と。更に意見として、警察と軍隊との共同一致の行動に就きて述ぶる所あり。「現在の状態に於ては、殆んど各個別々の感があり。其中部長の意志の徹底しないと認めらるる事は、即ち悪人を直に軍隊に届出で、又警官も軍隊に行けと命ずるもの、屢あるときは、どうかと思ふ。就ては、警官使用の概略を聞き度し。併せて縣當局の地方民心

に關して見聞した報告を承りたい。尙罹災民避難の状況如何等に就ても承りたい。其れによりてその方面を主として警戒する積りである。次に軍隊にも小救護班もあることで、それらとの連絡上、縣救護の状況を承はりたし。一般的に知事の將來の施設計畫あらば何度い。部下の報告によれば、途説に依れる糧米分配行き渡らず、又多量と少量の差あるとの事である。次に税關倉庫に種々の品ありと聞く。機械類を損せぬ様、取締を要すとの申出でに對する事實如何。」此問に對し、警察部長は「東神倉庫附近の税關倉庫に日用品あるとの報に接し、軍隊又警官を派遣したが、税關の倉庫は事實空虚であつた。それから當所を打捨て一方東神倉庫に至れば、大機械類あれども、到底これが持ち運び等の事は不可能である。然るに今日聞く所に依れば、襖多數あり、徵發命令を發せられたしとのことである」と。次に監察官は「自分が目撃した際には、各種のものあり。それらは殆んど掠奪し去つたのである。」と述べ、取締りの必要と、その程度を力説した。警察部長は更に「今日の掠奪は目前の不安は去つたのであるから、慾に依れる掠奪ならん。」司令官、郊外の菜園をも取締る必要がある。」知事「一般に警察力の薄弱であるから、その筋に保護を求めたが、來らず、結局兵力は薄弱であるから、人心安定せず、悪團も虚勢し得られざるものと考ふ。」司令官「軍隊としては未だ活動する餘地は多々あ

れども、要するにその状況を知らないからである。故に各部との連絡の必要があるとは、今夜の會議の主なる要項である「市長」一般に警察力は信頼不可能である。」次に警官に關する諮問に入り、司令官は「警官の使用方法に缺處なきや」と諮せば警察部長は「警官の仕事は人身の保護を主としてをるから、目下警察官は千名の定員中、出動し得べきもの九百名だけであり。その中完全に勤勞し得るものは、僅かに五六百名である。他に各部官應援警察官二百名あるのみ。」と答へ、更に司令官は「軍隊は約千二百名であるから、之が配置に關しては具體的の協議ありたし」と述ぶ。

更に知事市長監察官は、兵力の増加を要望せしに、司令官は「警察力も増加せられたし」と述べ、次に又監察官は「警官は増加の餘地なし」と答ふ。更に知事は「此の災害に對し、店舗事業を營むものに對して、安定策を講ずるの要がある。又築港を如何にするかの問題である。」今日の状態にありては、店舗を開くことも得ず兵力を増加すれば、茲に初めて安定を得る譯である。それに現在に於ては、未だ罹災民は餘り地方に散逸しておらない。此の際一時店舗を開かしめ、安定の後、築港計劃等の大事業に對するの外ないと考へられる。電氣會社等もこの有様では復舊を躊躇するやうなこともなきにしもあらず、然るときは一層不安定を醸すに至らん」と陳述すれば、問題を變じて根本的な方

策に就て具陳し、市長「國際の威位上、一日も早く復舊を要す。これがためには兵力の増進を要するの外なし」と。更に知事より市長に「電燈を點火されたし」と迫れば、市長「目下それに就いては協議しつつある。」と答へ、更に問題を變へて、夜警に付港務部長は「陸上の不安からの夜警組織が、海上輸送に大に影響す」と述べれば、司令官「現在の不安たる第一原因たる鮮人を遇する要あり」と要望し、知事は「船に收容する計劃なり」と答ふ。監察官「平和に勞働しつつある鮮人を收容する要はなかるべし」と更に問へば、監察官「現在悪事を働きつゝあるは鮮人よりも解放囚人なり」と答ふ。市長「道路の修理のために工兵の力を籍り度い。市は修理の要具なく、何分の方法を講じられ度し。」又「救療不充分なる點も御援助を願ひ度し」と頼めば、司令官「工兵も今の處水戸の兵なれば、道具もなければ、目下道具に關しては請求中である」と答ふ。

知事「明日から縣で始むる筈」と報告し、而して衛生課長は、救療状況を説明す。軍隊との連絡は具體的に別に協議しては如何と、一同の委員は提議し、更に市長から傳染病發生に警戒を要望して、バラックの設備は急務なること、特に務員の住宅を要望して會議を了へた。

已上の緊急會議は各員の熱誠の發露であつたから、協議の事項内容よりも、その精神

を永く史上に銘記して置かねばならぬことと思ふ。

已下参考として神奈川方面警備隊司令官部の旬報を掲げ、軍隊の勇敢なる行動を知るに便にせんとする。(内務省震災救護事務局神奈川縣支部調査)

参 考

神奈川警備隊の現況旬報

(自九月十一日
至九月二十日)

一 旬報 第一

神奈川警備隊司令官陸軍少將 奥 平 俊 藏

(イ) 一般の情況

兵力増加して、警備稍徹底するに従ひ、民心は大に沈靜に向ひ、縣市各機關も漸く整ひ、救濟事業も漸次圓滑實施の緒に就き、警官隊の行動も軍隊の支援により稍、威力を有するに至れり。然れ共青年團の名を以て、不正行爲をなさんとするもの、在郷軍人を襲ひて非行をなせるもの、其他不逞邦人の横行等、未だ全く跡を絶たず。社會主義者の横暴主領の逮捕により、一頓挫の状態にあるも、其後の景況は、目下尙注意監視中なり。以上の如き不逞の徒に對して、軍隊は警察を援助して、徹底的の取締をなさんとす

(ロ) 横濱地方治安維持上の特異の點

横濱地方は治安維持困難なるべき特異の點を有す。その主要なるものを列記すれば左の如し。

一 主胸部の全滅 震害及火災の猛烈なりしは、當市の最も繁盛なる部分なりし爲め、市民救濟上の主腦部たりし人士を喪失するに至れり。

二 地方民情 海外貿易地の例に漏れず、船乗根性、埠頭場頭、人足根性多く、物質的にして、輕薄粗暴の傾向ありて、軍隊に過度に信賴し、自らなすべきを爲さず、燒跡に窃盜をなすもの多し。

三 勢力の供給 災害の絶大なるに驚き、震災直後に於ての地方民は、勞役に従ふの意志なく、漸く秩序回復するに至るも、尙勞銀の有無を憂ひて、積極的に勞役に従はんとせず。ために當初に於ては糧食の陸揚困難に逢着せり。

四 鮮人 根岸附近に於ては、當初二千人の鮮人襲來の宣傳に驚き、之れに對するため開放せる囚徒にも武器を配給せしことあるも、事實は襲來せるものは五六名なりき。而れ共個々の鮮人の強盜殺人強姦等の實例決して尠からず。殊に戸塚トンネル工事に従事せしもの最悪とす。

五 社會主義者 中村町附近避難民集團附近は、山口一派の社會主義者の巢窟とも見做すべき、鮮人及無賴の徒は、之れに雷同して妄擧を爲せしが如し。

十日朝山口正憲を捕獲したるは、其の過痕を絶せるものと認むるも、其後の狀況未だ明ならず。

六 税關倉庫及監獄の開放 税關倉庫を過早に開放し、ために武器を四散せしめ、監獄を開放し、又囚徒に對し、鮮人豫防のため武器を支給せしは、益、治安維持上困難を増加せり。

七 警察官及在郷軍人 警察必すしも信頼すべからず。恰も山口一派に使嗾せられんとする形跡なきにしもあらず。又在郷軍人は一般に公共的著實熱心を缺き、殊に一本松及藤棚附近に於ては、常に米の配給を行ふに公平を失せるものあり。之れを群馬縣の在郷軍人が目下當市に活動しあると比較するに、其差雲泥も雷ならず。

八 外人 山下町及山手附近、外人居留地は、言語不通なると、内外人家屋の混在し、且外人の從僕出入せると共に、盜難取締に困難なりしも、未だ事故を惹起するに至らず。

(八) 民心の推移及現況

漸次軍隊の増加と、解放囚人及鮮人の移送とにより、強盜奪掠等大に減少し、民心概ね平靜に歸し、一部其業に就くものあるに至れりと雖も、今尙局部的に現存せるものは、極めて悪性にして、職を失ひ、餓えたる者の之に同化せらるる虞なきにしもあらざる状態にあり。

(二) 罹災民救護の狀況

各部付衛生部員救護

各部衛生部員は各隊本部に於て救護所を設置し、罹災民救助に任せり。

第一師團救護班は、九月四日横濱市元濱町に救護所を設置し、六日、高島町社會館に移動し、大阪醫科大學救護班と合同作業を行ひ、九日第一師團救護班に合併せり。

第十師團及第十六師團救護班は、九月九日、相前後して到着し、第十師團救護班は、青木小學校に、第十六師團救護班は、本牧貿易學校に開設し、夫々横濱公園横濱停車場及立野馬場に支部を設置し、業務を開設せり。

第四師團及第十五師團救護班は、十日到着し、前者は保土ヶ谷町に開設し、後者は神奈川に待命中なり。

到着以來、九日までの救助新患者數は、一千二百二十七名にして、主なるものは火傷及外傷、營養器病とす。

警備隊患者の狀況

目下衛生成績は一般に良好にして、歩兵第五十七聯隊に肺患一名、工兵第一大隊に腸病一名發生せるの外、未だ注意を拂ふを要すべき患者なし。然れ共兵員起居並氣温の激變、四圍の狀況に應じ、傳染病並下痢患者の發生を恐れ、極力之れが豫防に努む注意を與へたり。

(ホ) 避難民の漸減狀況

災害當時取敢へず附近村落に避難したるものは、今や漸次各方面に放散せんとしつつあり。糧食

配給の普及と共に漸次人心安定に向ひつゝあり。然れ共根岸及大岡町(横濱—大船道沿道)方面にありては、時々盜賊の横行するものあるが如し。

清水港へ	約	九、四〇〇人
神戸港へ	約	九、六〇〇人
大阪港へ	約	二、五〇〇人
四日市へ	約	五〇人人
小田原、江尻へ	約	五七〇人
合計		約二二、一二〇人

陸路より他方面に避難したるものの数は明瞭ならざるも、東方殊に東京方面に向つては、日々五六百名の移動あるものと推定せらる。現在尙ほ横濱附近に集團しある避難民の数は別紙要圖(圖略す)の如し。

(へ) 配給の狀態

配給部員去る八日到着。十日より一般に配給を開始す。其の配置別紙(別紙略す)の如し。

配給は概ね良好に行はれあるものと認む。然れ共支給に公平を缺き、且地方青年團等の反つて良好なる配給を受くるが如き景狀あるを遺憾とす。

(ト) 宣傳に就て

當警備隊に於て行へる宣傳は、到着初期に於て其の効果顯著なるものあり。「横濱に軍隊來る」との第一報は、縣市民をして偉大なる歡呼を以て迎へられたり。

當警備隊は、日々宣傳すべき事項を、各部隊に布達し、銳意宣傳に勉めたるも、印刷機の不足は東京に於ける如く印刷物を以てする、大宣傳をなすこと困難なり。此れがため要所に揭示場を設け、之に大揭示(筆にて書す)をなしたり。又各部隊は、所管警備地區内に於て、特に地方官憲青年團、在郷軍人團員を統督し、宣傳に勉めたり。

當地方に於ける流言蜚語は、東京に於ける程喧傳せられず。反て軍隊に於て布告せられたる文句を、更に峻烈に書き換へ、且陸軍の名を假りて揭示したるもあり。子安附近に於て地方人が揭示したる文句に左の如きものあり。

夜間通行を嚴禁す。交通するものは銃殺せらるべし。 陸軍司令部

本十日まで當警備隊に於て宣傳布告したるもの別紙の如し。

(布告文略す)

(チ) 交通整理の狀態

工兵隊と縣市當局と協力して、概要附圖第二の二三(圖略す)の如き景況に進捗せり。

(參 考)

(リ) 山の手及山下町附近外人の状況

(自九月六日)
(至九月十日)

(一) 外人の殆んど全くは居留地より他に避難し、上海神戸或は大阪に向はんとするもの多く、目下港内碇泊中の汽船に在りて、日中上陸して家財及死者を搬出せるものもあるも、漸次其の数を減ぜり

(二) 各國人別に其の状況を示せば左の如し。

(イ) 英米領事は、エンプレス・オブ・オーストラリア號に在り。七日交渉の結果、米は法規的にして、家財探査のため、上陸の中は一家一名の水兵を配し、盜難豫防に資しあるも、英には其措置あるを認めず。市助役の談に依れば、エンプレス・オブ・オーストラリア號は、日本人の避難を悦ばざるものゝ如く、本邦傷病者を放置し、甚しきは短銃を以て乗船せんとするを射撃せり。反之、佛國汽船は日本人を優遇しありと。

(ロ) アルメニヤ人は、多く震災直後、盜難に遭ひ、家財の大半を喪失せりとて、殊に中村町根岸競馬場東北千米附近避難民集團地區は、無警察の狀態にして、軍隊も憲兵もなく、盜賊横行しつゝありと。(立憲労働黨首領山口某及監獄所在地と彼此考量するに警備上大に注意するを要す。)

(ハ) 被害地外在住外人は、軍隊の少兵力なる震災當初の市中の状況は、眞に已むを得ざるものとし、就中一米人の如きは、桑港の震災に比し、著しく市中の秩序整然たりと云へり。

三 避難せる外人家屋は、料理人等の従僕により取締られありて、之れが盜難取締は、警察官憲兵將又

軍隊を以てするも困難にして、外人家屋は邦人家屋と混在しあるに於て特に然り。之が爲めには、第二項第一條所載の米人の處置を必要とす。

(四) 九日米國海軍病院に於て、同國驅逐艦乗組水兵死人の取除をなしつゝあるを見る。

其將校が日本の將校の對話を避けんとするを認めたるは、國際上注意すべき一現象なるべし。

(五) 市及縣兩廳の外人係に於ては、別に外人取締に關する定見なく、市外人係の言に依れば、貧困なる露國人が救濟主として食糧を哀願するものある他は、外人は各箇に避難しあり。要之、軍隊の増加と外人の當市撤退とは相俟つて、外人居留地は益平穩無事なるも、山の手方面に於ては尙家具等の残存せるものあると、且つは對外關係上の顧慮に基き、當該方面は、比較的強大なる警備をなしあり。

(六) 九月十一日現在陸上に在る外人は、獨逸人二十七名、清國人十七八名にして、皆邦人同様、根岸町附近にて給養を受けつゝあり。

(又) 外國外交官の概況 (住宅及個人)

英 總 領 事	不 明	全 燒
英 副 領 事	同	同
獨 總 領 事	神戶旅行中	同

(參 考)

伊太利領事	不	明	全	燒
ブラジル領事	錄	倉	半	潰
諸威名譽領事	不	明	全	燒
フィンランド領事	同		同	
ヴェネツェラ名譽領事	同		同	
丁抹領事	同		同	
アルメニヤ領事	同		同	

(ル) 外國官衙の概況

西班牙 公使館領事館全燒公使以下生死不明。
 ペル 公使館領事館全燒公使以下安全。
 智利 公使館現存。公使外出中行方不明。神戸領事プランコ氏はオリエンタルホテルにて行方不明。外交官補アザー、ローズインネス氏生存。
 智利 領事館全燒。領事以下不明
 キュバ 領事館全燒。領事以下不明。
 佛總領事館 領事死亡(備人の言)

(ヲ) 布告

東京からの知らせに依りますと、東京方面は官民一致協同し、多大の努力に依りまして既に平靜に歸し、目下災害地の掃除復舊に従事して居ることとであります。
 又物資等も多くなりまして、其の價も亦平常と異ることなく、寧ろ安いものもあるとの事でありませす。

大船藤澤其以西の方は全く靜まつて皆平常通り働いて居るとの事であります。殊に鮮人なりとも、日本人と共に働いて居ります。當方面への第十師團からの大救護班は本日到着しました。又當方面に来るべき管であつた、未着歩兵大隊も、更に近く到着し、將來一層警戒を嚴重にし、治安秩序の維持に任じますから、一般市民の方々も、速に不必要の恐怖を去り、誤つた宣傳煽動に乗ぜらるることなく、秩序回復に努めなければなりません。若し尙人を迷はし、おだてる様なことをなすものがありましたらば更に嚴重なる處置を採ります。

神奈川方面警備隊司令部

布告第六號

九月九日

糧食の配給に關し、本縣及横濱市民に告ぐ

關東戒嚴司令官は、神奈川縣下の糧食配給を目的とし、以來當地に配給部開設準備のため勝野大佐

(參考)

を長とせる將校を派遣しありしが、著々準備完了し、此上は海軍の擔任する陸揚業務さへ進捗せば、本市民に對する糧食の配給は、圓滑實施せらるべし。目下當港に到着せる糧食は、市及縣民救済に餘ある程の數量にして、何等後顧の憂なく、目下日夜陸揚を急ぎつつあり。

右配給部開設の上は、居住地の附近に於て、所要糧食を配給する計畫なれば、各地方に於て、居住人口の狀態と共所要糧食目量を概算し置き、均等の配給をなし得るの準備あることが必要である。

神奈川方面警備隊司令部

布告

左の個所に救護班を設け、多數の擔架を準備し、傷病者の收容を致しますから、どしどし最寄救護班に申込み下さい。

本牧附近

程ヶ谷附近

神奈川停車場附近

間違の起りさうな朝鮮人及此機會に付け込んで悪いことをする者は、他の地方に護送して居りますから安心下さい。

九月九日

神奈川方面警備隊司令部

(ウ) 工兵作業狀況

工兵第一大隊一小隊

三日、歩兵第一中隊と共に海上輸送により先着して、先づ應急の警備に任ず。四日以後別紙要目の如く、水道工事の掩護並に指導に任じ、十一日、工兵第十四大隊の一小隊と交代歸京原隊に復歸す。

工兵第十四大隊

四日、午後到着。騎兵第十五聯隊に代りて、中央地區の警備に任じ、晝間は餘力を利用して、警備隊各地區間の通信圖の構成に任ず。七日以後、半部を以て電話網を構成増補し、半部を以て先づ緊要なる市内の交通整理即ち路上障礙物の除去、鐵線の艾除等に任じたり。九日午前迄に、第一期作業を終了し、十日より工兵第十七大隊と共に第二期作業に移る。

工兵第十七大隊十日着

工兵第十四大隊と共に、市内道路橋梁の修理に任ず。

工兵第十二大隊十二日夜着

工兵第十二大隊も又同じ。十二大隊到着後は、全市を三地區に分ち、工兵第十二大隊長の統一指揮によりて、稍大作業を以て、橋梁完全修理、道路の自動車交通を可能ならしむる如く改修に任ず。

無線電信隊

七日、夜到着。直ちに司令部東側に通信所を開設し、戒嚴司令部と當司令部間の通信に任じ、十二

(參 考)

日以後は清水港と戒嚴司令部間の連絡の中繼もなすに至れり。

野戰電燈隊(十一日着)

野毛山平沼邸に機を設置し、主として銀行團竝に居留地の燒跡照明に任す。

臨時旭班

當司令部と戒嚴司令部間の晝夜の補助通信に任じありしが十日以後往復通信可能なるに至れり。

二旬報 第二

(イ) 一般の狀況

警備兵力充實し、其の配備を完了して、到る所に兵を見るの景狀となるや、民心頗に安堵の色あり。然れ共未だ一般に食糧の配給を受くる事と、家族の處置に捉はれて、勞役に服し、又は燒跡の整理に着手する等の念なく、唯々避難地に徒食するもの多かりしも、十五六日頃に至り、逐次電燈の點せられ、一方避難民の他方面への移動は一段落を告げ、一般に落付くに至り、競争的に假小屋の構築、小賣店の開店等を行ふに至り、一般に活氣を呈す。亞いで水道工事の進捗により、各方面に配水せらるるに至るや、避難民は續々として燒跡に復歸し、今や燒跡到る處、假小屋を以て滿さるるに至れり。此に於て贓品を納めあるもの、兵器を所有せるもの等を捜査し、不良分子の覺醒を促したる結果は、續々自發的に

贓品を投棄するもの等を生じ、掠奪窃盜犯殆ど跡を絶つに至れり。

露國義勇艦來航問題、米國フリップピン救護團病院開設問題等、疑心暗鬼を生じ、官民共に多少の不安を感ずるものありしも、當局の正當なる處置に依り、全く事無きを得たり。

(ロ) 警備

當地方の警備に就ては、三日午前、歩兵第一聯隊の一中隊、工兵一小隊、同日午後、騎兵第十五聯隊到着し、直に應急の警備をなし、當司令部、四日朝此の地に上陸し、同日到着せる歩兵第五十七聯隊を併せて、横濱及最も騷擾せる郊外の部落に分散配置を取り、五日、工兵第十四大隊を以て、騎兵第十五聯隊と交代せしめ、騎兵聯隊の主力を藤澤鎌倉方面に前進せしめ、更に七日、歩兵第四十九聯隊の同地附近到着に從ひ、騎兵聯隊は之れと交代して、神奈川以東多摩川右岸の地區を警備せしめたり。當時地方民心動搖甚しく、軍隊配置を要求するもの間斷なく、而かも兵力の關係上、之れを許さざるもの多かりしは、遺憾とする所なり。爾後八日、より九日朝に亘り、歩兵第三十六聯隊の一大隊、歩兵第五聯隊到着せるを以て、概ね警備上の要求を満足し、工兵大隊は地方の交通、水道の工事に使用するに至れり。而して此等の諸作業は、十八日以來、陸軍震災救護委員横濱支隊長の區署の下に、統一的作業に従事しつつあり。

人心の安定と共に、逐次警備を緊縮し、配兵は必要なる箇所止め、憲兵警察官と協力し、震災當時掠奪を行ひしもの、暴利を貪るもの、無賴漢にして警察官の手を下し得ず、地方人も後難を惧れるが如き

者の檢舉に力め將來のため此等の惡漢の膺懲を期せり。尙警備部隊の到着順序、目下に於ける配備並に既往に於ける行動の概要の左の如し。

(八) 服務の狀態

未曾有の震災に方り、各部隊は驟起して、帝都附近の急に赴き轉じて神奈川方面の警備及救護の任に服すこと二旬に垂んとす。

此間克く困苦缺乏に堪へ、寢食の不足を意とせず、規律を守り、節制を重んじ、慎重事に方り、熱誠任に服し、光輝ある成績を収め、地方官民の信頼を受け、陸軍の名譽を發揚せり。而して將卒中家産を焼き、骨肉を失ひ、或は一家の安否不明なるを意とせず、一意任務に邁進する者少しとせず。従つて一般に軍紀振張、風紀嚴正にして、今日まで何等事故なし。然れども四圍の狀況は、時日の経過に伴ひ、之が弛緩を誘致するの虞なしとせず、且傳染病は漸く流行の兆を呈し、外人との接觸亦繁からんとする秋なるを以て、各部隊長をして、一層部下の指導監督を密にし、精神の緊張、健康の保全に力め、有終の美を収むることに留意せしむ。

(三) 地方外人との關係

地方及隊外各機關との連絡に就ては、司令官の最も努力せる所にして、或は知事市長等と會議を開き、或は相互頻繁に往復し、常に地方一般の民心及境遇を観察偵知して、之に順應するの處置を議せし

め、相協力して、警備及救護に遺憾なきを期せんと、地方官憲を刺激援助して、以て治安秩序の促進に努めつつあり。

警察力は昨今漸く回復の緒に就けるを認む。市長は目下市の回復のため、財政上の方面に於て最も苦心せるものの如し。外人との關係は、五日英米の領事及艦長等來訪、居留民の金庫及死屍の處置を、水兵をして助力せしむるため、上陸の許可を乞ふべく、依りて司令官は、武裝せざるものの上陸を許し、且つ時局上、言語不通より行違生ぜざらんことに就て注意する所あり。彼等も之れを諒とし、多くは上陸せず。未だ何等の事故なし。次で十三日露國義勇艦レンヌ號の入港當時は、相當の警戒を要せしも、當局の措置により、十四日午前十一時退去す。十五日午後、米國輸送船メリット號は、罹災者のため食糧醫藥海軍病院用具を積載す。昨今リート將軍の來濱、アメリカ海軍病院の開設等、我警備隊の對外關係稍、繁からんとするを以て特に注意を倍進し、我陸軍威望の發揚に努めつつあり。

(ホ) 交通及水道

工兵第十四大隊の作業

九月九日以來、横濱市内の警備に任せし同大隊は、歩兵の増加と共に、警備隊通信網の構成及交通の整理に努力し、其完成せる作業概ね次の如し。

軍用通信網の構成、及及電話交換所の設備。

主要道路の整理。

(參) 考)

河川を通航し得るやう障害の排除。

目下は横濱市内主要道路に半永久架橋の架設中なり。

工兵第十七大隊の作業

九月十日先發將校以下七十名、十一日大隊長以下二百八十名當地に到着し、鋭意破壊橋梁の修繕架設、及道路の補修等に従事し、専ら交通路の整理に任ぜり。殊に十三日以来横濱水道の修理に着手し、其延長四千百數十米に達せり。

工兵第十二大隊の作業

九月十四日以後市内交通路の整理に従事す。

其概要左の如し。

大岡川、堀川、中村川等の航路の整理。

三吉橋徒橋の架設及久良岐橋の強固結。

主要道路の整理。

其他龜の橋、千歳橋の修理に努めつつあり。

(へ) 通信及照明

横濱市内電話の開通 主なる地方官衙病院電氣會社配給所等には電信第二聯隊にて市内電話を急設し、市役所に交換所を設置す。

電信及鳩通信 東京小田原横須賀千葉の各方面に有線電信、東京清水港等に無線電信を以て連絡を確保しつつあり。鳩通信班は當地と東京藤澤間との通信に従事しつつあり。

市街の照明 電信第一聯隊より派遣せる照明隊は横濱市街の中央なる伊勢山に射光機二臺を据ゑて、闇の市街を照明す。又棧橋税關倉庫海岸通に數十個の街燈を點灯し、船荷揚に便しつつあり。

(ト) 縣市當局の状況

縣市當局は最近大に秩序を回復し、豫定計畫の許に、着々其實績を揚げつつあり。殊に警察官の威力大に復舊せざるものあり。第三期の計畫として、別紙の如き警官配置を取り、災害前に近き嚴肅なる監視をなし得るに至れり。

(チ) 罹災民の状況

罹災者は一時焼残りの人家、及市の周圍に麤集しありしも、速に之れを四散せしむる知事の方針により、漸次其數を減じ、目下焼残り及焼出されの人民を合し、約十萬以下を現存せるに過ぎざるもの如く、糧食は震災當時市民の全數に對する十數日分の存在せるに過ぎずと稱せられしも、各方面より多數の糧秣陸續到着し、特に陸軍糧秣配給部の業務開始以來、適當の配給を受け、餓えたるものあるを認めず。只往々配給の不公平を訴ふるものあるを以て、市當局に注意を促しつつあり。

今後に於ても糧食に就ては何等心配を要せざるものと認む。唯給水は最初より憂慮せる所にし

て當隊到着後、直ちに市當局と協同して、一部の兵力を出し、水道の補修に従事せしめ、十三日既に市の一部に到着し、爾後着々進捗中にして、二十二三日頃には市内各方面の要所に給水し得る見込なるも、目下に於ては、大部分は僅少なる井水にて困難を感じつつあり。

十七日以降、民心著しく安定し、天候の恢復と共に郊外にありし避難民は、漸次歸還し、燒跡到る所續々假小屋を建て、路傍に開店せるもの著しく増加せり。

又此日より、水道は西戸部に及び、電燈は燒跡中央部の外、殆んど全部に點火す。鐵道第一聯隊は、市中の電車線路の修理に全力を注げり。銀行團は二十五日開店の運に至る豫定なり。

(リ) 傷病者救護の状況

本旬初期に至り、陸軍救護機關は、概ね其配備を終り、直に全力をあげて傷病者の救護に當れり。即ち前旬到着せる第十師團救護班、第十六師團救護班は、各青木町本牧に救護所を開きて、傷病者の救護に任じ、九月十日到着せる第四師團、第十五師團救護班は各淺間町東神奈川に救護所を開設す。各救護班中、其能力地域の關係上、救護患者數の最も多きは第四師團救護班なり。以上四救護班並に各隊醫務室に於ける處置患者總數約一萬にして、中收容患者百二十八名なり。十九日に至り、第四師團及第十師團救護班は各、其收容患者を赤十字病院、滿鐵病院に引渡し、専ら外來患者救護に任ずるに至れり。各部隊患者及各部隊救護班にて救護せし患者數を表示すれば左の如し。

各部隊患者表

(部隊別)	(患者數)
歩兵第五聯隊	一三
工兵第十七大隊	二六
歩兵第三十六聯隊	六
第四師團救護班	四
歩兵第五十七聯隊	一八
第十師團救護班	ナシ
騎兵第十五聯隊	四
第十五師團救護班	四
工兵第一大隊	二
第十六師團救護班	八
工兵第十二大隊	五
工兵第十四大隊	八
工兵第五大隊	ナシ
歩兵第一聯隊	ナシ
(合計)	九八

(參 考)

各部隊各救護班處置患者數

(部隊別)	(處置及收容患者數)
第四師團救護隊	處置 三、三三九名 收容 八五名
第十師團救護隊	處置 一、三三七名 收容 四〇名
第十五師團救護隊	處置 六九八名 收容 四〇名
第十六師團救護隊	處置 三、一三五名 收容 一九名
歩兵第五聯隊	處置 二一二名 收容 一九名
歩兵第五十七聯隊	處置 二八二名
騎兵第十五聯隊	處置 一名
工兵第十四大隊	處置 七名
工兵第十二大隊	處置 二六二名
(合計)	處置 九、一八三名 收容 二〇三名

三一

(備考) 本表は九月十一日より十九日に至る九日間の報告に依る。處置は處置せる數にして收容は實數なり

(又) 鮮人一般の狀況

震災直後に於ける鮮人の最も不良性を有するものは、戸塚隧道工事に従事せる二百名、横濱刑務所より解放せられし四五百名のものにして、主として横濱市西部高地森林内に在りて諸所に不正行爲をなしたるの形跡ありしも、一般市民の鮮人に對する反感大となると、當局の監視嚴重になるとのため、遂次遠方に離散せんとする傾向を生ぜしと、一方不逞鮮人の名を以て、不正行爲をなすもの多かりしとを以て、茲に鮮人を集め保護を加ふの必要を感じ、約五百名を集合せしめて、汽船華山丸に收容せり。該收容鮮人は初期にありては、給養に不便を感じ若干粗惡なりしも、漸次改善せられたり。以上の處置を了せる後、横濱附近には鮮人の跡を見ず。唯多摩川沿岸に止まり、勞役に従事しある鮮人あり。其の狀況左の如し。

田島町附近鮮人の狀況

鮮人數

(イ) 鋼管製造株式會社に於て、直接使用したる及臨時雇四十名。

(ロ) 請負人丸通の海洋高須が使用し、會社の仕事に従事しあるもの約百五十名。

(ハ) 其他田島町にあるもの。

以上の(ロ)に屬するもの、村民より稍疎視せられしも、請負人は十分なる保護を加へつつあり。但し會社は震災のため、直に作業を開始し得ず。本年末頃までは作業中止の豫定なり。従つて其の人夫の用途につきては、將來を憂慮しつつあり。

判決

(イ)に屬する鮮人は、會社に於て解雇せず。唯賃銀の幾部分は少くなるべけれども、従來通り會社に於て作業に従事すべしと考へらる。(ロ)に屬する鮮人は、他に用途あらず。其の方面に送るを可とす(會社の仕事當分なきたため)。但し糧食を官憲より配當せられある爲め心配なし。(ハ)は絶対に安心なり。

處置 附近日本人は、鮮人の被害を恐れ、鮮人は生命の不安を感じあるため、會社附近に下士以下五名の警戒部隊を出す。

鶴見町附近鮮人狀況 鶴見町には約二百五十名の土工ありしが、震災後之を總持寺に收容して保護せしが、後華山丸に收容し、其の後鮮人なし。

大師河原附近 大師河原に在る鮮人は、河川工事に従事せるもの三四十名ありて、目下邦人親方より食糧の支給を受け、何等不穩の形勢なし。

其他方面 其他方面には鮮人を見ず。

(參 考)

鮮人の暴行に關する實跡調査報告

三四

横濱市南部に於ける鮮人暴行に關する件別紙の通り取敢へず及報告候也尙引續き調査中。

市内八幡橋詰巡査の言に依れば、巡査影山辰雄は、九月一日市内中村町唐澤に於て放火中の鮮人を認め、之を捕縛せんとして左指を負傷せり。

市内根岸西部自衛團長清水清兵衛の言に依れば、九月四日夜鮮人數名根岸町字坂下六百五番地に來り放火し、遂に之れを全焼せり。

市内根岸町馬場六百四十六番地宮崎留五郎の言に依れば、九月二日午後、二名の鮮人來り、一名は法被を着用し、他の一名は紺サージの上衣竝に乘馬用天鵝絨ズボンを着用し、武器一名は拳銃一名は短刀を携へ、飯を強要せしを以て、之れを與へたるに續いて隣家に至り、同様物品を強要せり。

市内根岸西部自衛團の言に依れば、九月三日根岸町坂下七十八番地の井戸に白色粉末の藥品を投棄して逃亡せる鮮人を認め、直に醫師をして井水を檢せしめたるも、確證を得るに至らず。該井水は井戸替したる後、目下使用中なり。

市内根岸町西芝生青年團小田切某の言に依れば、九月八日、脱獄鮮人金張吾は該地附近に於て自轉外數種の物品を窃盜せり。

市内磯子青年團長の言に依れば、該青年團は九月二日、鮮人六名より或る一團の強盜を發見し、其の内二名を捕縛したる後斬首せり。

歩兵第五十七聯隊第二大隊長が、本牧町巡査より聞知したる所に依れば、九月三日、一名の支那人本牧に於て、鮮人の大部隊馳で來襲す」と叫びつつ疾走したる後船に乗り逃亡せりと。九月一日地震と同時に一名の鮮人(餉賣商人)は市内北方町に於て、傘製造業者の家屋に放火し、市民に逮捕せられたりとの風評を耳にす。之が事實を調査せし所、同所は九月一日午後四時頃、火災のため類焼し、何等放火の事實及市民に逮捕せられし事實なし。只風評に過ぎず。

九月一日夜、北方町に在住の鮮人十五六名の中、四名は倒壊家屋の物資を窃取の目的にて、侵入せしを、市民の發見する所となり、警官及在郷軍人等と協力之を逮捕し、殺害せりとの風評あるを以て、取調べたる所、鮮人の行動を確實に認めたる者なく、確證なし。

九月二日午後八時頃、年齢三十歳位土方風の一鮮人男は、横濱市中村町字打越石川小學校前道路にて、燐寸六新聞紙五十枚を所持し、徘徊し居たるにより、「何にするか」と尋ねしも答へず。間もなく集まり來りし群集のために、該鮮人は殺害せられたりと。(現認者中村町四五三石塚龜太郎)

九月二日午前二時頃、中村町附近に舉動不審の鮮人徘徊せる旨、一常人の密告により、壽警察署巡査影山某が現場に至りたるに、該鮮人は兇器を以て巡査の腕に切り付け、其儘逃走し、附近に集れる群集之を追跡したが、其後行方不明なり。(壽署長の言)

市内の風説によれば、震災の際、警察署より「鮮人殺害差支なし」との布告を發したりと。(市民風評) 本件の根據不明なるも、巡査等が朝鮮人放火等の風評を聞き、「朝鮮人は殺してもよい」位の事を言

ひたるに起因するものならんか。朝鮮人が不逞行爲をなすとの風評の原因は不詳なるも、本牧町附近にて鮮人震災の際、婦人を凌辱したりとかにて、是より鮮人の不逞行爲の風評流布せらるるに至りたるものの如し。故に風評程の事もなく、多少の事實はありたるものなるべし。(警署長の言)

九月三日夜中村町植木會社構内避難民、附近井戸毎に覗き居たる一鮮人を發見し、毒物を投入せるものと信じたる附近住民は激昂の餘り、歐打殺害せる事實あるも、毒物を投入したるや否や判然たらず。其後該井水を使用しつつあるも、何等異状なきに見るも、全く毒物の投入にあらずして、渴を覺え水を飲まんとして、井戸を覗けるものと思惟せらる。

九月五六日頃午前十一時前後、年齢二十八九歳の鮮人服を着用せる商人體の鮮人男一名、横濱市山の手根岸町字猿田に於て、路傍の井戸の蓋を開き、井戸を窺ひ居りたるを附近の者の發見する所となり、時節柄不逞の徒が井戸に毒物を投入せるものとして、附近住民集合して鮮人を逮捕し、身體検査を行ひたるも、何等毒物を所持しあらず、又井水を分析試験せるも、毒物の混入せる狀況なく、全く誤解と思料せらる。市民は之を山手署警官の手に渡せり。

(ル) 在郷軍人の狀況

市内六個の各分會は、地區全部の焼失或は倒壊のため避難離散し、其組織は全く破壊せられたり。然れども分會員個人として、自家の災害を顧みず率先活動し、附近の先達となつて指導し、消火、自警救護に、献身的努力をなし、益、郷黨の信頼を受け、在郷軍人の眞價を發揚したるもの少なからず。又二三

分會は、分會長を中心として、之と連絡をとり、協力一致各、十數名の會員を糾合し、震災當日より東走、西奔救護及糧秣の分配及軍隊の警備となるの便宜を與ふことに大に努力する所あり。然れ共統制ある活動に著手し、其の効果を與へたるは、十二日、在郷軍人會本部及甲府支部出張所を横濱に開設後に屬す。爾來、各分會の結果及連絡は緊密となり、目下主として先日罹災會員の救助及會員の調査に力を用ひつつあり。

又一方各方面より目下來援中の在軍人約六百名は、糧食品救恤品等の運搬配給、バラックの建築補助、交通整理等、統一指揮の下に活動し、大に在郷軍人の聲價を高めつつあり。以上の如しと雖も、一部の者において、糧食の配給に當りて、之を横領して、一部に厚く一部に薄く分配せる集團、二三個有りしを聞けるは、遺憾とする所なり。且つ一般に當地在郷軍人の氣風として、各自の發意により、自由の活動をなすも、軍隊の助力をなす如きことを欲せず。更に具體的に述べば、徒に武器を以て自警に任ずることをなすも、警備兵が不足なる故に、立哨兵を増さんがため、彼等に軍隊のため雜役を依頼せんとするも、之を欲せざるが如き然りとす。

三 旬報 第三

(大正十二年
九月三十日)

(イ) 一般の狀況

當旬の初期當警備地區内に於ては、秩序尙整頓せず、復舊未だ見るべきものなかりしも、末期に於て

は民心安靜に歸し、燒跡に於ける假小屋と縣市の設備せる「ブラック」とは、日を追ふて増加し、漸く全市に及ばんとし、罹災民中生業に就きたるもの多く、路傍に於ける賣店の日々に復活の景況を呈せり。

地方に於ける警察官も漸次他縣より増援を得、其活動稍、見るべきものありしと雖、尙軍隊撤退後の秩序紊亂を恐れること想像以上にして、放火窃盜に對し、大に憂慮し、官民共に軍隊の駐屯を衷心より希望し居れり。當管内傳染病は已に分明せるものみにて、其個所三十一箇町村、總數三百二十九名に及び、特に隔離病舎の倒壊醫療機關の故障等の爲め、自宅加療をなせる者多く、防疫に關しては、地方官憲と協力して、之が撲滅に努力したり。

(口) 警 備

民心の鎮靜秩序恢復の狀態に順應し、逐次兵力を集結しつつあるも、銀行業務の開始、公設市場の開設等に伴ひ警戒を要望し來るもの多く、目下歩兵第五第三十一聯隊にて擔任せる衛兵箇所五十六にして、當旬の初期と末期とに於て大なる差なし。而して右の中特に指定すべきもの外は、漸次其數を減じ、十月初旬中には、其大部を撤去し、要すれば夜間のみ立哨し、頻繁に巡察を發する豫定なり。又各地區に於ける兵力は、宿營地其他の關係上、小部分に分散したる儘集結し、尙風紀上、其他のことを顧慮し、以て宿營地の移轉を行ひつつあり。

九月二十四日正午を以て、歩兵第三十一聯隊第二大隊と歩兵第五十七聯隊と交代し、同二十五日を以て司令部の申繼を了す。

神奈川警備隊及第三戰隊間警備に關する協定

横濱配給部及棧橋司令部、二十八日撤退後に於ける警備に關し、第三戰隊と協定左の如し。

一 港内碇泊第三戰隊と、神奈川警備との連絡は、無線電信に依るの外、毎日午後一時半頃、税關倉庫衛兵所に於て行ふものとす。

二 同隊は夜間屢、汽艇に依り、倉庫附近海面を巡邏し、警戒に任ず。

三 夜間は適時探照燈に依り、各倉庫一帯の地を照明す。

二十八日、横濱配給部撤退後臨時震災救護事務局の管理に屬する倉庫の警備従來戒嚴司令部より歩兵一大隊にて、警備す可きを指定せられしものは、警察官の増加並秩序の恢復に伴ひ左の如く兵力を變更す。

税關倉庫 將校以下五十名

船渠倉庫 將校以下三十名

横濱倉庫 將校以下二十五名

二十八、二十九兩日、掠奪窃盜の最も盛なりしと稱せらるる横濱南方根岸附近の檢擧あり。兵力を以て萬一に備へたり。

警備に關する配備は附圖第一(圖略)の如し。

(參 考)

(八) 交通

道路の整理は、當旬の初未だ充分ならざりしも、末期に於ては、縣市當局並に工兵隊の努力により主要道路は支障なく、次級道路も、西戸部南太田久保青木神奈川各町附近を除きては、既に復舊を了し、目下第三級道路の復舊作業を進捗中なり。

主要なる橋梁は殆んど其大部を竣成したるも、未だ完全せざるもの十二個あり。十月初旬には全部完了の豫定なり。

電車は市當局並に工兵隊の努力に依り、復舊工事進捗し、主要部分は十月二日より開通車臺二十を運轉する筈なり。

(二) 衛生

管内地方傳染病は發生箇所三十一箇町村、其數三百二十九名に及び、特に隔離病舎の倒潰、醫療機關の故障に遭ひ、自宅加療をなせるもの多數にして、盆、蔓延の傾向を示し、之が撲滅は最大急務なるを以て、防疫の爲め、警察官吏、地方官公吏と協力し、排泄物の處置、飲料水の撰擇、病者の隔離等を勵行せしめたる結果、相當の成績を收めつつあるも、前述の如く樂觀を許さざるものあるを遺憾とす。

青木町に宿營せる電信第二聯隊第一大隊に、有熱患者發生し、菌檢索の結果B型パラチブスと決定せられたるもの九名に及ぶ。依つて戒嚴司令部は、防疫の爲め、家原軍醫以下三名を派遣し、宿舎を大

消毒の上、第一中隊兵員を六角橋以西の寺院に隔離し、同大隊兵員の糞便檢査を施すこと二回、九月三十日に至り、作業を終了したるも、其成績は未だ不明なり。

第四師團救護班第十六師團救護班は、夫々任務を完了して、九月二十六日、同二十七日出發、歸還の途に就く。部隊患者收療の目的を以て、一時歸還せられたる第十師團救護班は、依然青木小學校内に開設し、傍ら地方の外來診療を施しつつありしも、九月三十日に至り、其任務を新に到着せる患者收容班に引継ぎ、米利堅波止場より乗船、高麗丸にて歸還の途に上る。第一師團に於て編成せられたる患者收容班は、二十九日午前十一時、眞野一等軍醫以下十名到着、山下に收容班を開設す。

本旬地方には傳染病の流行益甚しきを加ふるの徴ありしも、隸下部隊の衛生状態は概ね良好にして、未だ一名の傳染病をも發生せず。本旬の部隊患者は百五十二名、地方救護患者數四千五百八十八名なり。今之を部隊別に表示すれば、左の如し。

部隊患者數

歩兵第五聯隊	一一	工兵第十七大隊	四七
歩兵第五十七聯隊	二三	第十六師團	四
騎兵第十五聯隊	一一	歩兵第三十一聯隊	一一
工兵第十二大隊	一一	工兵第五大隊	一一
工兵第十四大隊	二二	計	一五二

(參 考)

各部隊處置患者數

第四師團救護班	五七四	歩兵第十七聯隊	九七
第十師團救護班	一九三九	工兵第十二大隊	八六六
第十六師團救護班	八九〇	工兵第十七大隊	六八
歩兵第五聯隊	一五四	(計)	四、五八八

(ホ) 罹災民の状況

避難罹災民は本旬に入りてより、諸種の救済施設着々進捗せると、秩序漸く回復して人心安定せると、交通機關の整備と共に伴ひ、再び歸來せるもの多く、或は人夫、或は其他の職を求め、自活の道を計り着々今後の復活に努めつつあり。

二十八日より特種のものを除きては、一般に無料配給を打ち切り、軍隊救援の下に市内十六箇所に公設市場を開設せり。

縣市の設備したるバラックは、目下一萬二千名を收容する豫定にして、市内五十二箇所に建設中にして、更に兵庫縣寄贈の二十七箇所、大阪府外關西府縣聯合のもの二十一箇所は建設中なり。

(ヘ) 鮮人の状況

當警備隊北地區潮田町にては、約三百名の鮮人を、鶴見警察署保護の下に、華山丸に收容しありしが、

其後治安の恢復するに伴ひ、鮮人關係の雇主等、身元を引受け、本旬中逐次上陸解散し、目下百七十七名を收容しあり。田島町には、二百八十八名の鮮人あり。内百七十二名は新田神社に收容し、其他は村内の復舊及び諸種の工事に従事しあり。一部は他の土工等に従事す。其他柿生村三十名、中川村二十四名、高津村に七名あり。共に警察に於て保護しあり。

(ト) 外國人に關する事項

外國公館に關する件

米國領事館 全燒後、在港米國船内に於て執務中なりし米國領事館は、九月二十二日以來燒跡内に設けたる天幕内に於て、専ら救護事務を執掌し來りしが、二十六日、正式に領事事務開始の旨通告に接し、所轄地區警備隊より所要の衛兵(下士一、卒五)を差遣せり。目下總領事の事務を執りたるは、上海滞在中なりし海外巡迴總領事 Mr. Johnson, Consul, General Iatga. 新任總領事の着任まで其任に留るべしと。新總領事は米國外務省より派遣せらるることに定まり、十月上旬着任の豫定にして、着任の上は、東京米國大使館内に在りて事務を執り、横濱方面の事務は副領事をして專任せしむべしと。

英國領事館 震災以來引續き在港中のナムサム號内に避難執務中なりしが、目下燒跡に假廳舎を建築するため、之が設計及び其材料の蒐集中にして、十月中旬までには、之を完成し、陸上に於て事務を開始し得る見込なり。

獨逸領事館 燒跡を引拂ひ當市根岸町鷺山獨逸人俱樂部に於て假事務所を開設し、主として同國人の救護事務に従事中なりしが、領事事務を開始するや、當警備隊より所要の衛兵を派遣し、警護に任せしめたり。九月二十八日領事は神戸に向つて出發し、其後任として、東京獨逸大使館より一館員派遣せらるることなれり。

佛國領事館 當港碇泊中の汽船内に避難しあり。

露國領事館 地震と同時に火災に罹り、燒失せしが、再建困難のため、全部の事務を神戸領事館に移すこととし、前横濱駐在副領事バブロスキー氏事務を處理するに決定せりと。

支那領事館 震災後當市西戸部町池ノ坂に假事務所を開設し、孫士傑代理領事として、専ら同國人の救護に任じあり。

葡萄牙領事館 根岸町二八八七番地に假事務所を開設し、代理領事グダクルー氏に任じたり。

智利公使館 箕輪下三五番地公使館の標札を掲げあるも、一家族に止り、他に在濱同國人始んど皆無なるべきを以て、事務も従つて自己家族以外に出でざる狀況なり。公使はインネス氏なり。

米國病院に就て

一般に就て 關東今次の大震災の報、一度比律賓に傳はるや、同地總督は、米國政府と相呼應して、深厚なる同情を表示し、直に救護團を組織し、其第一機關たる米國陸軍救護團は、運送船二隻に野戰病

院用天幕衛生材料糧食一切を積載し來り、九月十七日以後當新山下町埋立地野戰病院の建設に従事す。亦爾來指揮官ハンド中佐以下、連日不眠不休専心之れが完成に努め、二十七日までに完成したる幕舎數八十六個に達せり。九月二十四日午後當地附近に來襲せし暴風雨のため、幕舎數個倒臥し、糧食中麥粉精米は雨水の侵潤を蒙るに至り、爾來是等復舊整理及び文通の補修等に從事中なり。病院は幕舎衛生材料食料等一切をあげて日本赤十字社に寄贈することに協定成立し、之が引繼準備中なりしが、九月二十九日午後四時彼我兩者の間に圓滿に受授を了りたり。引繼終了後、米國關係者は直に當港碇泊中の米國運送船ソナム號に引揚げ、一泊の上、三十日東京に向ひ出發せり。

人員

病院關係將校以下總員百八十六名にして、其の内譯左の如し。

(種別)	(中佐)		(少佐)		(大尉)		(中尉)		(少尉)		(下士)		(卒)		(其他)		(計)
	指揮官	病院長															
本 科	一				三	五	三		二		三〇	六	三		一〇四		
衛 生 部				三							六			一八			
地 方 醫 師														二			
地 方 米 比							六							七			
看 護 婦 米 比														七			
雜 役 (比)														二			
(計)	二		三		八		九	六	三	一	三六		六八	五七	一八六		

(參考)

米兵の軍紀風其他に關する觀察 米國陸軍救護團當地上陸以來の行動を觀察するに、連日不馴の地に於て、始んど終日不休の状態にて、劇働に従事し、何等勞を醫す可き者なきに拘らず、一同嬉嬉として各其職分に從ひ、速に衛生上の急需に應ぜんと努めたり。從つて將校以下の軍紀一般に嚴正にして、敬禮動作の如きは、其實行確實なり。又事故防止のため、米軍幹部に於ても豫め嚴に下士以下を戒め、其他諸種の手段例令、一般に外出を禁じ、公務の場合には、引率者を附し、夜間は小刀等に至るまで武器一切を引上ぐる等を諱せしため、日米兩國兵間は勿論、彼等相互間に於ても何等の事故を惹起せず、極めて平靜裡に經過せり。

衛生勤務 病院開設中は、所轄地區域隊より將校以下二十名の衛兵を差遣し、病院内外の警備に任せしめたり。此間事故なく、任務を終了せり。日本赤十字社に於て引繼後も、依然衛兵を存置し、警護に任じあり。

患者收療狀況 速に病院の設備を完成し、患者を收療せんと、開設の工を急ぎしも、同一材料を同一船舶に積載せし關係上、病室用天幕醫療材料等引繼直前に到着せしため、入院患者の如きも、二十一日に至り、始めて邦人一名を收容し、二十六日以来、十名内外を收容し、其儘日本赤十字社に引繼ぐに至れり。外來患者は軽度の消化器病及外傷者にして、開設以來の投藥治療患者約百二十名に達す。

在留外國人の現在數 大震災後、當地外國人の多數は東京及神戸方面に續々避難せしが、市内の秩序漸次回復するに伴ひ、歸來者増加し、九月二十六日調に依れば、現在の外人數三百八名に達し、其

内譯左の如し。

(國籍)	(人具)	(國籍)	(人具)
英	六九人	葡	一〇人
米	二九人	希	二人
獨	四九人	爪哇	一人
佛	四人	瓜哇	六人
露	八人	エストニア	四人
伊	二人	智	一人
瑞	二人	丁	一人
支那	一人	瑞	一人
支那	一人	(總計)	三〇八人
	一一八人		

外國人救護に關する件 罹災外國人中、殊に歐米人は其食糧品我國人と稍、趣きを異にする關係上、殘存者は當初食糧の入手に尠からず苦慮せるが如し。即ち罹災後數日は、其貯藏品を以て辛ふじて糊口を凌ぎしも、幾何もなく缺乏を告ぐるや、最寄の我青年會に至り、日本米の配給を乞ひ、外國船舶の到着するに及び、一部の者は其の救助を受け、又一部の者は市役所に至り、パンビスケット、メリケン粉、罐詰肉類等を少量宛支給を受けたる者あるが、要するに當初に於ける外人に對する救護事業、殊に食糧に關しては、市當局は一般罹災市民の救護に忙殺せられしを以て、外人救護に對して殆んど無關心の状態に在りき。一方九月十五日より、救世軍は東京より出張し來り、新山下町埋立地に外國

人向食糧分配所を開設したるを以て、其位置偏在せると、食糧品豊富ならざるとのため外人の需要を満足せしむるに足らざりき。

以上の如き状況なりしを以て、當司令部は屢、市當局を督促鞭撻し、外人救護のため應急の施設を講ずべき旨を以てしたるに、漸く九月二十四日に至り、外人の最も多く居住する鷺山附近に食糧の配所を設置することとなれり。本分配所は開設當初兩三日間は、未だ在留外人間に普及せざりしため、受領に来るもの毎日二十九名内外に過ぎざりしも、市の當事者を鞭撻の結果、月末に於ては、一日間の受領者三四十家族百名内外を算するに至れり。

外國人殊に米國人の動靜に就て 横濱在留外國人の行動監視のために、憲兵は縣警察部外事課と緊密なる連絡を保持し、萬遺憾なきを期しあり。尙横須賀方面に對しては、憲兵を特派し、同地憲兵隊及要塞司令部と連絡せしめあり。外國人の多數居住する舊居留地附近の警備大隊には、通譯將校一名を配屬し、外人を慰問せしむると共に、彼等の行動を監視せしめつつあり。

米國病院開設中は、森島軍醫専ら之が連絡援助の任に當り、當部よりも時々將校を派遣し、彼等の便宜を計ると共に、其動靜に注意せしめ、且つ英語を解する私服憲兵二名を専屬し、監視に任せしめしが、病院關係米國將校以下は既述の如く、工事着手以來連日不休の状態を以て其の工を急ぎ、九月二十五日、病院工事略完成を見んとするに及び、更に引續き準備に忙殺せられ、一方點燈給水給養等の諸問題に絶えず、腐心したるを以て、進んで牒報勤務に關し活動するの餘裕を有せざるもの如く、彼等の滯

濱間、此方面に對する活動の跡を認めざりき。又當港碇泊中の外國艦船より上陸者及東京より入濱する外人、殊に米國人の行動に對しても、特に注意を拂ひたり。

(チ) 活動寫眞撮影に關する件

九月十九日米國M.パター活動寫眞マニラ支店支配人一行、横濱市の震災狀況撮影を申出で、縣廳にて許可すると共に、巡查一名を附せしが、當司令部よりも通譯將校一名を派遣し、監督せしむ。同將校の報告に依れば、疑はしき態度を認めざるも、死體竝に風俗等の機微の點を撮影せんとするの傾向顯著なるを以て、注意するを要すと。

大正九年五月より、瑞典國人類地理學協會より派遣せられ、カムチャツカ、ペトロウスタに於て動物植物研究中の瑞典人理學士レネヘルス氏現在所東京青山穩田三三露人ボルゴフニ一方は、九月二十三日より二十六日に亘り、當地罹災狀況を活動寫眞に撮影し度旨申出ありしを以て、所要の監視者を附し、撮影せしめたり。

(リ) 英國避難者追悼會狀況

九月二十三日午前十時より、英國總領事館跡に於て、英國人牧師ストロング司會の下に、在留英國人中の震災死亡者七十名の追悼會を舉行せしに就き、當司令部より藤井少佐を參列して弔慰を表さしめたり。追悼會は極めて壯嚴に舉行せられ、左の講演を行はれたり。

世界的悲惨事の犠牲となれる人々の運命を悲み、彼等の家庭に雇はれたる日本人が震災當時主のために盡したる義勇を賞讃す。

参列者の主なるもの左の如し。

英國側—司會者五名、海軍將校二十名、下士卒百名。

日本側—神奈川縣知事藤井少佐、海軍大尉。

(附) 米國側に於ける追悼會施行の有無に就き、同國領事代理より、當部將校の直接聴取せし所に據れば、目下未だ追悼會舉行の件に就いて、何等決定しあらざる旨語りたり。

(又) 主義者の行動

巨頭山口正憲等拘引せられたる以後、彼等は行動を中止したるもの如く、尙又若干居住しあるも、特に注意を要すべき者なし。

(ル) 在郷軍人活動の状況

横濱市に來接せる在郷軍人會は、甲府支部の九箇町村並に佐倉・高田・金澤・福島村松支部より派遣せるものにして、其現數九七四に及び、其業務は大體九月末日を以て終了す。甲府聯隊區司令部も來濱したるが、地方救援隊歸還後、遂次引上ぐる豫定なり。

横濱市聯合分會よりは従來、西北本牧子安等の六箇分會を以て編成しありて、會員約七千名ありし

も、災害に對する罹災者の數尠からず。従つて會員中、各町毎の青年團員と共に、自警團の名の下に警戒等の勤務に服したる者ありしも、在郷軍人の名を以てしては、何等見るべきものなく、會の統一機關も亦有名無實の状況にありしが、地方分會の來援に依り、稍市内の秩序回復するや、聯合分會長は甲府支部長指揮の下に、九月二十二日、各分會を召集し、其管内に於ける全員の掌握に努めたる結果、約三十名の會員を得るに至れり。將來の業を企圖し、實行に着手する豫定なり。地方救援隊の主要なる任務は、横濱市分會の應援、官公衙罹災者に對する配給の應援、一般地方人の救護等にして、南部西部根岸本牧四箇所に屯所を設け、救護夜警に任ずる外、市及び縣のため、焼跡の監視、及建築材料、救恤品の運搬配給集積、分配の援助、市へ給水の運搬等に從事しあるものなり。

(附記) 今回の災害にて、横濱市役所は兵事關係書類一切を焼失したるを以て、目下甲府支部に於て臨時筆工十名を雇ひ、兵籍を基礎として、書類調製、在郷軍人の整理に努めつつあり。

(ヲ) 其他

馬衛生 出動當初に於て衰退せる榮養も、回復に努めたる結果、漸次良好に至れり。

調辨狀況 物價は縣廳に於て公示しあると、暴利取締令の効果等により、比較的安價にして、特に暴利を食ふが如きものなし。殊に野菜は従來在郷軍人を利用し、比較的容易に調達しをれり。

宿舍狀況 各部隊宿營地の状況により、多少の差違あるも、地方民は一般に軍隊の宿營に對し相

當の便宜を與へ、其の多くは民家に舍營し、一部は學校寺院工場等を利用しあり。

(東京警備隊司令部保管資料)

四 横濱附近警備地區の現況

(九月二十七日稿)

神奈川警備隊司令官 齋藤少將

警備隊司令部は最初神奈川縣假廳舎内に設けて警備に任ぜしが、救護事務局支部の設置と共に之を高島山に移した。兵力は縣市の要望に依りて漸次増員し、警備の外に道路・橋梁の修理にも従事した。九月二十五日になり、新に齋藤少將が司令官に補せられて、奥平少將と交迭し、夫より多少軍の配置替を爲し漸次に兵力を縮少し、十月二十日現在では、歩兵千四百騎兵八十に止め、工兵は全部引揚げた。(編者)

緒言

神奈川方面警備隊の警備す可き一市三郡の狀況に關しては、已に前任司令官奥平少將の報告に其の概況を悉すと雖、創痕尙ほ新たなる現警備地區に臨み、其の當初の所感は、往々として一面の眞想を捕捉し得ることあるを以て、聊か死兒の齡を算ふるに等しきものありと雖も、近き過去より現在を記し、以て参考に資せんとす。

震災當時の概況追想

未曾有の大震災に際し、人心の驚愕が如何に甚大なりしかは、之を生存者の口頭より聞くまでもな

く、震害の跡が雄辯に之を物語るなり。即ち地盤の低下、地隙の開大、破損、家屋倒潰、傾斜の狀を推して知るを得べし。即ち其の災厄は、東京の本所深川に比するものありと云ふも、予は其の然らざるを告げんとす。蓋し、本所深川に於ては、地震の震動は横濱の夫れに比して少なきものと認む。唯だ被服廠跡の如き、火災に依る被害が横濱の夫れと其の比を同うするものあらんも、横濱は震動の激甚より生ぜし被害は、本所深川に比し大にして、火災も亦大なりしなり。随つて人心恐怖の狀、其的奥に潜在するに、兩者相異あるものと認む。流言蜚語の發生と傳播とが横濱方面に強かりしは、實に此處に源因すと云ふべし。

次に考ふべきことは、東京と横濱との罹災の範圍なり。大東京は勿論其首腦部に等しき商賣繁昌の地に起りしとは云へ、火災の區域は市街の面積に比し、殆んど其の半なるも、横濱は所謂全滅と云ふを云べし。故に東京は巨人の半體を火傷し、而も其の部位が營養機關の大部にありしが如くなるも、横濱は即ち全身の火傷にして、一時は喪神假死の狀に在りしものに等し。前者は腦の働きも、筋力も、諸種神經系統の活動も、半身不隨ながら、之れを保存し、就中興奮せる精神作用は、直に活動的となり、火傷以外の地に於て活潑なる現象を呈するに至りたるも、後者は喪神より恢復せる時は、全身創傷を被り、僅に救援を望むの叫聲を發するに過ぎざりしは、之を想像するに難からず。剩さへ軍隊の存在せざりしが爲め、秩序的活動に入るを得ず、舉措其度を失し、所謂混亂狀態に陥り、弱肉強食、動物慾の本能を發生するに至りしも、亦已むを得ざりしならん。之を災後の兒戯に見るも、東京に在りて鮮人ゴッ

(參考)

コと稱し、鮮人糾問の狀を模せしも、横濱に在りては、分捕ゴッコと稱し、掠奪をなすの狀を行ひあるを見て知るべし。

軍隊の來着と地方官民

災害の狀況は上の如くにして、治安の維持に任ずべき縣市當局者と雖も、所謂罹災民にして、自ら救護を絶叫せざる可からざるの位置に在りしなり。之を東京に比すれば、其慘害に霄壤の差ありと云ふべし。(中略)

警察官の如き、制服を定められあるものにして、罹災せるのも亦然り。随つて何等の權威なく、案山子然と路傍に立ちて、其の任に就きしも、巡查其のものが既に衣食住に苦められ、胸中の不安は恐らく外親の夫れに比し、更に甚しきものありしならん。現に官公吏は部下罹災者の手前、體裁を飾るの美服は之を遠慮して着るの勇なかりし事、罹災地の婦女子は脂粉を粧ひ難かりしが如きものありしなるべし。次に活動の源泉たる交通通信機關の復活なく、災後の横濱は、天日の輝くときと雖、従前に比ぶれば、暗中摸索の狀なりと云ふを得べし。されば全身の血管と神經とは一時に停止して、中樞のみ稍、生氣あるに過ぎざる状態にして、我が警備隊の活動に依りて、漸く大動脈と中樞神經との活動を見るに至りしも、動もすれば断絶して用をなさず。彼等は東奔西走、對手を求めて其の施設をなさんとす。復舊の遅き當然なり。殊に臨機の才を備へざりしたため、其悉くを外方よりの運輸に俟ち、運輸の

機關亦素より缺けて用をなさざりしも、幸ひに海上の交通に依つて、幾分急に應じあるに過ぎざりき。然るに今や市内の道路は殆んど其の大半を復舊し、自動車の走行に委ね、電信電話も、陸軍の手に依りて、幾分の生氣を見るに至れり。就中横濱を縦横に通ずる溝渠の疏通と、橋梁の架設とは著しく横濱の威力を大ならしめたること、是れ陸軍事業の偉大なる功績なりと云ふべし。要するに横濱地方に於ける血液の流通と、營養機關自體の復活とは、見るべきものあるに至りしも、神經系統か身體の末端に及び、營養諸機關の積極的活動には、尙ほ幾多の時日を要するものがあるが如し。

復舊の順序と不統一

横濱は勞頭第一に於て、慘害の大なりしと同時に、守備兵力の不足を訴へ、直接保護機關の配置を要求し、漸く其の希望を容れらるるに至るや、横濱住人の本性を發揮して、自己の商業恢復に、猛然と其の努力を傾注して、相争ふに至れり。而も其の復舊は二派に岐るるもの如し。一は大局よりして横濱は東京と不可分のものにして、帝都復活の計畫内に算入せられんことを希望するものなり。又一は直前の貿易、就中生絲の輸出に依り、商況を恢復し、華主たる外人の神戸地方に去るものを抑留せんとするの策を急務なりと叫ぶものなり。前者に屬するものは、萬事を東京と同一狀況に在るものとして、震災事務局に移すことを先きとし、後者は警備隊の掩護下に、自活の途を開かんとするものなり。是れ等は各人貿易狀況に依り一ならず。縣市當局者も甲を可とし、乙を否するの理由なきを以て、雜

然之れが要求に應ぜんとして焦慮し、命令二途に出づるが如きは尋常茶飯事に等しと云ふ。是れ極端なる自治制が禍して、手の付け様なきが如く、當局亦捨て鉢の氣味ありとさへ極言するものあり。然るに斯かる不統一も、亦自然の要求に押され、何れにか落ち付くものと觀察せらるるも、善後策の決定上、急速に考慮すべき事なりと信ず。

横濱海陸連絡狀況

東京芝浦海岸の揚陸效程は、到底接岸式の夫に比して微力なること贅言を要せず。速に臨港鐵道の恢復に依り、横濱港をして有力ならしむるは、刻下の急務なるべきこと論を俟たざるなり。而も鐵道省に於ては、其の初め回復に二箇月を要すと云ひしもの僅かに二週日を以て鐵道隊の手に依り、其の一部の復舊を見、二十六日より埠頭區に列車の進入を見るに至れり。然れ共海神奈川驛の臨港線の如く、未だ充分ならず。又東京方面の手配も此復舊に伴ひ、活動するに至らざるを以て、茲暫らくは大なる荷動きなきものと認む。殊に岸壁の破壊は、應急修理し、急造棧橋を以て繫船場を設置すべく、目下銳意工事を進捗しあり。爲に現在に於ては、一日四千五百噸の荷揚に過ぎざるなり。將來之を倍加するの程度は、近き將來に期待し得べし。然れども税關倉庫の破損及び上屋の倒潰は甚だしくして、揚陸物品の保管は大なる支障を來すべく、又其の地積を得るにも困難なり。上屋は鐵材にあらずして焼落せしものならば、新に之が急造は可能なるべきも、除去容易ならざる鐵材なるを以て、甚し

く海陸連絡を阻害す。鐵道線路も陥没彎曲し、地盤の大破により、之れを完全ならしめ、其の機能の發揮を俟つには、恐らく少くも二箇月を要するものあらん。即ち現在に於ては、一部の完成を見たるを以て、他に補助手段を用ゆるを要とす。人員の着發用棧橋は、應急修理に依りて、辛うじて其の用をなしあるの狀態なり。

若し以上の現況が永續するものとせば、接岸揚荷の一舷側のみならず、他の舷側に於て其の効程の補助として、沖取りの方法に依り、ライダ積を行ひ、更に港内外に於て揚陸方法を講ずること、字品港に於けるが如くせば、恐らく急需に應じ得べきことと信ず。ライダ艇船の回漕の如きは、大阪神戸等まで之れを行へば、敢て難きにあらざるべし。

復活の外觀的状況

横濱市内に建築せられたる家屋は、多くはトタン葺にして、各人各個其の舊住所に倭少なる小屋を設けたるに過ぎずして、震災救護事務局、又は縣市、又は有志の手に依り設けられたるもの極めて稀にして、目下工兵大隊の建築中なるものが、其の主體をなすものなり。縣廳警察が急造バラックに入りしも、僅に昨今の狀態にして、其の間に於ける雜鬧は名狀す可からず。又死體にして殘存するもの、今尙少なからず。日夜惡臭の漂ふものあり。溝渠内の死體閉塞も、漸次工兵の手に依りて開通し、艇船發動機の來往を見るに至れり。開始せる店舗は食品を主とし、勞働者の口腹を満たすものに過ぎざ

る亦已むを得ざるなり。

電燈回復は、市外現存の家屋には明皎々たるものもあるも、焼跡は暗黒にして、夕陽の影を没すると共に、鬼氣人を襲ふの感あり。此間、軍艦の探照燈は光輝を投じ、警備を補ひつつあるも、小窃盜の出没は頻々たるものの如し。變壓所の破壊其他は、直に舊に復し難く、依然此状態を繼續せば、恐らく軍隊の引揚げと共に、強窃盜の横行を見るに至らんか。市外隣接地の状況は、寧ろ軍隊の駐在により、平穩の状を呈しあるも、多少の有價物件は、此の地に藏せられあるを以て、危害は市内に比し、更に大ならん。殊に囚徒の刑務所に歸還するものなきたため、著しく不安を來し、駐兵の要望は誠に切なるものあり。

然れ共、晝間に於ける物資の蒐集は、駐屯各隊が郊外隣接地に對する宣傳(多くは騎兵を用ゆ)により、安んじて青物等を市場に運搬し來り、漸く活氣を見るに至りしも、眞の罹災民に對する給與は、之を今日直に廢止すること、東京の現狀に比し、過早なるを感ず。又配給に際し、政黨政派により、又は其引受人の黨派により、幸不幸を生ずるの現況なるを以て、其の處置當を得ずば、必ずや一種の騷動を來さるるやを憂ふるものあり。

五旬報第四

(自十月一日
至十月十日)

(一) 一般狀況

復興氣運は、電車の運轉、地表陥没狀況測定、急造バラックの増加、工兵の建築物爆破作業、橋梁の架設、

港灣設備の復舊に依りて、其一端を認むることを得んも、縣市其他各機關の活動は、尙舉げて大災直後の整理、罹災民の救恤等に忙殺せられ、未だ其曙光として特筆す可きものなきを遺憾とする狀況にあり。

軍隊の駐屯以來、一般に民心安定に赴き、警官も逐次増員し、大災直後は八百二十九名なりしも、他縣よりの増員を得て、目今其の總數千百名に及び、治安維持上、稍見るべきものあり。然れ共、本月末、増援隊の歸還後は、茲二箇月間、補充の道なく、特に地方に對し、威信失落せる狀況と、未還囚人の殘存、失業者の増加、向寒の季節に際會せるとは、市民をして軍隊撤去後の狀況に對し、不安を抱かしめつつあり。

(ロ) 警備

十月三日夜一時に於ける餘震は、稍強震なりし關係上、市民殆ど全部道路上、或は庭前又は寺院等に避難し、性急なるものは、行李を携行し、跣足の儘飛び出す等、民心を尠なからず動搖せしめし、震動の止むと共に、沈靜に復歸せり。各方面に巡察を特派し、狀況を偵察せしめたるも、大なる被害なく、概ね再び就眠し、特異の狀況を認めず。平素夜半後、兎角弛緩勝なる夜警は、當夜以後、却つて緊張服務しありと云ふ。

由來、本牧町附近の町民一般は、神經過敏にして、些細の事にも心痛し、戦々恟々たる状態に在りしが、十月二日歩兵一中隊の宿營地を同地方に移轉したるため、民心大に沈靜せり。

(參 考)

本旬、工兵隊の焼失家屋残骸爆破作業は、殆ど連日に及び、其都度歩兵數十名の警備兵を派遣せり。因に工兵隊の爆破家屋左の如し。

興信銀行 指路教會 横濱船渠會社 平沼銀行 裁判所 瓦斯機械所 越前屋 市役所
專賣局 稅務署

十月二日、横濱市役所に奉安しある 御眞影を内務省に奉還するため横濱東京間の警護として歩兵を派遣せり。

横濱に於ける海上警備に任じたる海軍第三戰隊は、第一水雷戰隊と交代し、九月三十日横須賀に回航せり。而して陸海軍警備上の協定は故の如し。屋外照明班は、十月二日、警備隊司令官の指揮下を脱し、十月四日、原所屬に復歸す。中央及南地區隊配屬騎兵各一小隊は、十月四日以後司令部の直轄とし、従來該騎兵小隊を以て擔任せしめたる地域の偵察は、自司令部に於て直接實施することとせり。陸軍震災救護横濱配給所は、十月四日、其殘務整理を了り、岡村砲兵少佐のみ派出員として、尙在濱することとせり。騎兵第十五聯隊機關銃隊要員將校以下三十八名は、五日朝、鶴見出發歸營、千葉警備隊司令官の指揮の下に入る。屋内照明班は、八日午前八時、神奈川出發所屬隊長の隷下に復歸せり。歩兵兩聯隊に於てせる衛兵は、本旬中、五箇所兵員約四十を減少せり。

(八) 交通通信

本旬中に於ける工兵隊の實施せる作業は左の如し。

翁橋 武藏橋 雪見橋 都橋 築地橋 櫻橋の架設
バラックの構築 十棟
燒跡殘骸爆破 十棟
煉瓦造建物構築 三棟
水路に於ける給水作業援助

(三) 鐵道

東神奈川驛より分岐し、中央線と連絡する横濱線は、従來不通の箇所ありしが、十月一日より開通せり。而して右兩線は、貨物輸送手荷物を除くの取扱を行はず。且つ東海道線中、横濱以西への旅客の手荷物は、横濱港より清水港に至る汽船、竝に中央線を利用して輸送しつつあり。又九月二十八日より、鐵道省に於ては、横濱港及清水港間の汽船を運航し、東海道江尻以西行旅客及手荷物の取扱をなしつつあり。

(ホ) 電車

横濱市内電車は、十月二日より、豫定の如く運轉を續行中にして、近く八幡橋まで開通するの運びにあり。

横濱主要地點交通機關の狀況 日々變化尠なからざるも、十月初旬調査したる概數を擧ぐ

(參 考)

れば左の如し。

(場 所)

神奈川驛前

横濱驛前

櫻木町

馬車道 (吉田橋際)

英吉利波止場

(機 關)

人力車 二十臺 神奈川馬車道間の往復

人力車 一百臺 (西戸部藤棚行)

自動車 十三臺 (本牧方面行)

人力車 約六十臺 (八幡橋方面行)

人力車 約五臺

人力車 一百臺

自動車 二十三臺

目下に於ける警備地区の電話回線は附圖第一の如し。(圖略)

各回線共に通話概ね良好なれども、鐵道線を利用するものには、誘導を生じ、稍、困難なり。遭遇する故障中最も多きは斷線なるも、迅速機宜に適する復舊に依り、大なる支障なく通信を實施しあり。海軍との通信のためには、無線電信に依るの外、復舊配給部本部附近に設置せる信號所を利用しあり。

(へ) 罹災民の状況

震災前四十四萬七千の人口は、俄然たる變災に因りて、三十二萬に激減し、今や整備と共に歸來するものあれども、大局は今後の悪疫寒氣其他各種の脅威に依り、尙其の七分を減する事を豫測するに難

からず。斯くして此冬季を經過し、來春に於て、復興の實施に就んとするもの多きが如し。

市の主管にして、六日迄に完成したる各所のバラックは、百三十四軒、其總坪數九千二百五十二坪、收容世帯數二千百三十九、人口九千八百四十四なり。而かも尙市内十九の諸學校には、避難民群居しある状況にして、是等を收容せざれば學校全部の閉校は不能の狀態にあり。

九月二十八日、一般無料配給を打ち切りたる後は、自活し能はざる罹災民にのみ、一日平均一人三合の米を給し居れるが、市に於ける其總數は八萬乃至十萬に及び、配給出張所五十五箇所にて救恤しつつあり。然れ共、衣服寝具に於ては、各僅に、二萬五千人分を有するのみにして、寒氣増加の折柄、大に顧慮を要するものとす。

震災の結果、筋勞に耐ふる心身の所有者にして、恒産はなく、勿論就く可き職業なく、其日の生活に苦しむ所謂、失業者は、世帯數一〇九五、家族人員數四六六一八にして、寝具を要するもの一二二、三二七人、被服を要するもの七三、二九一人なり。

(ト) 外國人に關する件

救護に關する件 在留歐洲人に對する食糧の配給は、市營配給所及救世軍の活動に依り、九月末以來概ね全市に普及し、漸次良好の狀態に向ひつつありしが、在神戶外人救護團の送付せる食糧到着するに及び、救世軍の分配所は市の配給所と合併するに至り、目下配給狀況は、一層良好となりたり。神

(參 考)

戸外人救護團の送付せる食糧は、各種を取交ぜ、總計六百七十梱にして、九月末當地に揚陸を終了し、直に市内櫻道附近に開設中の市營外人向食糧品配給所に搬送し、合同配給に従事しあり。

米國人に對する救護品の分配は、十月七日以來、米國領事の希望に依り、同國領事館に於て實施することとなりたり。是れ在留米人の登録上の必要に出でたるものなり。

支那人は食糧品概ね邦人と大差なきを以て、市當局に於ても之れが爲め、特別なる施設を講じあらず。然れ共、最も支那人の多數集團居住する新山下町埋立地の市設ブラック内に居住する支那人に對しては、市の配給係に注意し、配給上特に便宜を與ふることとせり。

米人に關する件 米國總領事の調査せる、震災に伴ふ米國側の死者、行衛不明者の推定總數は、六十名にして、其の内既に遺骸の處置を終りしもの二十名、殘餘四十名中、死者と推斷すべきもの大部に上るべき見込なるも、之を確認するため、未だ遺骸を發掘するに至らざる狀況なり。領事館側の調査に依るに、現存米人推定數は、約三十名にして、當部の調査と一致せり。曩に、本國外務省に於て、當地駐在總領事の任命を受け、赴任の途に在りしエヌ・ビー・スチュワード氏は、十月六日、米國船ジェファーソン號にて到着せり。

支那人に關する件 當地支那領事館及支那側有力者の言を綜合するに、震災以前當地在留支那人の總數は約五千三百名にして、其の約八割強は、南支那主として廣東省の出身者にして、震災以來續々先づ神戸に避難し、九月二十四日迄に、其數約四千人に達す。此等避難民は、阪神地方在住支那人にて各出身地に送還せりと。

以上罹災者は、一旦、歸郷の上、係累者を殘置し、所要の資金を調達したる後、再び渡日するもの多かるべしと。

鮮人に關する狀況 自今、潮田町には、百三十五名の鮮人あれども、其約一割は、半病的にして、全く生業に就く能はず。其他の者も、職業なく、困難しつゝあり。

中川村には、前と變化なく四名あり。川崎町には、百五名、大師町には、五十一名あり。共に其大部分は紡績及製網會社に、一部は土工に従事す。田島町には、二百六十六名あり。從來宇渡田にては、役場にて鮮人收容所を設置し、鮮人百六十五名を收容しありしが、十月三日、之を撤廢に決し、左の如く部署せりと。

歸國するもの八十九名は、十月二日、歸國證明書及糧食各人二升を給し、三日午前八時渡田を出發、乗船まで役場吏員引率す。

田島町及大師町にて勞働するもの、五十八名中、四十名は、淺野セメント及大師町に、他の十八名は、鋼管會社に、人夫として勞働せしむ。

其他の者、十八名は、婦人、子供、病人にして、十月三日、大人には、米五升、小人には、米二升を給し、東京

市青山鮮人相愛會に移送す。

此等の施設に對しては、衷心より感謝の意を表し居るもの多し。

高津村七名、稻田村一名、柿生村字眞光寺三十名は、共に前報の如くにして變化なし。尙華山丸より上陸したる鮮人の大部は、大に疲勞して、勞働の元氣なきが如し。

(チ) 檢舉に關する件

震災當時、諸學校の銃器を取出し、之が返濟をなさざるもの多かりしが、既に其大部は回收したるも尙一部不可能なるものありしが、十月四日、憲兵特務曹長以下五名、補助憲兵五名を派遣して搜索の結果、果神奈川縣立商工實習學校用の三八式銃器十四挺、諸機械百二十點、價格約壹千圓を檢舉し、説諭の上、贓品は學校に返還せしめたり。二十八日より二日間、神奈川縣警察部は、軍隊援護の許に、相澤及江吾田部落の檢舉を實施せり。其結果は左の如し。

檢舉人員六十八名。

押收物件、日本刀三十五、短刀十二、竹槍十六、鎗二、短銃三、銃三、空氣銃三、米五十俵、雜品八十個。

發見を恐れて投棄せるものは、羊毛類三十五貫、衣類十五包、雜品五十包、貴金屬、價格約三百圓。

(リ) 衛生

患者の狀況 部隊患者は本旬に於ける新患者、總數五十名(以下略す)。救護患者は、地方患者の診

療に従事せし部隊歩兵第五聯隊工兵第十七大隊及工兵第十二大隊にして、患者總數三十二名、内營養器病の、二十一名を最多數とし、地方救護機關の整備と共に、漸次其數を減す。

地方傳染病(十月六日調) 傳染病は、横濱市内に於ては、チブス六十五名、赤痢六十四名、神奈川縣郡部はチブス四百十四名、赤痢三十一名なり。而して、警備區域及之に隣接せる町村中、多發して、最も防疫上、之を要しつつあるものは、横濱市内にては、神奈川町、青木町、西戸部町、南太田町、根岸町、本牧町、淺間町、郡部にては、保土ヶ谷町、城郷村、大綱村、旭村等にして、何れも物資の購入に注意しつつあり。

(ヌ) 電燈水道

現在市内電燈配置は、附圖第二の如くにして(圖略)、尙燒失街路の點燈、市設ブラック六十棟の點燈には、本月中旬迄の日數を要する状態にあり。

前報の如く、水道復舊を見たるも、保土ヶ谷より野毛山貯水場に至る水道幹線、破裂するに至れり。而して、右水道は、八寸なりしたため、本牧及入江橋方面に對しては、水壓不足し、普及せざりし爲め、今回此機を利用し、更に二十四時に擴張し、極力修繕の結果、本月四日午後には完成せり。目下水道の補給力は、約三十萬石にして、震災前に比し、約二十萬石の減少を來せり。

水道の復舊事業は、都市計畫と相提携するの要あり。爲に、全部の完成を見るまでには、約二箇年の日子を要すべしと。而して、水道の未だ普及せざる部分に對しては、大阪方面より來航せる官船の積

(參 考)

載する飲料水を、工兵隊の援助に依りて陸揚げし、十三臺の給水自動車を用いて、歩兵警戒の下に、諸方面に秩序よく運搬給水し、以て市民の要求に應じつつあり。昨今亦工兵隊の援助に依り、大岡川の水運の便を利用して、給水に努めあり。其の配置は附圖第三の如し(圖略)。

(ル) 雜 件

甘粕大尉赦免に關する宣傳者に就いて 横濱市本牧町居住の後備輜重兵特務曹長山本小二郎は、甘粕大尉赦免の諸願書を提出すべしと、通行人に宣傳し、之に連名捺印を求め、自發的に趣旨に賛成署名せる者男女約五百名に達せり。

六旬報 第五 (自十月十一日 至十月二十日)

(イ) 一般 狀況

一般に平靜にして、特記す可きことなし。然れ共不良の徒時々、或は良民を脅威し、或は流言を放ち、之が爲め、人心の安定を阻害し、軍隊の駐屯を要望せしむるの因をなしつつあり。例へば横濱山下町附近の貧民總數二百戸中、其の三分の二は無職にして、其の甚しきものに至りては「軍隊在るがため吾人は衣食に苦しむなり」と豪語せるものあるが如きは是れなり。而して其の巨魁たる山下在住の佐々木信一に對しては、特に憲兵警察側と連絡し、注意中にして、是等不安の禍根は、軍隊撤去前、速に除去するに努めつつあり。

横濱市北郊橋樹郡大綱城郷兩村附近は、震災前より、傳染病發生しありしが、爾後猖獗を極め、本旬の中頃に於ては、其の數三百に垂んとする状態にして、内務省よりは、特に、佐伯・大川の兩技師を派遣し、防疫に努めつつあるも、病毒は漸次市内に浸入し、十月十五日に於ては、二百五十八名の患者を出し、尙蔓延の兆あるも、目下、縣吏員醫師及警官協力して、檢診隔離に従事し、反つて病源地に於て若干減退の傾向を表せりと云ふ。

横濱附近の會社工場は、前報の如く、其の殆んど全部は倒潰若しくは焼失し、而かも其の大部分は、復興の策未だ成らず、識者中、失業者窮餘の爭議を憂慮しつつあるものあり。目下、前調査を基礎として取調中なるも、未だ特別に問題となるものなし。

(ロ) 警 備

警備は警官特に憲兵の増加に伴ひ、直接警護の任を離れ、宿營力を顧慮して、成る可く兵力を集結し、萬一に備ふる待機の姿勢に在らしめ、屢、巡察警備行軍宿營地の移轉等を実施し、必機の轉換警備の普遍を期しつつあり。本旬に於て、地方官憲の手に移したる、哨所十三箇所、兵數百三十名に及べり。在横濱無線電信隊は十月十四日、撤去所屬隊に復歸す。在横濱技術部支部工兵諸隊は、各左記頭書の如く撤去せり。

十月十四日 工兵第五大隊
 十月十五日 工兵第十七大隊
 十月十六日 工兵第十二大隊
 十月十七日 工兵第十四大隊
 同 技術部支部
 十月十九日 電信第二聯隊第一大隊
 騎兵第十五聯隊在藤澤方面のものは十五日聯隊主力を合すは其の一中隊を神奈川警備隊に、一小隊を藤澤警備隊に残置し、十六日午前九時、鶴見町出發途中野砲兵第一聯隊に一泊の上、十七日午後三時屯所に歸還せり。

本旬工兵隊の實施せる爆破箇所は、左記の如くにして、十月十六日を最終として、一段落を告げ市内大建築物は殆ど整理を了したり。

税關監視所 税關倉庫 市役所 日本綿花株式會社 山下町スタンド會社 縣廳附屬建物
 三棟) 尾上町高島嘉兵衛

各工兵大隊の事業に關しては別に技術部より報告せらるるを以て省略せるも、市民の感謝は實に想像外なり。又騎兵第十五聯隊の永き駐留中に於ける、該地方民の信頼も、亦甚だ偉大にして、共に能く軍隊の眞價を發揚せるものと認む。

(ハ) 交通及通信

交通 市内諸道路は、路面各所に小なる凹凸を残し、時々車馬交通に少ししく難澁を覚えしむることあるも、概して大なる支障なく、交通を可能ならしめ、亦昨今、市内電車は、八幡橋にまで其の運轉を延張し、市民交通に將た亦、警備上に多大の便を與ふるに至れり。工兵の擔任せる橋梁は、十一日を以て竣成し、主要なる橋梁は、悉く通行をなすに至れり。

電信 第二聯隊撤退後に於ける當警備隊用電話網は、左の如く構成する豫定にして、隸下各部隊と當司令部の間は、各隊携行器材を以てし、其の不足は別に請求せる戒嚴司令部より交付を受くる器材を以てせんとす。

(ニ) 罹災民・給水等の狀況に就て

罹災民の狀況 罹災民の狀況は、日々若干の變化あるも、本旬の中頃に於ける調査中の主なものを掲ぐれば左の如し。

罹災民にして、衣類を要するもの、約四萬人、寢具は、尙其の以上不足し、之が救濟法としては、先づ救護事務局より、衣類三萬枚、毛布八千五百枚、海軍より借用のもの、の供給を受け、公設市場にて此等は、廉賣をなし、以て之が對應策に努めつつあり。目下、無料配給をなしつつあるものは、七萬六千六百七十人

に對して、一日一人米三合宛、及若干の味噌、醬油、牛糞等を配給しあり。尙其他燃料及燈火の不足せるもの多く、愈、冬季に向ひし折柄考慮を要する點あり。

公設避難所總計三萬九百九十坪にして、既に建築済のもの一萬一千五百十六坪、建築未済のもの一萬九千四百七十四坪にして、目下收容せるもの二千六百三十九世帯、其總人員一萬一千六百十四名にして全部建築終了後は、七萬人を收容し得る狀況なり。

給水の狀況 給水は一日平均一萬四千石を、大阪神戸函館滿洲方面より汽船に依りて輸送せられ、主として市内燒跡方面に於て配給せり。又水道工事も、漸次修復せられ、其能力目下二十萬石を有するに至れり。一方配水管修繕も進捗せる結果、神奈川方面(高臺を除く)、日の出町より、時田方面、竝に戸部の大部分に給水し得ることとなり、更に關内方面に對しては、都橋より大江橋を経て、前田橋通りに至る幹線敷設の出來次第、二十日頃に通水し、本牧磯子方面は、稍、遅れて月末頃に、給水の運びに至る豫定にして、是等は、孰れも殘存せる共用栓を利用する外、要所々々に、合計八十個の共用栓を新設する筈にして、尙市内各方面の殘存家屋專用栓、竝に所在に出來上りつつあるバラックに對し、給水を開始すべく計畫中なり。其他、市中に散在せる二千二百七十八箇の井戸にて、需要を充しある狀況なり。

市内電車 市内電車は、十月二十日以後、更に神奈川八幡橋間の開通を見るに至り、其他の各線も目下、頻りに工事を急ぎつつありて、其開通の豫定次の如し。

十月二十二日 本牧線

十月二十七日 横濱驛藤棚間

十月三十一日 藤棚日本橋間

十一月五日 日本橋弘明寺間

但し車臺不足のため、貨車二臺、車臺四十臺を利用すと。

被害の狀況 被害狀況に關し、市役所側に於て、調査せるものの中、前報の補遺たるものを擧ぐれば、左の如し。

震災前宅地四百九十萬坪の内、家屋燒失區域二百八十萬坪、道路河川を除くにして、殆ど全市の二分の一は燒失せることを知るべし。

倒壊區域百十萬坪

横濱市、護岸の總延長は五萬二千三百五十間にして、其内、崩壞せるは二萬五百九十五間なり。

橋梁、全市橋梁は、其總數二百六にして、其内七十四は燒失、墜落若しくは、破壞したるものにして、内工兵隊の手に依り修築せしもの三十五に及び、其作業部隊及完成月日等は、附表の如し(附表略)。

(ホ) 鮮人の狀況

常に多少の移動を免れざるも、本月中旬頃に於ける狀況は大體に於て、從來と變化なく、其數川崎町百、大師町五十八、田島町百九、潮田町百十四、中川村四、高津村四、稻田村一、柿生村十八、計四百八名にして、特

(參 考)

に異状を認めず。

(へ) 救護に関する件

外人に對する救護 就中食糧の配給状況は、本月第一旬報にて報告せし如く、一層良好の域に向ひあるが更に本月初、濠洲政府寄贈オーストリアマウント號にて積載し來れる多量の救護品中の一部を當地在留外人配給用として、直接交附を受くることとなりしを以て、配給所在庫食糧品も、從來に比し、一層潤澤となれり。

先旬、市營外人配給所に合併せる救世軍の派遣員 Chief Captain James Bigwood 氏は、併合の當初は、配給所内に在りて、市吏員と協力配給事務に従事しありしが、本月初より、外勤として、在留外人を戸別的に訪問し、配給の宣傳普及に努めつつあり。

上述の如く、食糧品の配給は、概ね順調に實施せられあるも、被服及寢具主として毛布類の欠乏に困惑せるもの尠からず。之がため、本月十四日、一般罹災者用として市の保有せる毛布中より、取敢ず百枚を、外人救護用として融通を受け、寢具に窮乏せる外人に分配することとなりたり。寒氣漸増に伴ひ、此方面の救護施設亦注意を要すべし。

米國陸軍救護團一行の歸還に関する件 曩に、當地の野戰病院工事を終り、上京、高松宮邸に於て、病院建築中なりし米國陸軍救護團ハンド中佐以下約二百五十名は、東京に於ける病院の竣功を

待ち、十月十三日、日本赤十字社に引繼を了し、同日夕、東京發、横濱に來り、直に當港碇泊中の米國運送船ソナム號に乗船し、翌十四日朝出帆、馬尼刺に向ひ、歸還の途に就きたり。

在濱外人數 震災直後、神戸、東京、輕井澤方面に一時避難せし外人中、當市の秩序漸次鎮靜に歸するに従ひ、自己の住宅及關係商館等の災後に於ける始末を爲すため、最近の船車便に依り、歸濱者増加し、其の數毎日三四十名を下らざるも、此等歸來者中には、ホテルの設備なきため、友人宅等に一二泊の後、退去するもの多く、永住の決心を有する者尠なき現況なり。従つて在留外人數は、常に異動し、正確なる數字を得難きも、本旬末に於ける推定數は左の如し。

(國 籍)	(人 員)	(國 籍)	(人 員)
英吉利	六二	瑞西	三
亞米利加	三六	和蘭	二
佛蘭西	七	西班牙	一
獨逸	二一	希臘	二
瑞典	一	瓜哇	三
丁抹	一	智利	一
諾威	二	エストニア	二
葡萄牙	二	印度	三
露西亞	四	(計)	百五十五人
伊太利	二		

(參 考)

(ト) 衛生

地方傳染病 地方傳染病は前旬に於ける現在數六日調に比し、當旬に於ては、十六日調察扶斯五百七十九名にして、百名の増加あり。赤痢は百三十七名にして、四十二名を増加せり。而して、防疫上、注意を要するものは、根岸町に於ける赤痢なり。

(チ) 馬 衛 生

(略す) 但一、二、三、四頭

傳染病に關する事項 藤澤附近に於ける、傳染病馬の發生に伴ひ、豫防注射を實施したり。横濱附近には、未だ認めざるも、豫防注射の必要を認め、十月十七日實施せり。

(リ) 經 理

初の三條略す

物價の景況 暴利取締會等の効果に依り、一般に比較的安價にして、特に高騰せりと認むる所なし。

(下の數條略す)

七旬報第六

(自十月二十九日 至十月二十九日)

(イ) 一般の狀況

一般に平靜にして、特記すべきことなし。而して人心を不安ならしむる禍根に關する調査の結果を綜合するに、概して警察事項にして、特に軍隊の出勤を要するが如き事項を認めず。

(ロ) 警 備

戒命第七十一號に基き、軍隊の移動左の如し。

歩兵第五聯隊(一大隊)は、一月二十五日、歩兵第四十九聯隊第三大隊と交代し、二十五、二十六兩日に亘り、横濱出發、鐵道輸送を以て東京に到る。

歩兵第三十一聯隊第一第九中隊は、二十五日以後、司令官の直轄となり、歩兵第五聯隊第一中隊の擔任せる警備を引繼ぎ、二十六日、青木栗田谷齋藤分及北三澤附近の地區に、宿營を移轉せり。

二十五日、藤澤警備隊より騎兵一小隊を當司令官の隷下に屬せられ、同日以後、騎兵第十五聯隊混成中隊長の指揮に入れり。

戒命第七十四號に基き、軍隊の移動左の如し。

歩兵第四師團(司令部及歩兵第三十一聯隊)の一大隊は、十月二十九日、三十日の兩日に亘り、鐵道に依りて東京に到り、歩兵第四十九聯隊第三大隊長は、十月三十日以後、其大隊及騎兵第十五聯隊の一中隊を指揮し、横濱附近の警戒に任ず。

(參 考)

南地區隊は歩兵第三十一聯隊第二大隊及第一第九中隊缺竝に直轄部隊即ち歩兵第三十一聯隊第一第九中隊より派遣しある諸衛兵は、各頭書の日時以後中央地區隊歩兵第四十九聯隊第三大隊に於て、之れを擔任す。

二十八日午後三時 南地區隊

二十九日午後三時 直轄部隊

歩兵第四旅團に屬する諸隊は各頭書の如く、現在地を發し、東京に到る。

十月二十九日、歩兵第三十一聯隊(第二大隊及第一第九中隊缺)

十月三十日、歩兵第四旅團司令部但し配屬の傳騎は二十九日

歩兵第三十一聯隊第一第九中隊

第一師團患者收容班は十月二十九日を以て、其事業を撤し、三十日、横濱發陸路原所屬に復歸す。

現在神奈川方面警備部隊司令部に於て管理しある倉庫殘餘物件は、二十九日、歩兵第四十九聯隊第三大隊に於て引繼を了す。

本旬に於て、撤去せる哨所數六箇所、其總數兵力五十一名にして、歩兵第四十九聯隊第三大隊に引繼の際、存置せる哨所左の如し。

税關倉庫 下士以下十七名

正金銀行 (米國領事館 巡察を兼ね) 下士以下十三名

横濱倉庫 下士以下十二名

船渠倉庫 下士以下 七名

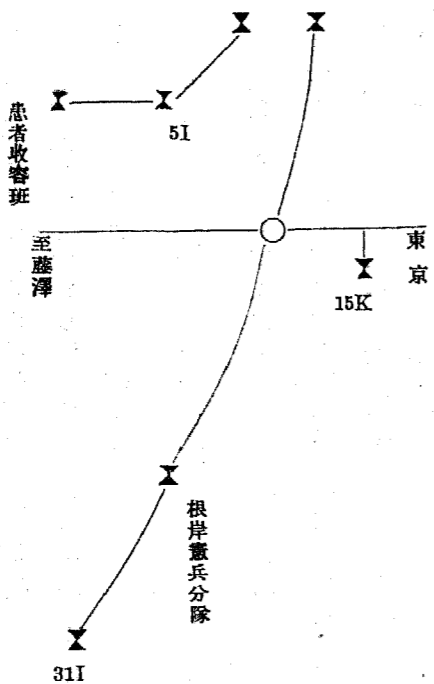
農商務省倉庫 下士以下 六名

糧秣倉庫 下士以下 八名

(八) 交通及通信

市内普通道路は、悉く車馬の交通を許し殆ど舊體に復す。

電話網は、電信第二聯隊及隸下各部隊の撤退に伴ひ、左の如く變更を見る。



(參) (考)

歩兵第五聯隊撤退と同時に、同本部及患者收療班との通信を撤去す。歩兵第四十九聯隊第三大隊との間には、特に電話線を架設せず。當司令部及歩兵第三十一聯隊の撤退に伴ひ、歩兵第三十一聯隊の擔任せし電話隊は、二十七日、其他は二十九日撤去す。

(二) 軍隊撤退後注意を要す事項

軍隊撤退後、人心を不安ならしむる事項は多く、杞憂に過ぎざれ共、其の若干を掲ぐれば、左の如し。

山下追分附近 山下南方横濱水道に沿ふ地區にして、俗稱三條長屋、目下は概して新造口附近に移轉せり、追分鹿島附近は、一般に貧民窟にして、不逞無類の徒多く、時とし「軍隊撤去せば、吾人は到る處に衣服を見出し得」と豪語せる者あり。而して數次檢舉の結果、彼等も暴威を逞ふする餘地なきも、將來注意を要す。尙山下の瓦斯會社(一部曹達を製造す)は、四年前附近住民より焼打せられたることあり。住民一般に好意を有せざるを以て、注意を要す。

野毛方面 目下、平沼別邸内に避難しある横濱新聞記者本田英太郎と稱する者、元市會議員までも爲したるも、目下、失意の時代にして、現時の會社制度に憐焉たらんとなし、屢、事を富豪に構へ、今次の震災に當りても身親しく平沼邸の恩澤に浴し乍ら、同じく同邸に避難しある無智の窮民、不逞の徒を煽動教唆したる形跡あり。尙監視を續行するを要す。尙震災前は、附近に若干の主義者ありしが、跳梁の虞なし。久保山南方、谷戸耕地(俗稱乞食谷戸)貧民窟にして、人氣不良、當地方犯罪人の巢窟と稱せ

られあり。震災時の混亂に乗じ、掠奪を逞うし、贓品最も多かりき。而して、數次檢舉の結果、平靜に歸したるに留意を要す。

岡野町附近 南北幸町一帯は、水夫荷揚人夫、其他の勞働者多く、軍隊撤退後の不安を感じ、軍隊の警備を懇請しつつあり。目下、下士以下八名を以て警備しつつあり。

神奈川海岸方面 仲仕多きも、這次の檢舉に怯えあるが如きを以て、禍根を遺すことなからん。

山口正憲一派の殘黨 首領山口正憲以下幹部十五名收監せられ、其他の不良分子約六十名は、今や全く蟄伏しありて、今後大仕掛の暴舉をなすが如きことはなかるべきも、軍隊撤去後は、或は、個々に蠢動して、強窃盜を働く慮なしとせず。

相澤、江吾田附近の不良分子 當部落附近の住民には不良分子多く、生活難の襲來と共に、或は不正行爲をなすやも計り難し。

根岸刑務所 震災當時、解放せる該刑務所囚人中、掠奪殺人凌辱等を敢てせる者ありて、大に人心を震慄せしめたるも、是等の不良囚人及重罪囚は、名古屋に移送し、目下該刑務所には、比較的温順なる囚徒のみありて、勞役に従事しあり。然れ共囚人を收容せる家屋は、急造バラックにして、殊に山口正憲以下、不逞不逞の徒をも收容せるを以て、軍隊撤去後は、若干の顧慮を拂ふ必要あるべし。

(ホ) 支那人の狀況

(參)

考)

在濱支那人の慘死者は、千百餘名にして、神阪華僑救濟團横濱出張所檢拾先友遺骸隊を組織し、梁扶初主任の許に衛生部長書記會計等各一名を置き、同胞の醜出に係る義金壹萬五千圓を經費に充て、九月二十五日來、銳意死體の發掘に従事せり。

(へ) 鮮人の狀況

目下、一般に徒食し居る者なく、勞働に従事しあるも、何等不穩の言語を認めず。

川崎町	三〇
大師町	三九
潮田町	一一三
田島町	一〇九
計	二九一

(ト) 外國に關する事項

(a) 外國公館の現狀

英國總領事館 震災以來商船ナンナム號内に在りて、執務中なりし英國領事館は、同船の出港後英國軍艦ダーバン號に留りて、執務を繼續しあり。燒跡に數日前より起工せし假廳舎は、十月早々竣

成し、事務を開始し得る見込なり。

米國總領事館 旬初、燒跡に工事を着手せしバラック造一棟約二十坪は、二十五日竣功、直に同所に於て執務中なり。

佛國領事館 東京同國大使館に在りて執務しあり。

支那領事館 九月第三旬報以後變化なし。

(b) ホテルの開業に就て

震災に依り、全潰したるグラントホテルは、當地來往滞在外人の爲め、舊燒跡に二階建客室約百を有する假ホテルを建設するに決し、近く之が工事に着手し、明年二月には開業の見込なり。

附録

横濱駐在米國領事よりの感謝狀

大正十二年十月二十七日

横濱米國總領事 エヌ・テイ・ジョンソン

神奈川方面警備隊司令官齋藤少將閣下

閣下竝に隷下軍隊は、近く當地御出發の由承り、此の機を利用し、過去二箇月間、特別の御高配に對し、

(參 考)

深厚なる謝意を相表し、申度候。

御在濱中、御任務極めて繁劇なりしにも拘はらず、當領事館及在留米國人一同の安寧に對し、終始御配慮を煩はし、御蔭を以て大なる自信を抱きつつ、大横濱市復興の爲め、微力ながら邁進するを得申候。殊に連日連夜、當領事館警護の任に當りし御部下の衛兵に對し、深く感謝の意を表し申上候。勤務に服したる下士以下の行動は、總ての點に於て、日本陸軍の光輝ある傳統を遺憾なく發揮し、我々領事館員一同、此等勇士と同一幕舎に於て起居せしことを、非常の誇りと感じ申居候。敬具。

(東京警備隊司令部所藏記録)

八神奈川方面警備隊司令部の會報

十月三日、神奈川方面警備隊司令部で發表した、會報の内容左の如し。

東京市内電車は、従來制服着用の軍人は無賃なるも、自今將校は料金を支拂ふを可とせん。陸軍省よりは十月五日を以て停止せしめらるる筈。

武装して而も數人電車に乗るものあり。將來は單獨者と雖も、武装して電車に乗ることを避けられたし。但し公用傳令等にして電車を利用せしむる必要がある場合は、隊長より命令を以て乗車せしむるか、又は特に電車を以て軍隊を輸送する場合は、此限にあらず。

戰時報告規程別表第二月報は、九月三十日調を以て、一通を本日中に提出せられたし。

六郷川橋梁は修理完成し、一日より四噸貨車に通過を許す。

人馬死傷、其他自動車事故等、重大なるものは、陸軍大臣及び戒嚴司令官へ報告すべきに付、至急警備隊司令部へ報告提出相成度し。照明班は神奈川警備司令官の指揮下を脱せしめられ、四日當地發、原所屬に復歸す。

参考、二

陸軍の醫療救護

(一) 神奈川方面の狀況

横濱市は震災激甚にして、市街地全部を燒燼し、死傷者數萬を起え、地方醫療機械は同時に覆滅し、救療行はれず。罹災民は、北は青木附近に、中央は淺間より保土ヶ谷附近に、南は本牧西方地に集團し、活氣旺盛なりし大貿易港、今や寂寥として、既往を偲ぶに由なし。九月四日、警備隊は焦土に進入したるも、其衛生部員及佐倉衛戍病院派遣の救護班は、作業力微弱にして、此急に應ずべからず。連日連夜の奮闘も、辛うじて其の一部を救療するに止まれり。戒嚴司令部は、八日到着せる第十師團救護班を以て、急遽之に赴かしめ、更に第十六師團衛生隊を派遣し、爾後第四師團救護班及第十五師團第二救護班相踵いで赴援す。

(參 考)

(口) 第一師團救護班の行動

第一師團救護班(佐倉衛成病院一等軍醫國田武雄、看護兵卒九)は、九月四日到着、同日元濱町跡に救護所を開設し、六日社會館に大阪醫大救護班と合同作業し、九日第十師團救護班に合併せり。同班に於て専ら救療せし罹災患者二百九十七名、外傷一九八、平病九九を算し、患者の多くは挫創火傷挫傷骨折等にして、受傷以來救療せられざりし者多く、光景悲惨を極む、即ち先づ速に多數の傷者に初療を普及する方針を執り、各避難民集会所を奔走して、救療を實施せり。

(ハ) 第四師團救護班の行動

第四師團救護班は、九月五日編成を了し、六日午後、深谷軍醫以下二十一名を先發として出發、爾餘の人員、材料は、七日午前九時二十五分、大阪驛發汽車行を以て、信越線を経由し、九日午後二時、日暮里に着。先發員を合し、同地小學校内に宿營す。是より先き、先發員は八日早朝、戒嚴司令部に連絡し、横濱に赴援の命を受領せるを以て、翌十日早朝、品川に至り、汽車行を以て、同日午後二時、横濱驛に着し、保土ヶ谷附近に救療所開設を命ぜられ、雨を犯して位置の撰定に力め、先づ大仙寺に入て宿營し、翌十一日早朝、横濱市岡野町濟生會病院に到り、救療所を開設す。同病院は建築漸く落成して、未だ使用せられず、回壁龜裂し、床板波状をなせる箇所あるも、既に病院として構築せるものなるを以て、諸般の施設は救療所の開設に適せり。仍りて已に避難しありし地方人を整理し、手術室、診斷室、藥室、職員居室等を

區分し、尙塵埃捨場及厠を急設し、既設厠は、收容患者のみに使用せしめ、班員は急設厠を使用せり。院内水道は破壊し、井戸なきを以て、湧水面高きを利用し、兵力を以て掘井し、雑用水を得、尙在郷軍人分會より撤水車及タンクを借受け、水運並貯藏に使用し、夜間照明には當初蠟燭を用ひたるも、數日後、電氣の心得ある者、看護卒をして、院外電線を連絡せしめ、完全なる照明を得たり。机椅子の類は附近の倒潰せる女學校のものを應用せり。又患者の被服、寢具は、本人より携行せしむることに定めたるも、家族離散せしもの如きは、兵卒の携行せる毛布類を貸與し、十五日縣衛生課よりも、毛布百枚を受け、便を緩和する事を得たり。班は之を本部診療部及收容隊に區分し、診療部は發着部、内科、外科、調劑科に分ち、病室を附屬し、患者を外來入院に區分し、診療を行へり。收容隊は特務曹長をして指揮せしめ、下士を長とする三分隊に分ち、主として中地區西南部一帯に行動せしめ、重症者の擔送、輕症者の巡回治療、及救療所への誘導を行はしめ、尙傳染病及疑似者の搜索、衛生思想宣傳に努めしめ、收容隊日々の行動は、約八吉米乃至十吉米に亘り、遠く五吉米以外の地より收容せしもの少からず。蒸熱甚しき日又は降雨に際しては、其の勞苦大なるものあり。

開設以來、患者續々來集し、孰れも衷心より感謝の意を表し、感泣するものあり。十三日收容患者増加し、病室狹溢を告げしを以て、十四日以後、收容隊は同病院を去る西方千米、隣德小學校内に移轉し、尙看護長以下七名を附して、同校内に支部を開設せり。

地方救療機關の増加整備に伴ひ、十九日以降、漸次業務を縮少し、入院患者六十名を日本赤十字社神

奈川支部に引繼ぎ衛生材料若干を交附し、爾後専ら巡回治療に従事し、歸還命令を受領すると共に、二十一日外來患者の診療を神奈川縣診療部に引繼ぐや、患者發着部に蝟集し、開設の繼續を懇請して止まず漸く慰撫して他に至らしめ、二十四日横濱發歸還の途に就けり。

救療患者總數四千二百八十七名内入院八十二名に達し、外傷(八六〇名)最も多く、急性胃腸炎(五三〇名)及外被病(一四六名)等に次ぎ、主要なる傷病は火傷頭蓋底骨折大腿骨折脊髓損傷肺傷腹内臟損傷破傷風等にして、奇蹟的良好經過を採れるもの一二を認めたるも重病火傷の半數は腎臟炎を續發し、又破傷風患者は血清注射、其他の對症處置を施せるも、輕快するものなく、創傷中處置遅れたるものにして、創腔に蛆を孳生するものあり。創の不潔なるもの多きに鑑み、破傷風豫防注射を勵行したり。又某小兒患者にして地方救護機關にて絶望を宣告せられしもの、收容後輕快するや、近親の喜悅其極に達し、遠近相傳へて患者續々として殺到し、一時恰も小兒科病院たるの奇觀を呈せることあり。或は心瓣膜病腎炎脚氣等にして、苦悶甚だしきものを收療輕快せしめ、名聲を擧げたるあり。病院には尿検査器械あり、顯微鏡あり、繁務の内諸種の検査を遂行し、作業平時の病院と異ならず。主要なる手術は大腿骨切斷一、下腿切斷二、動脈瘤の摘出一とす。

衛生材料は陸軍省縣衛生課、大阪衛戍病院等より補給せられ、尙濟生會病院の材料を利用し、補充潤澤にして、附近警備隊に對し補給を行へり。但し患者の尿器皆無にして、當初は止むなく空罌、洋紙等を使用し、困難を凌ぎしも、後漸く縣衛生課より受領し、看護上多大の便を得たり。

(三) 第十師團救護班の行動

九月六日、姫路に於て編成。同日正午、先發員班長(加藤三軍醫)以下三十三名、所要の衛生材料糧秣、其他急需品五十八梱を携へ、姫路出發、途中混雜の爲め、幾多の辛酸を嘗め、信越線を経て、八日田端に着し、直に戒嚴司令部に連絡し、横濱に急行し、海路後發せるものを合し、同地に作業すべき命を受け、一部の人員は横濱に急行し、殘餘の人員、材料は、自動車を以て田端を發し、品川に至り、汽車行を以て、午後七時、横濱着同驛内に露營す。是より先、七日正午、神戸港より乗船せし後發者は、八日午前七時、横濱に入港し、連絡の爲上陸せし者と、偶然前記先發者と相會し、茲に先後發隊の連絡全く成る。後發部隊は、同夜税關倉庫内に露營せり。翌九日午前十時、北地區救護班となり、神奈川驛附近に救療所を開設し、主として横濱市以北、東海道に沿ふ北區内の救療に任ずべき命を受け、直に開設地點の偵察をなし、本部を神奈川青木小學校に支部、軍醫一、看護長一、看護卒二を横濱驛及横濱公園に開設するに決し、後發部隊材料の陸揚するを待ち、午後十一時開設を了す。之と同時に、佐倉衛戍病院より派遣せられし看護長以下七名來り合す。青木小學校は高臺にありて、出入稍不便なるも、家屋の破損比較的少く、只所壁落ちて、内部雜然たるのみなり。校内には已に避難民約三百有餘名あるのみならず、通信省工務課横濱本部開設しありて、稍混雜しありしも、學校職員の協力を得て、脱落せる壁土等を清掃し、階上階下各九室に治療室、病室等を設備し、病床には生徒用机を駢べて、寢臺とし、寢具は患者携帯のもの、他

班の携行せる毛布を以て、一人當三枚を給す。夜間照明には洋燈又は蠟燭を點じ、水は附近地方民家の井水を検査し、適量のもの二三を使用せしが、避難民の使用多量にして、直に涸渴し、辛うじて炊爨を實施し得るに過ぎず。洗面洗濯、入浴は全く不能なり。厠は市衛生課に交渉し、汲取りを勵行せしめ、之が保清に努む。

十日前記支部の他二組の廻診班(軍醫一、看護長一、看護卒二)を設け、附近を巡廻し、傷病者の収集及診療を實施せり。

十七日横濱驛及横濱公園支部を撤し、收容患者中傷病者は逐次滿鐵救護班に、傳染病疑似者は萬治病院に送り、外來患者を同小學校内に開設せし日本赤十字社香川支部に譲り、二十七日閉鎖の内命を受け、二十八日歸還命令を受領し、三十日閉鎖し、横濱港乗船清水港に上陸し、鐵路歸還の途に就けり。

處置患者總數三千二百二十七名、收容患者四十名にして、何れも諸所の救護班を轉々するものなり。病症概して重く、且治療の時機後れありしもの多きは同情に堪へず。班員の熱誠は、治療施設の整備と相待ち、患者の感謝信賴する所となり、地方病院に轉送せし患者にして、再び收容を熱望するものあり。入院患者中外傷十二名、火傷四名あり。症狀重篤なるもの多く、四肢顔面の廣大なる部分を襲はれたる第三度火傷あり。脊椎骨折に腎臟損傷を兼發せるもの、刺創より腸管損傷し、限局性腹膜炎を惹起せるものありしも、大部分は幸に良好に經過せり。然れども内科病中赤痢、腸壘積、肺炎、急性重症の腸炎、脚氣等は、不幸の轉歸を取りしものあり。外來患者中主なるものは、營養器病にして、其の過

半數を占め、外傷亦少からず。

急性傳染病としては、赤痢、デフテリアあり。又數名の破傷風は、受診の機遅れ、血清を使用せしも、効を奏せざりき。外科的手術及處置の主なるものは、膿胸の截胸術及骨折に對するギブス繃帶裝用等とす。

患者の被服及食餌給與は、班携行材料を以て、支障なく之を實施し、療養品中の一部は、縣衛生課より受領し、尙救恤品を利用せり。同班は又附近地方民よりの請ひにより、井水の水質検査三十二點を實施し、内飲用に適するもの二十三點を指示せり。

(ホ) 第十五師團第二救護班の行動

九月五日午前十一時、豊橋に於て編成を命ぜられ、午後一時完了。同日午後三時半汽車行を以て豊橋を發し、小田原に向ふ途中、静岡衛戍病院より隊醫抜三組を受領し、午前十一時、静岡發江尻に着し、米穀運送船眞盛丸(七〇〇噸)に乗船、七日前六時、清水港出帆、八日朝横濱に着せしが、陸上交通の不便なるを知り、貨物の陸揚を待ち、海路十日芝浦に至り、神奈川方面の救護を命ぜられ、上陸後、汽車行に依り、神奈川驛に着し、十一日、主力を以て東神奈川金藏院に、一部を以て子安小學校に救護所を開設す。子安救護所の編成左の如し。

軍醫 小池一等軍醫

(參 考)

相澤三等軍醫

看護長 二

計手 一

看護卒 七

看護學修業兵 一八

磨工兵 一

擔架卒 一四

(計) 四四

衛生材料

隊醫扱 一號 二號 各一

野戰滅菌器

手術燈 二

天幕 二

擔架 一〇

毛布 一〇〇枚

炊具 二

金藏院は罹災者の避難所となり、且つ本堂は半潰の状態にありて、一般に甚だしく不潔なり。更に方錐形天幕六個を張り、尙附近神社の拜殿等を併用し、業務を開始す。子安小學校も、亦著しく傾斜し、危険なるを以て、天幕併用せり。

開設以來、受診患者日々増加し、十七日に至り、總處置數九百四十名に達す。同日平塚方面に移動を命ぜられ、午後二時、子安支部を招致し、午後三時救養所を閉鎖して出發す。附近罹災民何れも涙を湛へて之を送る。神奈川驛に見送る者亦甚だ多し。

(ハ) 第十六師團衛生隊の行動

第十六師團衛生隊長歩兵中佐中山隆策二等軍醫正澤勇は、九月五日京都に於て編成、六日早朝京都發、北陸線及信越線を経由し、田端に着し、横濱に急行すべき命を受け、品川を経て、九日午前九時三十分、東神奈川驛に下車し、南地區の救療に任ずる爲め、横濱本牧に位置し、救療所を開設すべき命を受け、同日午後本牧に着し、情況を偵察し、三十日本部を本牧町貿易中學校に置き、左の如く三箇所に救療所を開設し、正午より業務を開設せり。

本牧救護所

所長 澤軍醫正

軍醫 高田軍醫

(參 考)

看護長 三
看護卒 六
看護學修業兵 一八

(計) 二九

江吾田救護所

所長 石橋軍醫正

軍醫 杉田軍醫

下士 二

看護長 二

看護卒 九

看護學修業兵 一二

兵卒 九

(計) 三六

善行寺新櫻道救護所

所長 倉軍警正

下士 一

看護長 一

看護卒 三

看護學修業兵 一一

兵卒 九

(計) 二六

本牧貿易中學校には階下に手術室病室藥室等を設備し、階上を兵室とし、屋外に方錐形天幕を張り、炊事場を設く。

江吾田救護所は同地小學校に位置し、一棟の階下に診療室職員室を階上に病室を置き別棟に隔離室を設け、尙校庭に天幕を張り、警急集合所を炊事場となせり。

新櫻道救護所は、空地に天幕數個を張り、治療室及患者控所藥室衛兵所等を設け、職員は附近民家に入れり。各救護所は日々傷病者搜索兵を派遣し、且地方自治團と連絡し、宣傳に努め、重症者は擔架を以て、地方人と協力し、之を救護所に收容し、或は要求に應じて往診せり。新櫻道救護所は、患者を收容し得ざるを以て、收容を要するものは、本牧救護所に轉送し、又手術を要求するものは、江吾田救護所に送致せり。

磯子下大岡を連ぬる線以南郡部の地區は、偵察の結果、横濱に比し、其の被害少く、各部落に若干の傷病者あるも、概ね地方醫により救護せられ居りしを以て、特に救護を派遣するに至りぬ。

(參 考)

各班は二十三日まで治療に従事し、同日午後、江吾田及新櫻道治療所を閉鎖し、江吾田治療所に收容中の患者は、之を根岸病院に送り、本牧治療所は日本赤十字社静岡支部救護班に引継ぎ、外來患者は縣市救護班又は前記支部救護班に就き受診せしめ、業務を閉鎖せり。治療患者總數四千二百一十一名收容患者二十二名、本牧治療所十二名、江吾田治療所十名にして、外傷六七〇名及急性胃腸炎七九六名最も多し。外傷重劇なるもの多く、腹部内臓損傷脊髄損傷心囊内出血、破傷風等にして、不幸の轉歸を取るものあり。急性傳染病は、赤痢十二、腸チブス一、流行性腦脊髓膜炎一にして、共に傳染病院に送院せり。

患者の被服及食餌は、各患者より携行せるものを以て之れに充て、療養品は班の携行材料及救恤品を以てせり。衛生材料中副木は、磨工辛うじて、各患者に適合する如く、丁字副木、下肢副木を作成せしめ、結果良好なりき。

(ト) 歩兵第六十一聯隊第七中隊の救療作業

九月三日、横濱警備のため出發軍醫一上等看護卒二は、多量の衛生材料を携行して、之に踵隨し、同月十日歸還までに約四百十名の罹災患者を處置せり。

(チ) 歩兵第五十七聯隊の救療作業

九月二日、東京の情況不明にして、出動に關する命令來らざるも、災害の激甚なるを豫想し、第一第二

大隊の出動すると共に、隊屬衛生隊部員は、一般罹災救護の目的を以て、衛生材料を整備し、午後五時、佐倉兵營を出發し、午後九時、習志野騎兵學校前に到着せると、飛行機の齎らせる師團命令を受領し、依然前進を續行し、翌拂曉市川を過ぎ、三日午後一時、東京に於て横濱警備の命を受く。即ち第一大隊は陸路を、第二大隊は海路より、横濱に向ひ、四日午後一時、神奈川驛に着。第二大隊は同日午前七時、横濱市本牧谷戸橋下より上陸し、爾後兩大隊附衛生部員井原一等軍醫以下十一名は、所屬大隊の行動に伴ひ、次の如く轉々救療業務を遂行し、九月二十四日大隊の歸還と共に作業を終る。

第一大隊

編成 陸軍一等軍醫井原愛雄

看護長 二

看護卒 一

兵卒 三

第一次

開設 九月四日

閉鎖 五日

位置 神奈川西方空地

摘要 天幕を設備し作業す

(參 考)

第二次

開設 九月五日

閉鎖 七日

位置 高島山

摘要 天幕を設備し作業す

第三次

開設 九月七日

閉鎖 九日

位置 輕井澤上臺町十字路

摘要 民家を使用

第四次

開設 九月十日

閉鎖 十一日

位置 中村橋西側

摘要 右同

第五次

開設 九月十二日
閉鎖 十六日
位置 蒔田町
摘要 右同

第六次

開設 九月十七日

閉鎖 二十四日

位置 磯子町

摘要 右同

第二大隊

編成 陸軍二等軍醫 鮎川克己

看護卒 一

兵卒 二

第一次

開設 九月四日

閉鎖 六日

(參 考)

位置 江吾田

摘要 小學校内に作業

第二次

開設 九月六日

閉鎖 八日

位置 根岸

摘要 馬見湯附近建物及空地

第三次

開設 九月八日

閉鎖 十日

位置 根岸芝生

摘要 民家を使用す

第四次

開設 九月十日

閉鎖 二十三日

位置 山元町山手地藏坂

摘要 民家を使用す

作業開始の當初に於ては、地方醫療機關殆んど全廢せられ、總ての患者は、尙第一處置行はれず歩行し得るものは相伴ひて蜷集し、重傷者は戸板を以て運ばれ、重劇なる火傷挫創少からず。而も創面皆汚染化膿し、泥土に包まれ、状況慘憺たり。外傷火傷は初め受診患者の首位を占めしも、日と共に胃腸病を増加し、遂に赤痢の散發を見るに到れり。

救療患者總數千三十六名に達す。

携行衛生材料多からず。殊に火傷の處置に當りては、一人の患者に一罐の硼膏全部を消費する等、軟膏劑の缺乏に苦しみしことあり。其の他の藥物に於ても、消費の景況を顧慮し、地方より提供せる藥物、或は賣藥を使用せることあり。但九月六日佐倉衛戍病院より追送補給せられ、亦最寄陸軍救護班より補給を受けたり。

(陸軍省救施設記録)

参 考 三

陸軍工兵諸隊の作業援助と其の他の活動

震災に伴ひ、關東戒嚴司令官福田大將の隸下にある工兵諸隊は、内地屯在我陸軍工兵隊の全部にして、其數正に十八大隊を算し、福田司令官は、此等諸隊の到着に従ひ、之を適當に區處し、主として道路橋梁、其の他交通機關一般の修築整理に當らしめ、特に交通最も頻繁なる諸橋梁の應急修理に關しては、

(参 考)

不眠不休その任務に盡瘁し、速に之が完成に努めた結果、一般交通に便宜を與へたことは頗る著大なものである。

横濱方面に活動したる状況を述べれば、特に岡山工兵第十七大隊必死の行動は、目覚ましきものであつた。タンクは破壊して流出した石油と泥水の中に裸體で浸漬して、連日不眠不休の大活動を續け、大暴風雨の降り頻る裡にも屈せず、高島驛附近に築地橋の橋梁を急造し、以て神奈川横濱間の重要交通も、四五日の後に達成を見たるが如き、或は税關棧橋倉庫附近を整理して、小棧橋を構築したるが如き、共に陸海の交通に、又陸揚に多大の便宜を與へられたのである。其の他小田原藤澤等の各警備隊に配屬しある工兵諸隊も、夫々當該地區の交通整理作業に、日夜奮勵努力し、著大の成果を擧げつつあり。今や之等技術的作業は、其の計畫實施を擧げて、陸軍震災救護委員の手に移し、府縣市と協同して、統一したる方針の下に、着々其の實行を見たのである。

今工兵諸隊の道路橋梁その他の作業の實跡によつて、横濱に残した功業は、市民が毎日隨所に之を見る所の如く、實に偉大なるものである。

橋だけでも、新しく架設された者は三十四橋、延長二千二百二十七尺に達し、就中紅葉橋雪見橋築地橋武藏橋の如きは、半永久的なものである。軍隊の力によらずして、他に之を行はしめたならば、一橋を架けるさへも、數倍の日子を要した事であらう。又海面に於ては、固定棧橋浮流棧橋の新設十四箇所、延人員七千八百七十八人を算してゐる。更に死體の浮べる泥水の中に浸りながら、河川の清掃を行

つた。其の延長は三里強に達し、又道路を修理し、自動車の通過を可能ならしめた長さは、實に三萬五百九十五米突、即ち七里半以上に達し、建設したバラックの建坪一千七百七十五坪に達してゐる。此外残存大建築物の爆破作業は、九月上旬から今月中旬まで約一箇月間の期間に於て、之だけの大仕事をやつてのけたのであつた。

因に道路の補修に關しては、九月二日近衛工兵大隊の一分隊を以て、横濱市櫻木町市役所附近に於て、道路の清掃補修を始め、神奈川警備地區 17P, 14P, 12P, 11P 統一指揮警備地區内に於ける諸橋梁道路の整理、水路の開設等、竝に陸揚設備の實施等に任ず。又工兵五大隊は九月十一日から十五日に亘り、横濱市内道路龜裂填塞、崩壞家屋汚堵塊の排除等に任じ、自動車道を開設した其の延長約六千米。九月十六日から同二十三日に至る間、横濱市海岸通、東横濱貨物停車場から船渠會社に至る間、竝に雪見橋から花咲橋に至る河岸道路の清掃擴張補修、竝に開設、延長約三千六百二十米、又工兵十二大隊は九月十五日から久良岐橋千歳橋九月十七日から、龜ノ橋鶴ノ橋間、九月二十日、龜ノ橋より蓬萊橋の道路補修作業を實施した。更に工兵十四大隊は、九月十四日から同二十日に至る間、横濱市内の道路の清掃補修、電车道補修、及短橋の補修に任じ、總全長一萬六千六百五十五米に及んだ。九月八日から十一日に亘り、横濱茅ヶ崎小田原間、自動車通過の目的を以て、道路竝短橋の補修清掃作業、工兵十七大隊は、九月十一日から十八日に亘り、東海道、神奈川驛から横濱驛南方約十一町に亘る間の道路補修、且電車の殘骸を除去し、九月十七日、南部根岸本牧及三の谷附近の道路の形附をして。又横濱市野毛町の

道路清掃を行ひし等その行動實に目覺しきものであつた。

●(救護局神奈川支部資料)

横濱附近橋梁作業一覽表

(名稱)	(新設補修の別)	(幅)	(長)	(完成日)	(強度)(動荷重)	(作業部隊)
千若町橋	假設橋梁の修築	三、一〇	六、〇〇	十九日	一噸半内外の車	工兵第十四大隊
山下橋	新橋梁兩端陥没	七、〇〇	一八、〇〇	十九日	六噸内外の車	右
築地橋	假橋新設	三、〇〇	二四、〇〇	三十九日	徒橋	工兵第十七大隊
築地橋	一部墜落橋梁の修理	三、三〇	二四、〇〇	四日	四噸内外の車	右
久良岐橋	橋脚の補強	三、七〇	二九、七〇	十九日	三噸内外の車	工兵第十二大隊
龜ノ橋	燒し他橋脚を新設	三、〇〇	一四、〇〇	十九日	四噸内外の車	右
神奈川橋	陥没橋梁の補修	四、五〇	三〇、〇〇	十九日	二噸内外の車	工兵第五大隊
末吉橋	新設	三、〇〇	一四、〇〇	十九日	四噸内外の車	工兵第十四大隊
蓬萊橋	橋礎の補修	五、五〇	三一、五〇	十九日	六噸内外の車	右
萬治橋	燒し他橋脚を新設	四、〇〇	二三、八〇	十九日	四噸内外の車	右

(名稱)	(新設補修の別)	(幅)	(長)	(完成日)	(強度)(動荷重)	(作業部隊)
遠岡町無名橋	利脚及大橋礎を修	四、五〇	二〇、七〇	二十三日	右	工兵第十七大隊
千茂橋	橋礎の改修橋脚の補修	三、六〇	二八、八〇	二十五日	四噸内外の車	工兵第十二大隊
紅葉橋	燒し他橋脚を新設	五、〇〇	一八、五〇	二十五日	三噸内外の車	工兵第五大隊
花咲橋	右	五、〇〇	二一、〇〇	三十日	右	右
築地橋	新設	復線	三〇、〇〇	二十五日	電車除行	工兵第十七大隊
宮川橋	燒し他橋脚を新設	三、七五	二二、〇〇	三十日	八噸内外の車	工兵第十四大隊
東橋	右	四、二〇	三二、五〇	二十九日	四噸内外の車	工兵第十二大隊
三吉橋	右	三、六〇	二八、三〇	二十八日	右	右
前田橋	橋臺床板の敷置	二、八〇	三四、五〇	五十日	徒歩	右
翁橋	燒し他橋脚を新設	三、八〇	三〇、〇〇	三十日	二噸内外の車	右
櫻橋	新設	八、四五	一五、五〇	八日	八噸内外の車	工兵第十七大隊
築地橋	右	五、五〇	四二、〇〇	同日	五噸内外の車	右
雪見橋	燒し他橋脚を新設	七、〇〇	二五、〇〇	九日	三噸内外の車	工兵第五大隊

日ノ出橋	千秋橋	武藏橋	都橋	谷戸橋	新港橋	萬國橋	辨天橋	千若橋	保土ヶ谷橋	保土ヶ谷橋	帷子橋	月見橋
用殘し他は脚を利	右	右	横街引揚補修	右	没部橋補修	右	補岸橋脚の清掃部	橋礎崩潰部補修	右岸橋礎及補修	右岸橋礎沈下	右岸橋礎沈下	右
四、〇〇	四、二〇	四、四〇			六、〇〇	九、〇〇	七、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	同
二六、〇〇	三三、〇〇	三三、〇〇			一〇、〇〇	七、〇〇	一〇、〇〇	一五、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	一五、〇〇	同
十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日	十九日
八噸内外車	五噸内外車	四噸内外車	右	右	固所の強度	右	右	五噸内外車	四噸内外車	四噸内外車	固所の強度	右
工兵第十四大隊	右	工兵第十二大隊	工兵第十四大隊	鐵道第二聯隊								

(備考) 本表外に駿河橋・錦橋・富士紡績裏宮川橋・瀧ノ橋は一部の小補修を行ふ。(東京警備隊司令部所屬文書)

第二節 憲兵隊の活動

第一項 概況

九月三日、命に依り、本隊は奥平警備隊一行の船に便乗し、海路横濱に向つたのである。然るに途中波浪の爲めに航行を妨げられ、甚しく遅延して、漸く翌四日港内に入り、更に海軍ランチに轉乘し、横濱谷戸橋際に上陸した。指揮者植木憲兵大尉は、部下僅に下士一名、上等兵二名の少員にては、如何とも爲し難きを以て、取敢へず縣市を訪問せんと、直に海岸通りを辿り、途すがら縣廳の殘骸を眺め、横臥せる死體を看過しつつ、櫻木町驛前に縣市假廳舎を訪ねた。最初憲兵隊の任務は、單に横濱警察官應援の目的に止まつてゐたのであつたが、實地に臨んで見れば、大なる救急の事項が、其他に逼迫せることが知れた。是に於て最初の豫定任務を變更し、縣市當局に對し、(一)市民の武器撤廢、(二)死體取片付、(三)交通修覆の三項が急務なることを聲明すると共に、警備隊より三十名の補助憲兵を求め、市内要所の警備に充てたのであつた。然るに當日午後二時、正金銀行の一員は、櫻木町市役所に駆け來り、訴へて曰く、只今同行に二名の暴民闖入し、將に金庫を破壊せんとしてゐるから、直に逮捕せられたいと。そこで同隊では、時を移さず同暴徒を逮捕

留置すると同時に、司令部に對し、同方面に歩哨を設けることを建言した。とかうする中、更に一報來り、左右田銀行も前同様であつたので、是れも三名を留置することになつた。それから引續き、税關倉庫の巡視察方等、夫々不休手配をした。既にして午後六時と爲つた時、突如市内壽警察署の一警部補來り、報ずる所によれば、立憲労働黨山口正憲なるものは、災前より動もすれば警察を無視し、横暴極まりなく、良民共に恐怖する所なりしも、今次震災の混亂に乗じ、黨員その他を合して、約一千名に餘る節制なき暴民の一團を組織し、罹災者救護の美名の下に、銃器刀劍その他のものを携帯し、擅に寄附の募集、徵發と稱して財物を劫掠し、兇暴を逞ふし居るとの事であつた。彼等の一團は、同黨支部に集團し、幾度か警察に對して、市内警備に任せんことを申出で、殊に九月三日、横濱市役所方面にては、税關倉庫より多數の銃器彈藥を搬出したとの風聞があつて、人心恟々たるを見聞し、警察力を無視する暴狀を、徹底的に彈壓すべく、兇器を携帯するものは、隨所に之を禁止し、彼等の行動に只管注意を拂ひしも、九月十日、正憲は災後その配下六名を率ひ、各自兇器を携帯し、良民を脅迫し、鷄約二十羽を強奪せることを探知したので、最早拾賢がたく、山口を逮捕し、取調べの上、十三日強盜罪として、所轄檢事局に送致した。その一味の罪狀に就ては、警察に於て逐次に檢舉されたのであつた。

七日警備隊司令部の高島山に移るや、本隊も亦桐畑なる佐伯藤之助氏宅に本部を置き活動を繼續したのであつた。活動中に増員せる、補助憲兵の行動等、後記に譲り、右は直後本市に到着せし當時の狀況を概述したまでである。(植木憲兵大尉談)

第二項 憲兵業務の概要

自九月四日
至九月十八日

出發及配屬 午前七時、東京憲兵司令部出發。同九時芝浦乗船。同十一時三十分、横濱谷戸橋上陸。直ちに櫻木町なる横濱警備隊司令部に到着。

事務開始 午後二時、櫻木町なる横濱市職業紹介所三階に事務所を開設し、同時に事務開始。

説諭 横濱正金銀行内に徘徊せる窃盜容疑邦人二名に對し、説諭放還。

取締警戒 夜間に到り、立憲労働黨首領山口正憲が、部下多數を率ひ、避難民に不穩宣傳をなすとの風評あるを以て、憲兵伍長以下山下町方面避難の取締に従事し、一方山口派の行動を監視し、事件の發生を防壓す。

九月五日

狀況調査 市内外一團、各町村在郷軍人團、青年團等自警に任ずるも、強窃盜其他各種の犯人横行し、殆ど無警察の狀態なるを以て、軍隊の配置を懇望するに依り、警備隊參謀に其の旨報告す。

九月六日

憲兵隊の活動(概況)(憲兵業務概要)

視察 立憲労働黨員約三十名の掠奪行為をなすを視察す。
 中村町根岸町方面に強盗被害六件。
 伊勢佐木町興信銀行内には群集約六十名侵入し、金庫を破壊せんとしつつあるを現認し、説諭の上放還す。

警署署長は、署員僅少にして、治安維持に困難なるを以て、軍隊警備を懇願するに依り其の旨報告す。

説明書下附 震災のため交通杜絶を理由とする現役軍人休暇離隊すべきもの二件。

説諭 正金銀行内焼金庫中より現金掠奪したもの四名に對し、説諭の上證據品と共に、神奈川警察署に引渡したり。

説諭 伊勢佐木町通り興信銀行、及左右田銀行の金庫を破壊し、或は破壊中なるを現認、取調の上説諭放還す(七名)。

九月七日

脱獄犯人逮捕 窃盜前科三犯入監中の處震災に乗じ脱走せるもの一名逮捕。

説諭 税關金庫内に於て窃盜を爲さんとするもの三名現認。説諭上放還。

隊員増加 横濱憲兵分隊駐所員三名來着す。

憲兵隊移轉 警備隊司令部の移轉と共に現位地神奈川青木町五三七佐伯藤之助方に移轉事業

開始。

九月八日

説明書下附 演習應召者四名に對し、遅刻證明。

説諭 税關金庫内より鐵板を窃取、運搬中のもので二名現認説諭す。

警戒 税關金庫の被害頻發するを以て、上等兵三名詰切警戒。

九月十日

偵察 憲兵長以下全員根岸方面立憲労働黨員の行動偵察。

犯人拘束 持兇器哨兵暴行犯小川春吉外三名、法務官の依頼に依り拘束。

警戒 税關倉庫警戒、上等兵三名引揚。

被告人取調 流言蜚語犯人一名取調。

同 窃盜準犯人一名取調ふるも、微罪に付き説諭放還。

九月十一日

取調 窃盜被告嫌疑一名取調べたる處、證據不充分に付説諭放還。

説諭 流言蜚語の嫌疑者一名を、鶴見警察署より移送を受け、取調べたるも、犯罪成立せざるものと認め、説諭放還。

増援憲兵到着 有馬松原大尉外下士七名以下十名、午後五時着隊。

憲兵隊の活動(憲兵業務概要)

憲兵隊編成 中央地區南地區北地區の三分隊を以て編成。

九月十二日

憲兵増援 植野特務曹長以下六名東京より來援。

調査 第二中學校紛失兵器に關する調査及搜索。

説諭 窃盜嫌疑者二名取調べたる處證據不充分に付説諭放還。

九月十三日

補助憲兵配屬 歩兵第五聯隊兵卒十名補助憲兵として配屬。

留置 立憲労働黨總理山口正憲強盜被害事件に付取調のため任意留置。

取締 露國義勇艦レニン號入港に付憲兵六名補助憲兵八名出張取締に任ず。

犯人送致 強盜犯人山口正憲取調の上、一件書類と共に、身柄横濱地方裁判所に送致。

九月十四日

調査 第一中學校保管兵器紛失事件に付き狀況調竝に兵器隠匿を捜査。

取締 入港中の露國レニン號乗組員上陸禁止令せられ、其上陸有無に付調査竝に取締に任ず。

内偵 本牧町殺人事件に關し、内偵其の真相を得(南地區)。

調査 鮮人の暴行云々に關する事實調査(南地區)。

九月十五日

犯人檢舉 軍隊警察官と共に、市内久保山一帶の犯人二十名を檢舉す。

九月十六日

捜査 植木憲兵隊長以下全員市内大岡川及堀川を涉り、碇泊中の小帆船に付強窃盜犯人の大捜

査を行ひ、犯人三十六名を贓品と共に檢舉す。

取調 右三十六名に對し夜に入りて取調をなす。

九月十七日

檢事來訪 瀧川檢事來訪強窃盜犯人三十六名に對する處置に關し、打合せをなす。

調査 鮮人虐殺に關する風評調査(北地區)。

同 陸軍借用地に避難民住宅設置に關する調査。

同 船渠會社より亞鉛板搬出に關する調査。

同 海軍御用船漂流被害に關する調査(北地區)。

同 犯罪捜査檢舉五十二件。但檢舉後の處置を警察に任ず(南地區)。

九月十八日

檢事來隊 横濱區裁判所檢事五名來隊、犯人三十六名に對し取調を行ふ。

外人係任命 憲兵下士一、上等兵一名外人係專務として任命。

調査 米國救護隊の活動調査。

憲兵隊の活動(憲兵業務概要)

震災當時に於ける各學校備付軍用銃の散亂狀況に就て調査せる狀況左記及報告候也。
關東學院(南太田町)

三八式歩兵銃(屬品共百挺、三八式騎兵銃(屬品共二十挺の備付ありしが、九月一日の震災に際し、家屋倒壊同時に、火災を起し、軍用銃格納庫の鍵を保管せし教師は、天井墜落により即死し、銃器全部焼失せり。

高等工業學校(大岡町)

三八式歩兵銃(屬品共、九月一日震災に際し、家屋倒壊し、同時に火災を起し、全部焼失せり。
商工實習學校(大岡町)

三八式歩兵銃(屬品共八十挺、九月一日、過半を焼失し、約三十挺を持出し、職員に於て保管せり。群集に掠奪されたることなし。

横濱商業學校(南太田町)

十三式七十挺、十八年式五十挺、レミントン式三百挺計九百二十挺の備付ありしを、九月一日、格納庫倒壊し、朝鮮人襲來の噂ありしたため、群集は格納庫に闖入し、全部を持去りたり。

九月十六日、軍隊警察官共力搜索の結果、三百五十四挺を附近住民の手より回収し、殘品未回収に付、捜査中なり。

本牧中學校(本牧町)

三八式歩兵銃(屬品共百挺の備付けあり。九月一日、震災當時、朝鮮人襲來の噂ありしたため、同地青年團在郷軍人會より自衛の武器として、貸與方を申込まれ、學校當局は貸與者の住所氏名を控へて貸與せしが、九月十七日返戻す可き旨の揭示を出し、回収中なり。

淺野中學校(鶴見町)

三八式歩兵銃五十挺あり。九月一日、朝鮮人襲來の噂ありし際、同地青年會員に氏名を控へて貸與せる外、異狀なし。

其の他の學校備付兵器に就ては、既に報告通りなり。

第三項 憲兵隊の増員

(十月十三日)

憲兵隊増員 戒嚴令執行以來、軍隊の秩序回復並に諸般の警備、技術方面の盡力の大なるに對して、市民は等しく感謝の念を禁じない所であるが、憲兵隊が警察と關聯して、治安の維持に努められた効績も甚大であつた。處が十一日以來、憲兵隊は更に今日までの七倍の兵力を増加されて、一層警察側と提携することとなつた。従つて遠からず、騎兵第十五聯隊は一中隊を残して、他は復歸さるる由。尙ほ因に、歩兵第五聯隊も不日新に到着する歩兵第四十九聯隊と交代さるるとの事である。

第四項 憲兵分隊の常置

(十月三日)

軍隊撤退後に於ける横濱市内の治安に就きて、警察力のみでは信賴出來ず、市民は少からず不安の

憲兵隊の活動(憲兵業務概要)(憲兵隊の増員)(憲兵分隊の常置)

念を抱いて居るが憲兵隊では新に常置横濱憲兵隊を設くる事となり、

本隊並に分隊 横濱公園内、

同分遣所 日本橋、戸部山、日枝神社境内、

神奈川分隊 鶴屋町、

同分遣所 東神奈川、浦島町、保土ヶ谷、横濱驛附近、

根岸分隊 根岸競馬場附近、

同分遣所 蒔田橋堀ノ内、本牧、

以上十三箇所に本隊分隊分遣所を設置する事に決定し、従來の二百五十名を五百名に増員して治安維持に努むる事となつた。敷地決定次第屯所の建築に着すると。(東京警備隊司令部記録)

第三節 海上の警備と艦隊船舶の諸救援

震災の當夜、海軍省から横須賀鎮守府司令長官に對し、警備のため、品川及横濱に軍艦の派遣方を電命した。通信も交通も杜絶してしまつた當時は、横濱方面の慘狀を審かにすることが出来なかつたので、翌二日横須賀よりの派遣艦隊は、逸早く本市に到着した。略それによつて災害の狀況も明瞭になり、被害も豫想外に甚大であつたので、之がためには、軍艦を以て警備の要が急迫した。司令長官は直に軍艦五十餘並に驅逐艦二

隻(初霜響)を急派して、警備の任に當らしめた。當時の横濱は言語に絶する慘鼻の極に達して居つたので、罹災民は五十餘から上陸した陸戦隊の姿を見て、恰も闇の中から一點の光を見出した如く狂喜した。かくして一般避難民の心情を鎮撫しただけでも、至大な効果があつたのである。

續いて二日、船橋無線電信を介して、吳、佐世保鎮守府司令長官、及舞鶴、大湊、要港部司令官に對し、艦船の派遣と糧食救護材料の輸送方とを傳命されたので、海外へ發航の豫定であつた他の艦船も、命に依りて中止したのである。翌三日、更に吳から急航して歸つて來た軍艦を直に横濱に廻航させ、申合せた如く、偶然にも大湊から派遣された軍艦春日が來たので、之を加へて、軍艦五十餘、天龍、その他の艦船と共に、陸戦隊を上陸せしめ、市及びその近傍の警備に當らしめ、その後直に聯合艦隊が品川沖に入港すると直ぐ、第三戦隊は横濱に廻航して、警備に任ずることになつた。第三戦隊司令官は、第一戦隊から臨時に第三戦隊に編入した軍艦伊勢を旗艦として、山城その他横濱在泊の艦船を指揮し、警備と救護とに盡されたのである。其後になつては、聯合艦隊も一段落を告げ、九月二十二日已後は、専ら横濱方面の海上警備と救護とを第一艦隊の分擔と定めると同時に、従前通り第三戦隊司令官をして、横濱に於ける海上輸送及陸上警備を處理させ、第一

水雷戦隊をして、主として海上の警備に當てたのである。

斯くして、此方面の警備は、十月上旬、横須賀鎮守府が繼承することとなつて、五十鈴艦長指揮の下に、五十鈴、夕張、第五驅逐隊がその任に當つた。その後秩序の恢復につれ、夕張は十月二十七日、五十鈴及第五驅逐隊は十一月五日、各其の任務を打ち切り、夫れ夫れ關係の當局へ引繼を了して、退港したのである。今左に諸項を掲げて行動を示さうと思ふ。

(臨時震災救護事務局神奈川縣支部
震災彙報、神奈川縣港務部調査)

第一項 各艦隊の行動

震災に關し、海軍は其全力を擧げて、主として救護用の糧食、其他救護材料及避難民の輸送、陸揚、並に地方の警備、其他伊豆諸島、房總沿岸、罹災地の被害調査に當らしめしが、之に従事せる者は聯合艦隊旗艦長門以下、横須賀、吳、佐世保、鎮守府麾下のものを併せ、軍艦四十五隻、特務艦二十一隻、驅逐艦六十三隻、其他敷設艇、掃海艇、水雷艇、潜水艇等二十一隻、合計百五十隻、左表の通なり。

震災關係行動艦隊

聯合艦隊

第一艦隊

第一戰隊 長門、陸奥、日向、伊勢。

第三戰隊 球摩、多磨、大井。

第一水雷戰隊 龍田、第二五驅逐隊、第二六驅逐隊、第二七驅逐隊、第二八驅逐隊。

第一潜水戰隊 筑摩、第四、第六潜水隊、滿洲。

特務艦 常盤、第十二驅逐隊。

第二艦隊

第四戰隊 金剛、比叡、霧島。

第五戰隊 名取、鬼怒、長良、由良。

第二水雷戰隊 北上、第一驅逐隊、第二驅逐隊、第二潜水戰隊、矢矧、第十四、第十五潜水隊。

特務隊 韓崎、若宮。

練習艦隊 磐手、淺間、八雲。

横須賀鎮守府所屬艦隊

軍艦

山城、榛名、日進、五十鈴、阿蘇、迅鯨、鳳翔、春日、千早。

特務艦

關東、高崎、尻矢、神威、大泊、武藏、松江、富士、青島、洲崎、朝日。

各艦隊の行動

驅逐艦

第八驅逐隊 第五驅逐隊 第一掃海隊 第二掃海隊。

吳鎮守府所屬艦艇

軍艦

扶桑 木曾 平戸 天龍 千歲 明石 勝力。

特務艦

根津 室戸 野島 能登 呂石 廓 隠戸 大和 膠州。

驅逐隊

第十三 十四 十五 十六 驅逐隊。

敷設艦

黑神。

佐世保鎮守府所屬艦艇

軍艦

出雲 吾妻 利根 夕張。

特務艦

鶴見 佐多。

舞鶴要港部所屬艦艇

驅逐艦

第十七驅逐隊。

大湊要港部所屬艦艇

潜水艦

第五潜水艦。

敷設艇

黑崎。

徵備船 貴船丸 代志丸。

聯合艦隊司令長官は、品川沖及横濱に於ける艦船部隊の救護任務を指揮することとなり、救護任務に關する聯合艦隊司令部を、九月六日海軍省に設置し、左記要領の命令を發布せり。

聯合艦隊司令長官は横須賀鎮守府司令長官、關東戒嚴司令官及地方關係官憲と協議し、且海軍震災救護委員會と氣脈を通じ、所在艦船部隊を指揮し、左記任務を服す。

震災沿岸地方の狀況調査救護及海上交通。

救護材料人員の海上運輸補助。

芝浦に於ける港務一般。

各艦隊の行動

東京所在海軍官衙警備。

海軍各部通信連絡。

又各隊の行動任務の内、第三戰隊は、品川沖に於て救済材料を陸揚し、横濱に回航して警備に任ず。
第二水雷戰隊は、三浦半島、房總半島の西岸、伊豆半島及伊豆諸島沿海地方の震災狀況調査、及救護に任じ、任務終了のもの、又特に同地在留を必要とせるものは、横須賀に回航せしむ。九月九日、伊勢を當分第三戰隊に臨時編入し、第三戰隊司令官の旗艦に指定し、横濱に回航せしむ。第三戰隊司令官は任務遂行のため、業務分擔を左の如く定めたり。

海上運輸救済材料及人員の揚陸に關すること、材料人員揚陸棧橋司令長官高橋球磨艦長。

水路測量に關すること、濱野大井艦長。

第三戰隊司令官は、十日午前、球磨を率ひて横濱に回航し、山城艦長より引繼を了し、伊勢に座乗して、在港海軍艦長を區域に救護作業に従事す。同日午後、大井は横濱に回航し、多摩は横須賀にて燃料補給の上、横濱に回航す。

爾來横濱に於て、左記諸作業を實施し、九月二十七日、海上輸送及陸揚作業を救護協議會に引繼ぎ、三十日警備の任務を、第一水雷艇隊に引繼ぎ、横須賀に回航せり。

海上警備。

神奈川縣港務部を救助し、港内整頓竝に秩序維持。

夜間巡邏船を發し、港内警戒。

掠奪船檢擧のため、武装兵乗艇の舟艇派遣。

露船レーニン監督警戒。

華山丸收容鮮人七〇〇名、警衛保護。

陸上警備。

山下橋を中心とし、陸戰隊一箇中隊を以て、主として根岸方面、税關棧橋附近の警備。

毎夜探照燈を以て陸上照射。

在横濱船渠會社那珂タービン監視。

集積救済材料警衛。

整理作業。

税關倉庫及岸壁附近整理。

山下橋棧橋司令部間道路整理。

摺座船嚴島丸の引卸。

税關棧橋應急修理。

港内流木の整理。

港内水深測量。

各艦隊の行動

雜件

外國艦船及地方官憲のため通信幫助。
横濱市のため午砲發射。

第一水雷戰隊 龍田は九月二十四日、佐世保にて救護品を搭載出港し、二十五日横須賀、二十六日品川に陸揚し、二十七日横濱に回航警備に任ず。第二十八驅逐隊の蓼は、九月十九日、神戸に回航して本隊に合し、二十日救護品を搭載して、神戸發、二十一日横濱、二十三日品川に陸揚の上、二十四日吳發、二十一日名古屋にて救護品を搭載し、梨竹は直に横濱に、榎も順次に來り、警備に任ず。第二十六驅逐隊の梅栗は、二十六日、吳にて救護品を搭載し、三十日横須賀品川に陸揚の上、横濱回航警備に任ず。第二十七驅逐隊の菱章は、二十八日、吳發、名古屋にて救護品を搭載し、二十三日横濱に陸揚し、藤は二十日高濱に回航、救護品を搭載し、清水に陸揚の上、二十三日品川を経て、横濱に回航し、佐世保にて救護品を搭載し、二十一日發、二十五日横須賀に回航陸揚せり。九月三十日、柿蓬を除き、東京灣に集合し、第三戰隊に代りて、横濱警備に任じ、十月四日、警備救護の任を五十鈴に引継ぎ、任務を終了せり。第一潜水戰隊筑摩は、八日高松に回航して、救護品を搭載し、救護班を收容し、九日横濱に陸揚し、爾後横濱にありて警備す。其間九月十八日、横濱より清水に避難民を輸送し、歸途糧食を搭載し、横須賀に輸送陸揚せり。第四、第六潜水隊は、吳發、九日横須賀着、同方面の警備横濱品川方面の物資輸送に従事せり。十月四日、横須賀發任務を終了す。特務隊の常警は、第一水雷戰隊旗艦として、九月二十四日、命に依りて、救護品

を搭載して、吳發、二十二日品川、二十三日横須賀に陸揚し、二十六日横濱に回航警備に任ず。第十二驅逐隊は、八日吳發、品川着、芝浦品川間、品川横濱間人員、物資の輸送、並に警備に任じ、九月二十二日横濱に回航警備に任じ、十四日任務終了せり。第二、第五艦隊の中、長良、鬼怒は、神戸に於て救護物件、建築材料を搭載し、二十三日横濱に陸揚の上、品川に回航、名取、山良と共に、同地の警備に任ず。其の間、鬼怒は、十月八日、大震災善後會長、徳川公爵一行を便乗せしめ、伊豆、湘南地方を巡航し、翌九日品川に歸着したり。第二水雷戰隊、第二驅逐隊は、房總半島西岸及三浦半島震災被害狀況視察のため、九月七日、横須賀出動、館山に歸着、當地よりの避難民を收容して、之を小久保に送り、品川に回航せり。十一日、第四驅逐隊の灘風、羽風は大磯、國府津、小田原方面の被害狀況を視察し、同地より便乗者を品川に輸送して、横須賀に歸着。同月第一驅逐隊の波風は、侍從武官乘艦し、館山灣方面、伊豆東岸、湘南地方を第一驅逐艦野風、沼風は、内務省視察員乘艦し、伊東熱海、眞鶴、小田原大磯方面を巡視し、十二日品川に歸着す。十四日波風及第一驅逐隊は、依命横濱に回航。露船レーメンを監視し、之に野島崎附近まで追行せり。又夕張は、十三日米國驅逐艦監視のため、鎌倉沖に回航。午後横須賀に歸着。二十一日、沖尾は侍從武官乘艦し、横濱に回航。午後品川に歸着す。二十三日より十月二日に至るまで、毎日驅逐隊一隻宛を指定し、横須賀品川間通信船として、服務せしむ。韓崎は十一日横須賀。十三日横濱に回航。釜山より救護物件陸揚し、十五日避難者を收容し、清水に輸送せり。

其他の艦船

山城は横須賀鎮守府司令官より横濱警備に關する口達訓令を受け、三日正午横濱入港先着の五十鈴及四日入港の春日天龍を部署して警備並に救護作業を開始せり。

九月三日地方官憲及所在軍と協議し、山下町久保山方面の警戒のため陸戦隊一箇中隊を揚陸し、四日より根岸方面一帯税關棧橋方面を警戒せり。尙ほ在泊汽船にして他地方へ出帆せんとするものに避難民を搭載せしめ、又之がため短艇舢舨により輸送作業を、四日より實施し、其他糧食の陸揚税關棧橋内端の應急修理、避難民に糧食飲料水の配給、在港船舶の無電管制等を實施し、十日に至る。九月五日陸戦隊本部附近に救護所を設置して、救療を開始し、六日より岡山縣赤十字救護隊の助力を得、九日より汽船華山丸に鮮人を收容することとなり、縣當局の要求により、同船に衛兵を配置し、十一日より、同船に診療所を設置す。

九月十日午前六時、第三戦隊入港するや、横濱警備の任を、同司令官に引継ぎ、爾後司令官の部署を受け、専ら陸上の警備糧食の陸揚並に避難者輸送事務を掌りしが、爾後避難民漸次其の數を減じ、乗船者の多數は普通旅行者となりたるを以て、協議の上、九月十八日を以て、一先取扱を地方官憲の手に移し、又陸軍兵力の増加に伴ひ、同日陸戦隊を撤退し、十九日横須賀に回航す。又九月二十日より十月五日に至る間命に依り、毎日兵員二百名を陸上に派出し、主として食糧運搬に従事せり。

五十鈴は、九月二日午後九時、命に依り、磯子沖に回航陸戦隊を揚陸し、磯子及横濱の警戒に任じ、九月三日午前横濱港外に回航し、山城艦長の部署を受け、警備並に救護作業に従事す。九月八日、横須賀に

回航、同二十日横須賀方面の避難者を收容して、清水に輸送し、同地に於て救護物件を搭載し、二十二日横須賀に歸着陸揚す。

十月二日、横濱に回航。第三戦隊に代り、海上警備に任じ、十一月六日、命により、任務終了、横須賀に歸着せり。横須賀在泊中、九月十二日より十八日迄、二十六日より十一月一日に至る間、乗員を陸揚に派出し、糧食運搬陸上整理等に従事す。

滿洲は、九月十日、四日市より糧食救護品材料を搭載し、横須賀着陸揚の上、十五日品川沖に回航し、十六日鎌倉逗子方面の救護並に警備の任に當り、逗子沖に回航。二十日迄任務を繼續し、二十日東京方面への避難民を收容して、之を品川に輸送し、陸揚の上、横須賀に歸着。二十七日同地の避難民を收容し、二十八日清水に回航、之を陸揚し、糧食建築材料、其他救護品を搭載し、三十日横須賀に歸着す。十月四日、横濱より鐵道材料を搭載し、小田原沖に回航、陸揚の上、横須賀に歸着。避難民を收容、七日發、八日四日市着。綿糧食慰問品等を搭載し、十一日發、十三日横濱に着、陸揚、横須賀に至り、殘餘陸揚して、任務終了せり。

關東は、九月七日、横濱東京方面へ避難。三、一五六名を收容し、七日午後横濱に八日品川に陸揚す。九月十日、横須賀方面の避難者八七二名を清水に輸送し、同地に於て糧食を搭載し、十三日歸港。十七日再び避難民を收容し、清水に輸送し、糧食、木材を横須賀に輸送す。十一月一日出港、船川港大船渡より木材を搭載し、十七日歸航横須賀に陸揚す。

尻矢は、九月十六日横須賀より避難民を收容して、大阪に向ひ回航、建築材料其他搭載、二十一日横須賀着。二十五日横濱着。二十六日横須賀より避難者を收容して、大阪に回航。建築材料清水、其他を搭載し、十月四日陸揚の後、横濱に回航、陸揚を了す。十八日、横須賀より宮古に至り、木材を搭載して、十六日横須賀に歸着。十一月一日、横須賀發、大阪に回航。托送品、建築材料を搭載し、七日横須賀に歸着。十一月十二日、横須賀より機材類搭載、神戸に向け横須賀發、十四日神戸着、陸揚の上、大阪に回航、建築材料托送品搭載、十一月二十日横須賀歸着、陸揚す。

第八驅逐隊、響有明、神風、如月、吹雪、初霜は、大震後、直に半船の兵員を陸上に派出し、工廠其他の救護作業に従事せしめ、在艦員を以て、至急點火出動準備をなす。午後四時、命に依り出動、避難、金澤沖に碇泊。翌二日横須賀に歸港す。同日午後六時、命に依り、響、初霜は、警備の爲め横濱に回航し、陸戰隊を陸揚し、三月初霜は、報告のため歸港、有明は横濱に回航、警備に任ず。四日午後、響有明は、品川に回航、シカゴ丸より白米を搭載して、響は之を館山に、有明は真鶴に陸揚して、六日横須賀に歸港す。

神風、如月は、五日品川に回航、警備に任ず。吹雪は、五日横須賀地方の避難者を品川に輸送して、即日歸港し、初霜は、五日浦賀三崎方面を巡回、救護班を陸上に派出し、負傷者の手當をなし、即日横須賀に歸港す。吹雪、初霜は、六日、響有明は、八日品川沖に回航、第二艦隊司令部長官指揮の下に、救済品の陸揚、芝浦品川の便乗者、避難者の輸送に従事す。

八日、如月、神風は、横須賀に回航し、石炭船を曳船して、九日品川に達す。吹雪は、司法省の托送品を横

濱に輸送して、即日品川に歸港し、初霜は、兵庫縣よりの警官、並に救済材料を横濱に輸送し、十日各艦全部、横須賀に歸港す。十二日、響、如月、吹雪、初霜は、横濱に回航し、神奈川縣下に配給すべき食料を搭載して、響は、長浦、衣笠に、如月は、三崎町、長井村に、吹雪は、浦賀町、久里濱村に、初霜は、葉山、西浦村に輸送、配給して、十三日横須賀に歸港し、有明は、十三日横須賀より糧食を搭載して、浦賀、逗子に輸送し、即日歸港す。

如月は、十七日横須賀鎮守府司令長官乗用として、品川に回航、翌十八日歸港す。十九日、有明は、芝浦に回航、水路を曳船して、横須賀に歸港し、二十一日、響、如月、吹雪は、横濱に回航、小田原町に配給すべき木材、建築材料を搭載し、二十二日之を小田原に陸揚して、横須賀に歸港す。二十七日、響、有明、神風、如月は、横濱に回航、再び小田原町に輸送すべき建築材料を搭載して、二十八日之を同地に陸揚して、横須賀に歸港す。十月十六日、眞鶴に水雷學校無線電信所用應急修理材料を輸送して、即日歸港す。各驅逐艦、横須賀在泊中は、兵員を陸上に派出し、糧食、陸揚、運搬、陸上整理、土工作業に従事せり。

第五驅逐隊、第三、第五は、大震當時防火隊を陸上に派出した。同時に港外に避泊、三日歸港。四日、第五驅逐艦は、各省救済事業關係者を便乗せしめ、清水に回航し、翌五日歸港す。

五日、第三驅逐艦は、横濱、横須賀を二回往復し、一般避難者の輸送に従事す。七日、兩驅逐艦、避難者輸送のため、横濱經由、品川に回航、横須賀に歸港す。爾後、兩驅逐艦は、避難者輸送、侍從武官乗用、鮮人輸送等に、品川、横濱、横須賀間を行動し、十月二日、命に依り、横濱、警備の爲、同地に回航し、五十鈴艦長の指揮の

下に入る。其の間食糧運搬、攝政宮殿下横須賀行啓供奉艦、ビヤード博士外震災救護の諸官の視察便乗等の任務に服し、二日以後横須賀在泊中は、乗員を陸上に派出し、糧食搭載運搬陸上整理作業に従事す。

本會は南洋方面より、九月十四日到着當分第三戰隊司令官の區所を受け、震災救護の任務に服すべき命を受け、十九日横濱に回航、乗員を派出し、在泊商船の糧食陸揚、岸壁の補修に従事す。九月二十五日、伊勢大廟に參拜の平沼司法大臣乗艦、品川より鳥羽に回航、二十七日品川に歸着し、同二十九日勅使九條公乘艦横濱より鳥羽に回航、二日横須賀に歸着す。十月七日、横須賀發、名古屋清水にて糧食を搭載し、十二日横須賀に歸着、十七日横須賀に回航。米國マツコイ少將一行、竝に部内便乗者及家族を收容し、十九日神戸に陸揚、二十日吳着任務を了す。

天龍は、九月二日、食糧品治療品を搭載し、救護班を乗艦せしめ出港、四日午前、品川着。命に依り、同日横須賀に回航、治療品救護班を陸揚、五日横濱に回航、山城艦長部署の下に横濱警備に任じ、糧食の陸揚をなす。七日避難者を收容して、清水に回航、陸揚の上横濱に輸送すべき食糧及救護班を搭載して、十日横濱に歸着、十二日品川に回航、便乗者を收容し、又十六日横濱に於て避難者を收容し、之を清水に陸揚し、九月十八日、吳に歸着せり。

野島は、九月四日、佐世保より吳に回航、鎮守府司令長官より東京横須賀方面救護物資の命を受け、部内及吳市廣島市等より救護物資を搭載、六日出港、神戸に寄港し、救護品建築材料を搭載、十一日品川に、

十四日横濱に回航、夫々搭載救護物件の一部を陸揚し、二十二日横須賀に回航、全部の陸揚を了せり。二十八日清水に航行、横濱に送付すべき建築材料を搭載し、三日横濱に回航、之が陸揚終了し、六日品川に回航、便乗者を收容して、横須賀神戸を経て、十一日吳に歸港せり。

膠州は、九月一日午前十一時、吳に向け、横須賀を出港し、猿島第三海堡間に至るや、突如激烈なる衝撃を感知すると共に、横須賀方面砂塵に包まれ、忽ち數箇所より大火災起るを見、始めて大激震なりしを知り、直に引返して、午後一時横須賀着。軍醫部員及救護班を陸上に派出し、救護作業に従事せしめ、横須賀鎮守府司令長官より、

イ 横須賀震災の概況、竝録倉方面御滞在の皇族の御安否を大臣に報告。

ロ 東京方面の状況を横須賀鎮守府司令長官に報告。

ハ 芝浦に在泊東京横須賀間の通信連絡の任務を命ぜられ、午後九時、陸上派遣員收容を終了す。

即時横須賀發、正午芝浦着海上より望みたる東京方面の状況を、横須賀鎮守府司令長官に電報す。午前十時半、艦長は將校一名を従へ、折柄炎上中の芝浦岸へ上陸したるも、海軍省既に燒失の報により、豫定を變更、午前二時半、海軍大臣私邸に出頭、横須賀鎮守府司令長官よりの報告を陳述し、大臣より、

イ 當分品川に在泊通信連絡に任ずべきこと。

ロ 速に警備艦を横濱に派遣すべきことを、横須賀鎮守府司令長官に電報すべきこと。

の命を受け、東京方面の状況と共に、横須賀鎮守府司令長官に電報せり。

九月三日午前七時入港の富士に海陸連絡の任務を引継ぎ、陸軍兵横濱輸送の命を受け、午後八時横濱方面警備隊司令長官奥平少將以下二百三十名を收容して、午後十一時横濱に到着せしも、天候不良、港内状況不明の爲、當夜陸揚不能に了れり。四日午前六時横濱港内に進入し、陸軍兵を上陸せしめ、正午芝浦に歸着し、静岡縣の救護物件を小田原に輸送配給、小田原滞在罹災外人百五十名を清水に輸送すべき命を受け、午前八時清水に向け出港、九月五日清水着、六日静岡縣より救護物件を受領し、午後五時出港、九月七日午前六時、小田原沖に着せしも、風浪のため、陸揚困難なるを以て、眞鶴に回航救濟物件を陸揚げして、之を交附せり。再び小田原に回航、避難外人は三島方面に避難せる報を得、風浪を冒して避難者を收容、九日清水に上陸せしめ、十日同地に於て東京横須賀方面の救護物件を搭載し、十一日横須賀に、十二日十三日芝浦に、十五日横濱に陸揚せり。十六日横濱方面の避難者を收容して、十七日四日市着、之を陸揚し、聯合艦隊に供給すべき生精品を搭載し、二十日品川着、聯合艦隊に配給し、二十五日横須賀發、二十七日吳に歸着せり。十月八日、建築材料輸送のため、命に依り、震災地方に測量事業に従事せり。

夕張横須賀在泊は、震後直に救護隊を編成して、陸上に派出し、次で命に依り、更に防火隊警備隊を陸上に派遣す。午後三時、燃焼重油海上に流出、港内危険となりしを以て、港外に避泊す。四日迄横須賀に在泊、陸上救護に従事。五日横須賀鎌倉方面の避難者七百五十名を收容して、品川に回航陸揚せしむ。

九月八日、命に依り、横濱刑務所囚人約三百名を收容、之を熱田港外に輸送し、同行の葵に轉乘、名古屋刑務所に引渡す。十一日同地に於て救護品救護班を收容し、十二日品川に回航陸揚す。二十三日再び横濱刑務所より囚人百三十五名を收容して、名古屋に回航し、之を同地の刑務所に引渡し、翌二十四日品川に回航す。十月三日、五十鈴と共に、主として横濱警備の任に當り、十月十日、攝政宮殿下御乗艦、東京灣震災地方を巡視あらせられ、十月二十六日任務終了横濱發、二十九日佐世保に歸港せり。佐多は、佐世保に於ては航空母艦として、工事中の所、九月二十五日、急速震災救護作業に従事すべき命に接し、工事を撤廢し、救護品を搭載し、十日横濱着、建築材料を陸揚し、十三日横須賀に回航、搭載品陸揚の後、便乗者を收容し、十六日横須賀發、大阪に寄港し、佐世保に歸着せり。

其他横須賀品川を連絡し、又之等を根據として活動したる艦船名左の如し。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-------|-------|----|-----|-----|----|-------|----|-----|---------|
| 榛名 | 日進 | 迅鯨 | 春日 | 阿蘇 | 千早 | 鳳翔 | 高崎 | 尻矢 | 神威 | 大泊 | 武藏 | 松江 | 富士 |
| 青島 | 朝日 | 矢風 | 浦風 | 第七驅逐隊 | 時雨 | 夕風 | 鴻 | 雉 | 鷗 | 第一掃海隊 | 扶桑 | 平戸 | |
| 明石 | 勝力 | 攝津 | 室戸 | 能登呂 | 石廊 | 隱戸 | 大和 | 第十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七驅 | |
| 逐隊 | 黑神 | 出雲 | 吾妻 | 利根 | 第五潜水隊 | 黑崎 | 貴船丸 | 代志丸 | | | | | (海軍省調査) |

第二項 避難民輸送

一軍艦山城春日の行動と避難民の便乗

各艦隊の行動 避難民輸送

軍艦山城及春日は、他の在泊艦船と協力して、避難民の一時的收容、竝に輸送を擔當し、同時に陸戦隊を揚陸して、山下橋附近、本牧方面警戒の任務に服し來りたるも、市の秩序も追日恢復し、又要急避難民の處分も差當り一段落を告げ、一方商船の來往も稍、常態に近づきたるを以て、來る十八日限り、陸戦隊を撤退し、避難民輸送任務をも終る旨、第三戰隊司令官より通知ありたり。

尙十八日迄、避難民者便乗の艦船、及搭載豫定員數は左の如し。但し帝國商船便を含まず。

九月十三日

米國軍用船ウエストオーロア號 (十三日午後便乗を要す)

行先 神戸、 人員三、〇〇〇人。

九月十五日

帝國軍艦天龍 (午前十時出港當日乗艦)

行先 清水、 搭乗人員約一、五〇〇人。

九月十八日

帝國軍艦春日 (午前七時品川、正午横濱、午後五時横須賀發)

行先 大湊(國館寄港)、 搭乗人員約八〇〇人以内。

(震災彙報)

横濱市海路避難民調 (震災彙報九月十六日)

九月二日以降、軍艦汽船に依り、避難せるもの左の如し。

(月日)	(船數)	(大阪)	(神戸)	(名古屋)	(清水)	(其他)	(計)
九二	二	二〇〇人	一、一〇〇人	一〇〇人	一〇〇人	一〇〇人	一、四〇〇
九三	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
九四	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
九五	三	一、五三三	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二、七三四
九六	七	九四	二、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三、一四四
九七	三	三三〇	九〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、五三〇
九八	六	三三〇	九七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二、一〇〇
九九	九	一〇〇	二、九七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三、二七〇
(計)	三六	三、二一六	一七、二五〇	五〇〇	四、八五〇	三〇〇	二五、九六六

横濱方面避難者輸送狀況 (九月二十一日山城報告)

震災以來十日迄、横濱より艦船に依り避難せるもの左の如し。

(月日)	(行先地)	(員數)	(船名)
九六	清水	三〇〇人	セイ
同	同	七六四	ルイ
同	同	五七〇	ゲ
同	同	一三五	ビ
同	同		ン
同	同		ン
同	同		丸
同	同		丸
同	同		丸

避難民輸送

九	同	同	同	同	九	同	同	同	同	同	同	九	同	九	同	九	同	九	同	九	同	九	同	九
六					七	八	九	〇	一															
清	大	同	同	小	神	同	清	同	同	神	大	同	同	神	清	神	清	神	同	同	神	同	同	同
				田										原										
				江																				
				尻																				
二二〇	六三〇	九二二	一三〇〇	五七〇	二〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇	二〇〇〇	七八〇	三七八	六〇〇	二五〇〇	五〇〇	一一〇〇	一五六〇	一三〇〇	一一五〇	一八四六	二〇六七六					
森	山	南	湖	ロ	シ	日	タ	ト	軍	長	相	丹	箱	雲	大	長	軍	ア	上					

第三項 救護品輸送陸揚に關する行動

食糧及其他救護品の輸送 九月九日第一艦隊司令長官より當分の間伊勢を第三戰隊に臨時編入し、第三戰隊司令官の旗艦に變更の旨發令あり。同艦は十日午前五時、品川を發し、横濱に回航し、乗員を港内に派し、曳船及貨物艇若干を徴發し、同艦搭載救護材料を以て、大岡川川口船渠倉庫に陸揚を開始せり。

同日付を以て第三戰隊司令官左の命令を發せり。

第三戰隊命令

- 一 當隊は聯合艦隊命令特第三號により、横濱の警備に任ず。
- 二 任務遂行の爲、業務分擔を左の如く定む。
 - イ 海上輸送、救護材料及人員の陸揚に關する委員長 漢那伊勢艦長。
 - ロ 材料人員陸揚棧橋司令官 高橋球磨艦長。
 - ハ 水路測量に關すること 委員長 濱野大井艦長。
- 三 當隊聯合陸戰隊編制を別表通定め、主として陸揚物件の守護に任せしむ。其上陸時機、並爾後の任務に關しては、高橋球磨艦長の命を受けるものとす。
- 四 多摩は港外に在泊し、神奈川縣港務部長と氣脈を通じ、主として港務並通信及郵便物發送を擔

救護品輸送陸揚に關する行動

當せしむ。多摩來着迄九月十一日正午、春日は其の任務を施行す。

五、高橋球磨艦長は、陸軍及地方官憲と氣脈を通じ、曳船及載荷船の徵發、並棧橋附近通路の整理に任じ、尙救濟材料、人員の陸揚に關する棧橋用務を處理すべし。

六、伊勢艦長は、港内外在泊若しくは來着する艦船搭載の救護材料品を調査し、徵用船舶、並第七項の人員を部署し、海上輸送に任ずべし。

七、第三戰隊各船は、士官特務官若しくは兵曹長を指揮官とする輸送班を編制し、伊勢艦長の要求に應ずべし。

八、第二號九項八項に關し、各艦は各委員又は棧橋司令官の要求に應じ、人員艇、並に材料を派遣し、其任務達成を援助するものとす。

斯くして九月十日、第三戰隊司令官は、球磨を率ひ、横濱に着し、命に依り、第三戰隊以外、横濱在泊帝國艦船を部署することとなりしを以て、在泊各艦長を旗艦に參集せしめ、整備並救護作業實施方策を指定することと共に、横濱に於ける海上輸送、陸揚作業に關し、即日陸上官憲と協定を遂げ、着々其業務を遂行し、諸事圓滑に進捗し、九月十九日、同二十日頃には、一日約三千五百噸内外の糧食、其他の救護材料を陸揚することを得、陸上倉庫には横濱地方人民に對する一箇月所用額以上の糧食、蓄積する建築材料、其他の救濟材料の陸揚亦數千噸に上り、旁、海神奈川驛に依り、約七百噸内外の糧食を、連日東京に輸送せり。

九月二十七日、正午海上輸送物件作業を救護事務協會に引續ぎ、二十八日棧橋司令部を撤去せり。

救護物件の陸揚表、及横濱に於ける貨物陸揚に關する打合覺書、左の如し。

貨物陸上に關する覺書

一、陸揚は、舊稅關棧橋附近岸壁、及大岡川口を使用す。

二、海上輸送は、左記要領により、全部直接又は間接に、管制の下に實施す。

1. 載貨商船は、品名數量其他必要の件を神奈川縣港務部長乘船に通報す。

2. 神奈川縣港務部長は、伊勢より派遣せる士官、及稅關官吏關係會社事務員と協定し、翌日陸揚すべき艦船名品名數量但會社の手にて陸揚を引受けたる分を除くを伊勢に報告す。

3. 伊勢は右通知に基づき、必要なる運荷船等の配當を決し、前夜中に棧橋司令官に通知す。各艦の人員及短艇を使用する時は、各艦にも通知す。

4. 會社、神奈川縣港務部側にて陸揚する物件に關しては、伊勢特務士官より棧橋司令官に通知す。

5. 棧橋司令官は、伊勢より要求せる舢舨、曳船を、要求の載貨艦船に送る。之が監督實施は伊勢の任とす。

6. 棧橋司令官は陸揚場所を指定し、兵員及人夫を適當に配布し、陸揚に従事せしむ。

7. 棧橋司令官は、陸揚貨物の數量等必要なる件を取纏め、之を陸軍配給部に通報すると同時に、之

救護品輸送陸揚に關する行動

が保管警衛に任ず。會社側にて陸揚せるもに關しては、陸軍配給部に通知すると共に、之が警衛に任ずるものとす。

8. 陸上に於ける貨物配給運搬は、陸軍の手にて行ふ。

三人夫は救護局にて傭ふこと。

四雜件

1. 現に救護事務局にて使用しつつある曳船五隻、運荷船四隻は、海軍の手に移す。

伊勢は明朝八時、大岡川口にて右船艇の引繼を事務局より受くべし。

右船艇操縦者は其のまま海軍の手に移す。但右人員は、神戸海員協會の有志者が、無報酬食料持參にて働ける者にして、相當鄭重なる取扱を要す。

徴發船舶の模様を球磨艦長に知らすこと。

2. 千葉縣より石油發動機一臺到着の分は、伊勢にて便宜處理すべし。

3. 横濱船渠には、フローチングクレーンあり。操縦者が現に従事する警衛事務に兵員を出せば、會社員にて之を操縦す衛兵は陸軍より出す筈。

(震災彙報)

第四節 航空隊の救援活動

命 令 九月一日午後十一時於陸軍省構内

貴官は状況の許す限り、可成速に飛行機に依り、別封書類を大阪に送致し、第四師團長を経て、之を傳達せしむべし。

陸軍大臣 山 梨 半 造

命 令 九月二日午後五時於航空部

貴校及下志津分校飛行機を以て、明三日左の任務を實施す可し。寫眞撮影に關しては貴官に任ず。

東京北部災害状況の偵察。 同南部は依然飛行第五大隊にて擔任す。

東京附近災害状況等、特に横濱の状況偵察。 鐵道殊に東海道線運行状態の偵察。

富士裾野在板妻廠舎野戰砲兵第一聯隊に別封送達第一師團命令にして出來次第直送す。

命 令 九月三日午後四時於陸軍航空部

陸軍航空學校及飛行第五大隊は、明日左記區分に從ひ、諸偵察及連絡を實施すべし。

陸軍航空學校

横濱横須賀附近の情況。

各務ヶ原との連絡。

航空隊の救援活動

飛行第五大隊

中央線列車運行状態。

宇都宮との連絡午前九時出發し得る準備に在るべし。

右の如く航空學校に命あると同様に、陸軍各航空部隊は、夫々の命を受くるや、逸早く九月二日未明から飛行を開始した。爾來三十有餘日、連日懸命の活動を繼續したのであるが、此間に於ける飛行活動を、數の上に顯すも、この實跡の功勞は、多大なるものである。即ち回数五百回として、時間に延長すれば、五萬三千七百餘時間、總飛行距離實に五萬六千餘哩に及んだ。此の距離は、恰度赤道上地球を二周して、尙ほ餘りがある。又この間の飛行に際しては、氣象觀測を行ふ違もなく、各地よりの天候通報、及び到着飛行場の模様等も一切知ることが出来ないのみか、罹災地一帯が炎上して、溟濛天空を掩へるも意とせず、黒煙の中を突破して飛行したのである。而かも數千米の上空にあると雖も、猛惡なる上昇氣流と、到る所突發する大旋風とがあつて、機體の操縦意の如くならず、危殆に陥つたことも數知れぬ程であつた。操縦者と偵察者の苦心勇氣は、素より、同胞の難に赴くて、其の壯烈なる意氣は、實に讚嘆すべきものである。

殊に本市に於ては、今や破滅の悲運にかこち、闇路に閉鎖されて、方途に迷ふ幾十萬の本市罹災市民は、明るる日になつて、夢かとも思ひけん、燻ぶる上空には、悲壯と云はん乎、決死の飛行機は、兩翼かすかに雄姿をあらはした。狂はんばかりに感激に満ち満ちて、感謝と歡喜との涙をこそいだ。蘇生の思

ひに叫んだ市民は、始めて上空の救ひ神に接し、こうなつては大丈夫、交信の聯絡も、食糧の供給も、何もかもすべての道は開かれたと、確信と喜悅との涙を浮べたのである。

如何にも其確信通りである。即ち前記の如く災害突發した九月一日の正午から、同日夜に至る間に於て、大阪市民の知り得た情況は、只無線電信によつて齎らされた東京及横濱に地震があつて、次いで火事が起つたといふ風な、極めて漠としたものに過ぎなかつたさうである。恰度此際、航空學校の乙式第二十六號機、波多野中尉操縦、東中村上等兵同乗は、陸軍大臣より大阪第四師團長宛の重要命令、内務大臣から地方長官宛の重要命令を載せて、二日午前九時、所澤出發、東海道沿線の情況を偵察しつつ、箱根附近の密雲を突破し、途中極度の難航を續けて、午後三時大阪練兵場に到着したので、糧秣輸送、其他救護等に關する處置を迅速ならしめ得た。而已ならず、實に關東方面の情況を全國に傳達するの根基をなすことを得たのも、又柴田中尉の壯烈な偵察を初め、一同の勇敢なる行動に依るもので、此航空活動は市民の永へに腦裡に銘記すべき事であらうと思ふ。

今左に同校の業務詳報に依つて、當時の壯烈なる飛行状況を伺ふことが出来る。

九月二日

一、般の状況 東京及横濱市は火災中にして、交通運輸補給に關する諸機關の運轉は全く停止し、剩さへ不逞暴徒の放火、掠奪等の流言蜚語起り、住民の生活及安寧は、極度に脅威せられ、頻發する餘震と共に、停止する所を知らず。唯夫れ正確なる状態を翹望するのみ。東京市荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡

航空隊の救援活動

南足立郡南葛飾郡に戒嚴令第九第十四條の規定を適用し、同條令中司令官の職務は東京衛戍司令官
之を行ふこととなれり。

午前一時附録第一所載の陸軍大臣の重要命令及航空部本部長の命令を受領す。

警備 午後七時三十分、所澤町在郷軍人の通報及警察電話に依り、不逞鮮人八百名、小川郵便局を襲
撃中なる報を得、念のため教導中隊全員を集合し、左の如く警戒配備をなすと共に、小川田無町方面に
將校斥候を派遣せり。(後虚報なることを知れり)。

一衛兵 上等兵二、卒六を増加す。

二飛行場衛兵として、上等兵一、卒九を配置す。

航空 天候晴後曇り、大火災の煤煙棚引きて、透明の度悪し。南風(七米)。

波多野中尉、東中村上等兵同乗は、陸軍大臣命令を第四師團長に送達のため、午前九時出發、途中箱根以
西の天候全く不明なりしも、決意、箱根の難關を突發し、午後三時、設備なき大阪練兵場に着陸し、其の任
務を達成し、四日午後歸還す。

秀島中尉、柴田中尉同乗は、品川横濱市街偵察の爲め、午後二時五十分出發し、該市及其附近全く猛火に
氾められ、尙盛に延焼しつつある等詳細に偵察し、午後三時三十分歸還す。

九月三日

一般の状況 九月三日、東京府神奈川縣に戒嚴令施行せられ、神奈川縣横須賀市及三浦郡に在りて

は横須賀鎮守府司令長官、其他の地域に在りては、關東戒嚴司令官、其職務を行ふ。

行動の大要 當校は航空部本部長の隷下として、附録第六命令により、東京北部の災害状況を偵察
東京附近、特に横濱の状況偵察、鐵道殊に東海道線の運行状態の偵察に任ず。

航空部検査官の一部は當校の指揮に屬す。下志津分校をして、東京及横濱災害地、寫眞偵察、及鐵道
特に常盤線及北條線、勝浦線、總武支線の状況を偵察せしむ。

航空 新井特務曹長、寺師大尉同乗は、横濱市震害状況、寫眞撮影のため、午前八時三十分出發、同市撮
影、全部灰燼に歸せるを目撃して、午前十時三十分歸還す。

小澤曹長、野口大尉同乗は、横濱國府津間の鐵道状況、横須賀小田原に至る海岸線の震害状況偵察のた
め、午前九時出發し、軌道の屈曲、列車の轉覆、及鐵道橋の墜落しある等の状況を齎して、午前十時五十分
歸還す。

九月四日

一般の状況 九月四日、戒嚴施行地域を、千葉埼玉兩縣下に擴張せられ、關東戒嚴司令官同地域に於
ける司令官の職務を行ふこととなれり。

第三師團長は、飛行第一第二大隊を以て、左の區間の連絡飛行を行ふ。各務ヶ原、小幡ヶ原、三方原、三
島、所澤。

行動の大要 横濱横須賀附近の状況偵察、各務ヶ原との連絡を行ふ。

下志津分校をして銚子千葉以南房總半島沿岸の被害の状況を偵察せしむ。

航空 美濃曹長(田中中尉同乗)は、東京芝罘附近の焼失區域の偵察、及東京、神奈川間の震災状況偵察のため、午前十時三十分出發、偵察地帯上空を概して低空にて飛行し、詳細に偵察し、一層状況を詳にし、午前十一時四十分歸還す。

九月五日

航空 齋藤曹長(寺師大尉同乗)は、横濱罹災地の甚しき部分の寫眞撮影の爲め、午前八時五十分出發、鮮明なる寫眞撮影をなし、午前十時五十分歸還す。

九月八日

航空 田中曹長(寺師大尉同乗)は、横濱横須賀附近寫眞偵察補給の爲め、午後二時十五分出發、補給を要する部分の鮮明なる寫眞撮影をなして、午後三時二十五分歸還す。

九月九日

行動の概要 本校は規定の連絡飛行の外、品川横濱横須賀鎌倉方面の状況、及保土ヶ谷附近の陥没地の偵察を行ふ。下志津分校は規定連絡の外横須賀及千葉市附近に、宣傳文の撒布を行ふ。

航空 天候曇後南北東の風(三米)。

佐藤曹長(野口大尉同乗)は、品川横濱横須賀鎌倉方面、其の後の状況及保土ヶ谷附近の陥没地の偵察の爲め、午前十一時十分出發、該地の詳細なる状況を偵察し、午後十二時三十分歸還す。

九月十一日

航空 天候晴後曇、南東の風(六米)。

更に本市偵察の任に當りし同校の將士の情報を記せば、野口歩兵大尉は、九月二日午後、飛行指揮官の代理として、状況不明なる横濱方面の状況を偵察して、該方面の状況を詳にし、尙夕刻陸軍大臣及第一師團長の命令を佐倉宇都宮高崎屯在部隊に傳達の命令を受け、即時傳達手段を講じ、受令後約一時間後に、送達部隊に命令を傳達し、爲に各部隊は、九月三日早朝、東京市街に續々到着することを得た。九月三日、状況全く不明なる横濱以西相模灣沿岸及東海道線の状況偵察の任務を以て、小澤曹長操縦午前九時出發、東海道線及鎌倉以西、小田原附近に至り、震災状況を詳細に目撃及寫眞偵察して、該方面の震災及火災状況を詳にした。

波多野砲兵中尉は、九月二日、陸軍大臣より第四師團長に宛てたる關東震災火災の通報及糧食輸送に關する緊急命令、並東海道鐵道線の震災被害程度の偵察の任務を以て、箱根以西の天候全く險惡不明なるにも拘はらず、午前九時、發動機工手東中村上等兵と同乗して出發し、機を操縦しつつ、尙厚木、平塚、小田原、及東海道鐵道線の被害をも偵察し、突然に覆はれた箱根の難關を決意突破して、沼津以西の低空の下を潜り、難關を續けつつ、先づ各務ヶ原飛行第二大隊に着陸、油類の補充及機體の點檢を終つて、直ちに出發、午後三時、設備もなき大阪城練兵場に着陸し、直に送達書類を師團長に傳達した。尙關東震災の實情を大阪市民に知らしめ、約一時間後、大阪を出發して、夕刻各務ヶ原飛行場第二大隊に引

返した。翌三日は雨天の爲め、同地に滞在して、四日關東方面の天候不明であるに拘はらず、同地を出發して、幸うじて歸校した。

寺師歩兵大尉は、九月二日、狀況全く不明なる東京北部地區の垂直寫眞撮影を目的に其準備偵察の任務を以て、延原軍曹操縦、午前九時十五分出發して、火煙に覆はれたる該地附近は、氣流險惡であつたが、沈着にその偵察を遂げ、東京市街及郡部の震災狀況を詳にし、九月三日、横濱市街の震災狀況の寫眞偵察の任務を以て、新井特務曹長操縦、午前八時二十分に出發して、該市街主要部の連續寫眞を鮮明に撮影した。而して該市の震災狀況を一層詳細ならしめたのである。更に九月五日には、横濱罹災地の甚しき個所の寫眞撮影の任務を以て、齋藤曹長操縦、午前八時五十分出發、該地の垂直寫眞を撮影し、九月三日撮影せしものの補遺とし、相當の好果を得たのであるが、更に九月八日、横濱及横須賀市の垂直寫眞補遺の任務を以て、田中曹長操縦、午後二時十五分出發、前回の補遺を要する部分の垂直寫眞を撮影し、前數回撮影したものと併せて、連續寫眞とし、概して鮮明にした。

柴田歩兵中尉は、九月二日、狀況全く不明なりし東京北部地區の垂直寫眞撮影を目的として、其準備偵察の爲め、小澤曹長操縦、午前九時三十分出發、該地附近が殆ど火煙に覆はれ、目撃も困難であつたが、決意突破して、偵察の目的を達し、該方面の狀況を詳にした。而して垂直寫眞撮影の基礎を作つた。更に九月二日には、狀況全く不明混沌であつた横濱市の震災狀況を偵察し、秀島中尉操縦、午後二時五十分出發、途中品川、川崎附近の震災狀況をも偵察しつつ、横濱に至れば、該市の大部は焼失し、尙ほ延

焼中であるが、港外にある汽船は悉く被災民を收容して居つた。如何に被害の甚大なるを想起させるを得なかつた。此地方は詳細に偵察して、該方面の震災狀況を詳にした。

九月二日には、更に陸軍大臣の命令を宇都宮師團に傳達の爲め、正木曹長操縦、午後五時十五分出發、午後六時宇都宮練兵場に着陸、即時命令を傳達し、宇都宮師團をして、九月三日早朝、東京市に到着せしめた。

九月四日、東京北部の垂直寫眞撮影の爲め、新井特務曹長操縦、午前九時四十分出發、雲低く、連續撮影困難なるにも拘らず、好機を捕へ、局部の撮影をなして、震災狀況を比較的詳にした。

その他下士の偵察と操縦の壯烈なる行動を擧ぐれば、

富野歩兵曹長は、九月二日午後、飛行第五大隊に連絡の爲め飛行し、無線電信開設に關する打合せをなし、尙陸軍大臣の緊急命令送達の爲め、大阪に飛行せし波多野機が、午前十一時五十分、名古屋東方を各務ヶ原に向ひ飛行しつつありし情報を得て歸還した。

小澤工兵曹長は、九月二日、狀況全く不明なる東京北部地區の垂直寫眞偵察を目的として、其準備偵察操縦の任務を以て、偵察者柴田中尉同乗、午前九時三十分出發、勇敢にも猛火に包まれ、火災に覆はれ、氣流險惡なる市街上に突入し、氣壓及氣温變化のため、屢發動機不調となりしも、巧に之を調整し、偵察者をして、遺憾なく詳細に偵察せしめ、震災の狀況を詳にし、垂直寫眞の基礎を得た。

田中工兵曹長は、九月八日、横濱及横須賀附近寫眞偵察補遺の操縦任務を以て、偵察者寺師大尉同乘、

午後二時十五分出發補遺すべき地區を適確に飛行し、比較的鮮明なる寫眞を撮影せしめ、補遺の目的を達せしめた。

延原騎兵曹長は、九月二日、狀況全く不明なる東京北部地區の垂直寫眞偵察を目的として、其の準備偵察操縦の任務を以て、偵察者寺師大尉同乗、午前九時三十五分出發、勇敢にも猛火に包まれ、火煙に覆はれ、氣流險惡なる市街上に突入し、危険を冒し、偵察者をして遺憾なく詳細に偵察せしめ、震火災の狀況を詳にし、垂直寫眞の基礎を得せしめた。

新井工兵特務曹長は、九月三日、震災救援飛行に出務し、横濱震火災狀況の寫眞及目撃偵察操縦の任務を以て、偵察者寺師大尉同乗、午前八時三十分出發、巧なる操縦をなし、鮮明なる横濱市の連絡寫眞を撮影せしめ、該市の被害を一層詳細ならしめた。

九月四日、東京北部の寫眞偵察操縦の任務を以て、偵察者柴田中尉同乗、午前九時四十分出發、煙霧低く飛行寫眞撮影困難なるをも物ともせず、好く煙霧の間を飛行し、偵察者をして重要部の寫眞を撮影し得しめた。

齋藤歩兵曹長は、九月五日、横濱罹災地の甚だしき部の寫眞撮影操縦の任務を以て、偵察者寺師大尉同乗、午前八時三十分出發、横濱市上空に至り被害地上を適確に飛行し、偵察者をして鮮明なる撮影をなさしめ、該方面の狀況を一層鮮明にした。

美濃歩兵曹長は、九月四日、被害狀況確實ならざる東京芝區の燒失區域、及品川、神奈川間の罹災狀況

の偵察操縦の任務を以て、偵察者田中中尉同乗、午前十時三十七分出發、偵察地帯上空を概して低空にて飛行し、偵察者をして燒失區域及罹災狀況を詳細適確に偵察せしめ、該方面の震火災狀況を一層詳にせしめた。

佐藤歩兵曹長は、九月九日、品川横濱須賀鎌倉方面の其後の狀況、及保土ヶ谷西方地域の陥没地の偵察操縦の任務を以て、偵察者野口大尉同乗、午前十一時十分出發、品川附近海岸より横須賀附近に至る海岸線に沿ひ、低空にて飛行し、偵察者をして其後の狀況を詳細に偵察せしめ、横須賀鎌倉附近に至る間の狀況をも一層鮮明ならしめ、又保土ヶ谷西方は高度二三百米の低空にて飛行し、該地附近には陥没地帯らしきものなきを確認せしめた。

(所澤航空學校業務概要)

一 陸軍航空學校飛行記録 (自九月二十二日 至九月二十二日)

九月二日 乙式二五二

操縦者 秀島中尉。

偵察者 柴田中尉。

出發時刻 午後二時五十分。

歸還時刻 午後三時四十五分。

飛行時間 零時五十五分。

航空隊の救援活動

任 務 品川横濱市街の偵察。

報 告 市の西南部丘草地を除き市街全部焼失し、尙本牧根岸附近に於て一部残存す。港は棧橋に至るまで焼失し、汽船十五港外千葉附近に於て碇泊し、收容しつつあるが如し。

九月三日 乙式二六二

操縦者 新井特務曹長。

偵察者 寺師大尉。

出發時刻 午前八時三十分。

歸還時刻 午前十時三十分。

飛行時間 二時間。

任 務 横濱市震災状況の寫眞撮影及目視偵察。

報 告 横濱は東神奈川市南部の一部を除くのみ。本牧附近に至る間全部灰燼に歸せり。

九月三日 乙式二三四

操縦者 小澤曹長。

偵察者 野口大尉。

出發時刻 午前九時。

歸還時刻 午前十時五十分。

飛行時間 一時間五十分。

任 務 横濱國府津間の鐵道の狀況。

横須賀小田原に至る海岸の震害の狀況。

報 告 東海道線小田原間の鐵道軌道は屈曲しありて、藤澤國府津間附近最も甚し。戸塚大磯間に三列車轉覆しあり。

馬入川の鐵橋は川底に墜落しあり。

九月五日 乙式二六三

操縦者 齋藤曹長。

偵察者 寺師大尉。

出發時刻 午前八時五十分。

歸還時刻 午前十時五十分。

飛行時間 二時間。

任 務 横濱罹災地被害甚しき部の寫眞撮影。

九月八日 乙式二六一

操縦者 田中曹長。

偵察者 寺師大尉。

航空隊の救援活動

出發時刻 午後二時十五分。
歸還時刻 午後三時三十五分。
飛行時間 一時間二十分。

任 務 横濱横須賀附近寫眞偵察補遣。

九月九日 乙式二一六

操縦者 佐藤曹長。

偵察者 野口大尉。

出發時刻 午前十一時十分。

歸還時刻 午後〇時三十分。

飛行時間 一時間二十分。

任 務 品川横濱横須賀鎌倉方面其後情況及保土ヶ谷附近の陥没地の偵察。

報 告 品川壺場南及東側斜面は大なる線狀龜裂あり。海岸線は南に至るに従ひ損害大なり。
横須賀の海岸及鎌倉間の山地は至る所土砂崩壊しあり。

二 陸軍航空學校下志津分校飛行記録

(自九月二日
至九月十三日)

九月二日 乙式一八一

操縦者 岡田中尉。

偵察者 藤井大尉。

出發時刻 午前九時三十分。

歸還時刻 午前十一時五十分。

飛行時間 二時間二十分。

任 務 東京横濱寫眞撮影並偵察。

摘 要 雲烟のため目視に終る。

九月三日 乙式一八一

操縦者 森玉中尉。

偵察者 眞崎大尉。

出發時刻 午前十時十二分。

歸還時刻 午前十二時三十分。

飛行時間 二時間十八分。

任 務 横濱市寫眞撮影。

(所澤陸軍飛行學校飛行記録)

三 飛行機上偵察の震災狀況 (柴田中尉)

九月一日、震害のため家屋倒潰し、震動尙熄まざれば、此夜露營と決心して、庭前の廣場に出た。晝尙

航空隊の救援活動

暗く、恰も夕立の雲かとも思はれた東京横濱方面の黒煙は、今や物凄き猛火の柱と化し、更に引續いて起る流言蜚語が喧傳されたのである。聞けば東京下町方面の全焼と、横濱横須賀方面の被害も亦更に甚しく、之に次ぐ火災の惨害一層甚しく、中にも横濱は「海嘯に襲はれた」、「鮮人凶人未逞の徒が横行する」等、一回は一回よりも惨状を傳へ、余は根岸に居住する實家を案ぜられて、終夜眠ることが出来ないので、只管に夜の明くるを待つて居るのである。

二日の早朝飛行場に馳付いた。そして飛行機の準備も既に整へてあつたので、陸軍大臣内務大臣との命令を齎らして、名古屋大阪方面に傳達するもの、仙臺方面に赴くもの、その任に就いた。余は先づ東京偵察の命を受け、乙式型を以て、小澤曹長を同乗せしめて出發したが、物凄く天に沖する火焔は、飛行機としては最も恐れておる「上昇氣流」で、容易に接近しやう術もないやうに思はれたが、麴町淺草深川方面の猛炎は、今を盛りとばかりに猛威を逞ましようして居ることも認められた。而し身の危地を顧みるのも打忘れ、屢々黒煙中に突入し、或は跳ね上げられ、或は吸ひ込まれ、遂に不燃燒性の瓦斯のために、發動機も不調となつた。それより代々木に着陸を決心したのである。かかる故障飛行機を操つて、代々木上空に到れば、代々木練兵場は、今や避難者の群集は右往左往して、容易に空地を開かず、かくして幾度も繰返すこと數回して、躊躇して居る内に、天祐と云はんか、發動機は自然に順調なる回轉を始めたのであつた。それより更に引き返して、龜戸方面の偵察を完了して、正午頃歸還し、其狀況を報告した。直に飛行郵便に托して、右偵察情報を關西方面に通信したのである。

時に中食をとるの迫なく、再び横濱偵察の命を受けた。此の命こそすでに心中念願して居つたので、勇躍歡喜して、直に秀島大尉と共に、乙式型第二五二號を以て出發した。多摩川原町田を過ぎ、淺間町(横濱北端)の上空に出た。見渡せば、横濱の市街は早や大部災害のため、一面灰褐色と變じ、東京よりも遙かに慘憺たるものであつた。海上は一面に油に覆はれ、異様の光を放ち、凄絶慘絶實に語るべき言もない。

岡野町方面は概ね焼失して、目下淺間町附近に於て、北方に延焼しつつあつたが、更に轉じて横濱停車場を見下ろせば、その姿も止めざる程度に焼失し、尙餘燼物凄き有様であつた。神奈川方面は大半焼失せるものの如く、市街内の溝渠は黒焦になつた木材破片に覆はれ、陸地との判別さへも付かぬ有様であつた。市街中央の空地は、火災を免れし如く、多くは震災のため大破損をして、外人の住宅地附近などの破壊は、最も甚しかつた。

根岸方面は刑務所附近の焼失した外、尙所々に残存してをる家屋を見た。尙當時喧傳された磯子附近の海嘯の噂は、全然無根であつたことを知つたのである。更に本牧方面を瞰下すれば、同方面は火災を免かれたが、震害特に大なる如く、中村町北方町の地區一帯は、今尙盛に延焼中である状を見た。埠頭方面は盡く焼け、油は悉く海中に漂ひ、大小十四五隻の汽船は、その救援に多忙を極め、陸上への小舟往復も頻繁であつた。

午前にはける東京方面の偵察の経験から、努めて黒煙中に入ることを避けたが、然し知らず知らず

幾度か煙の中に入りて、發動機に異状の爆音を感じ、時に横須賀方面からの黒煙は、市街を襲ひ、任務も是れにて概ね完了したのであるから、漸く歸途に就いた。

飛行偵察は内部の状況を詳にすることも出来なかつたが、然し囚人、鮮人等の暴動等が、如何に不安に陥れてゐるかを想像した。余の實家附近は、幸ひ屋蓋の形状を存じて居つたから、震火災共に無事ならんと思ひ、身は公務のための故、家との通信も不可能であつたので、唯心中無事を祈りて歸つた。かくして任務を了へて所澤に歸り、横濱の家路を辿らんとしたが、更に第三回の飛行の命があつた。

東京横濱方面軍隊不足のため、極度の不安に襲はれ、宇都宮師團の急派を必要とするに至つた。時正に午後五時を過ぎ、太陽は甲武の山に暮き、日没前に目的地に着陸することは、頗る危まれたが、汽車は不通、自動車も不通、今や可能不可能を論ずべき時にあらずと、意を決して出發した。

乙式型に正木曹長と同乗し、準備するの遑なく、陸軍大臣の命令を携帯して、北方に向つた。午後六時過ぎ、薄暮の中に、宇都宮市街を認め、低空飛行の結果、練兵場らしきものを發見して、細雨の中に、僅かの破損を以て無事着陸して、命令を傳達した。

師團は直ちに集合し、幸ひ利根川の橋梁も現存したのであるから、此夜の中に東京に近き川口町に到着した。續いて東京に入れるを聞き、早朝雨を衝いて歸還し、復命した。斯の如き一日三回に亘り、而かも平時に於て企及し得ざる危険飛行は、國家非常の際に於てのみ實行し得らるるものであることを思ひ、其成果に思を致すとき、實に欣快を禁じ得なかつた。

今回東京偵察飛行の際、故障を生じ、不時着陸を決心せる時、偶、出發前の噂の一部を聞くと、市民が飛行偵察を目して、火事見物と見做し、憤慨したとのことを思ひ出し、市街附近に着陸するの危険も又思はざるを得なかつた。蓋し眼前の惨害に氣を奪はれた市民に對しては、如何なる辯解もその効果なかるべく、機上に居り、嘆息を漏らさずには居られなかつた。

四 同

上 (小澤曹長)

九月二日は、早朝から終日東京地方の空中偵察に任じ、翌三日は東海道線に沿ふ神奈川縣下各地の偵察を命ぜられ、午前八時から其任務に服した。小澤曹長は乙式偵察機を操縦し、野口大尉偵察者として同様に塔乗、午前八時所澤を出發した。其日は曇天で、而かも霧深く、東京市の上空に出づるまでは、殆ど建物に接するやうに飛行した。品川の上空から鐵道に沿ひて飛行し、大森、川崎等家屋の破壊せるもの、煙突の轉倒せるもの等多數あつたが、是から見る横濱の惨害の程度を想像せしめられた。機首を轉じて渦巻く横濱の上空に出たときには、雨さへ交へ、市の東端から白煙天に沖するを見た。機首を轉じて渦巻く火の何處なるかを確めたが、これぞ、ライジングサン、スタンダードの重油タンクから焼失して居るのを認めた。市街の方向に眼を轉ずれば、既に灰燼の荒野と化し、只道路のみ残りて、過去を物語り、郊外僅に人家の點在するのみ。港内は罹災民と荷物とを満載せる汽船、帆船等を以て充たし、海上恰も一市街を形成した様も奇怪の思がした。東洋屈指の横濱は、市街も港も今は其面影だに止めず寂滅し

て、凄愴の光景を見て、機上遙かに同情の涙を禁じ得なかつた。機首を保土ヶ谷戸塚方面に轉ずれば、雲低くして、百米突以上に上昇することは出来ない。其儘前進せんか、附近の山腹にでも衝突するかの恐があつた。今は躊躇する場合でない、鐵道線路に沿ふて飛行を繼續したのである。戸塚藤澤間には貨車脱線し、更に相模灣に出づれば、茲では野口大尉と協定し、鎌倉横須賀の偵察は、歸途の實施に決し、海岸線を小田原に向け、機首を轉じた。行く手の市街地停車場等の破壊は、次から次へと物凄き殘骸の跡となり、最も著しきは鐵道線路の彎曲屈曲の状と、地盤に龜裂を生じたことであつた。汽車の構内又は驛々の中間に於て轉倒してをる列車、又馬入川鐵橋などは、河川に沈下した状は、如何に天災とは云へ、言語に絶えたるものであつた。平塚國府津の慘害は、勿論小田原など全く焼野の原と化し、箱根附近は所々に山崩あり、熱海線の一部はために埋没して居る。小田原までの偵察は豫め了つたが、更に機を東に轉じて、横須賀の方向に飛行した。此時、雲の高度は約六百米突である。驟雨に襲はれつつ、鎌倉の上空に達した。時は雲の高度五十米突で、鎌倉町には火災は認めない。主として震害多く、海上を返子に至る。斯く何處も震害が甚しかつたにより、愈々横須賀に飛ばんとしたが、雲低く、到底飛行不可能であつた。偵察者と共に勇躍して、再び雲中に突入せしも、密雲のため、遂に横須賀への飛行は不能に終り、返子より空しく所澤に歸還し、以上の経過を報告し、且其の日の任務を終了した。

第四節 横須賀航空部の救援行動

大震當時は等しく慘害の渦中に投ぜられ、格納庫扉及庫壁倒潰して、それがため、所藏の飛行機も、飛行艇も殆ど破損し、その數大小三十基に及んだ。加ふるに滑走臺運搬路と陸上飛行場は、甚しき龜裂斷層を生じたのであるから、其中、直に使用し得るもの、即ち飛行三十時間に堪ふる横廠式水上偵察機僅に一機と、滑走臺一個に過ぎなかつたと云ふ窮狀に陥つたのであるから、急速にこれらの殘存飛行機の整備完成に努めたので、漸く翌二日午前八時、横廠式第二八號をして、始めて第一次の偵察飛行をなすことを得た。同機は帝都及其の附近と、横濱市の上空を、一時間三十分飛翔して、震災の状況を偵察して歸來し、直に横須賀鎮守府司令官に報告した。即ち東京横濱の實況を横須賀に齎らした第一信である。爾後九月七日に、偵察及機上撮影を行ふこと前後六回、其區域は京濱、三浦半島、及東京灣沿岸に亘りて、能くその任務の目的を達したのであるから、横須賀官民のために、各地の震害を確知せしめ、又各地との連絡及善後所置に多大の貢獻をなした。

一方横須賀芝浦間に在りては、定期飛行を行ひ、當時鐵道不通、無線電信輻輳の狀況、調査に於て、大なる貢獻を致し、九月六日以來、十二日にて救濟事業進捗し、東京横須賀間通信艦を以て連絡するに至る迄、海軍省横須賀鎮守府間相互書類の送達及人員の急送に従ひ、霞ヶ浦航空隊の連絡飛行と相俟つて、無線通信の混亂を緩和し、其他震災當初に於てあらゆる救濟事業に助成したのである。

九月九日の依命、震災地帯の状況を偵察撮影の任務を以て、十二日より二日に亘りて、京濱方面、相模灣沿岸、伊豆半島及房總半島を飛行撮影して、總數百十七葉の寫眞を鎮守府司令官海軍大臣に提出したのである。

(神奈川縣港務部書類)

第二章 政府の救援

第一節 概説

九月二日、臨時震災救護事務局の東京に設置せられたるや、四日、横濱市にも神奈川支部を設置し、本部の組織に倣ひて、總務部以下十一部を設け、本局より三矢委員及事務官、其他の職員來援し、横濱に於ける委員及事務官、其他の職員と協力して、神奈川方面の救護及一般施設に盡力した。當時、横濱市には宿泊する屋舎なく、加ふるに交通頗る不便なりしにも拘らず、三矢委員以下、全く私事を抛擲して、國家の急に奔り、萬難を排して、一意救護のために盡した。

二日、非常徵發令の發布以前、海外渡航者検査所の如き、倒潰火災を免かれたる個所に於ては、既に二日早朝より、傷病者を收容して、救護を開始した。當時二日に至るも、猛火は尙鎮まるべくもあらずして、幾萬の火傷、外傷、疾病者の阿鼻叫喚する者數ふべからずして、支部員其全力を盡して、之を收容し、其救護に努力したりと雖も、死者二萬三千、傷者四萬を算したる程なりしを以て、此等傷病者を救護するに、縣營造物の殘留するもの他に一もあるなく、之が設備、救護に困難を感じた。依つて、取敢へず、樞要場所に救護所を急設し、罹災醫師を誘ふて、之を臨時救護員に命じ、以て傷病者をして、稍完全なる施療を受くるを得しめた。然れども、其の各救護班、救護所、救療病院等に對し、衛生材料の配給を潤澤にし、各救護所の活動能力を充分に發揮せしむることは、蓋し容易で無かつたのである。従來各種衛生材

政府の救援(概説)